

第八章 障害児教育

一九四七（昭和二二）年制定の「学校教育法」により盲学校、聾学校、養護学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）および特殊学級から成る「特殊教育」の制度が発足した。盲学校と聾学校の義務教育は四八年度から、養護学校の義務教育は七九年度から実施された。この『神奈川県教育史』では、学校教育法上の「特殊教育」を「障害児教育」と呼称する。

旧学制には、盲学校と聾学校については制度が設けられていた（一九二三年「盲学校及聾啞学校令」、それ以前は「小学校令」中に盲学校、聾学校の規定が盛り込まれていた）。また、四一年の「国民学校令施行規則」第五十三条规定に「国民学校ニ於テハ身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ特ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」と規定されたが、戦時下のためほとんど普及しないまま終戦を迎えた。

神奈川県立の障害児教育の学校としては平塚市に盲啞学校があつたが、一九四八年四月に平塚盲学校と平塚聾学校に分離した。

本章は、「第一節 県の基本方針および施策の動向」「第二節 盲・聾（ろう）教育」「第三節 特殊学級」「第四節 養護学校」「第五節 病弱教育・訪問教育」というテーマで区分した節に、それぞれ関係する資料を収録した。

第一節 県の基本方針および施策の動向

一 県特殊教育基本調査のまとめ

県特殊教育基本調査のまとめ

特殊教育の重複性は、以前から呼ばれていたがその教育内容や、それに関連した諸問題について、専門的に確実な資料はなかなかつかめなかつた。しかし、特殊教育の将来のためにも、基礎調査資料が極めて必要なことはいうまでもない。県教育委員会は、この点に着目し、県下の特殊教育のうち、とくに精神薄弱児教育の分野の調査を東京大学の三木安正教授に依頼した。

調査は、三木教授を中心とする県特殊教育基本調査委員会により昭和36、37年の2年度にわたって行なわれ、昭和36年度では特殊学級の現状と問題点の調査（教委時報No.34、41に結果の概要を掲載）が、昭和37年度では普通学級における精神薄弱児童・生徒の調査（教委時報No.70に結果の概要を掲載）がまとめられた。

ここに掲載する最終報告は、これらの資料をもとに、精神薄弱児教育改善をいかにすべきかという三木教授の所見全文である。

この所見によつても、特殊教育の現在の問題が実に複雑であり、多難なものであることを痛感させられよう。

所見は、精薄教育の眞の振興は、特殊学級数の機械的な増加によって達成できるというようなものではなく、特殊学級設置の準備としての地域社会の教育関係者の理解と特殊児童の親の考え方の問題、学級担当者の養成と研修の問題、そしてこれらに関連する社会的ないろいろの事情があることなどを明らかにしている。また、特殊学級を統合して一つの学校にするという考えに対し、所見によると、それぞれ目的と性格を異にするので直ちに応ずることは検討を要するとしている。

ここに掲載する最終報告は、これらの資料をもとに、精神薄弱児教育改善をいかにすべきかという三木教授の所見全文である。

■精神薄弱児教育の改善についての所見

東京大学教授 三木 安正

戦後、新しい憲法の制定に基づいて教育基本法・学校教育法・児童福祉法・児童憲章などが作られてから、精神薄弱児の教育や福祉に関する対策も急速に発展の途をたどってきた。かつては人間の肩のように扱われていた精神薄弱者も基本的人権においては、何ら変りないものという考え方には、今やだれも反対する者はないであろう。

そして、特殊学級・養護学校・収容施設・通園施設などの数は、とくに近年目ざましい増加をしめしており、神奈川県においても昭和30年度には26学級であった特殊学級が、昭和37年度には約⁵4倍の118学級となり、養護学校も2校設置されている。これは全国的傾向におくれをとらないものである。

しかし、このようになると、教育行政上また教育内容上、いろいろな問題がでてきた。今までのように、ただ施設数を増すことだけに専念しているような対策ではすまなくなってきた。ここに総合的な計画性をもつた対策をたてる必要にせまられてきたのである。その要点をあげてみると、次のようなものがある。

(1) 特殊教育の対象となる精神薄弱児の数

昭和36～37年度の2年間にわたる調査の結果から推定した県下の公立小・中学校在籍者（小・354,549名、中・17,248名）中の精神薄弱児数は、小学校では男女合わせて約1,000名（300名程度の誤差を含む）、中学校では同じく約5,300名（200名程度の誤差を含む）である。

この推定は普通学級内における精神薄弱児の出現率にもとづいたものであるから、この他に、特殊学級在籍児童数、小学校814名、中学校490名を加える必要がある。さらに、就学猶予と免除と長欠の児童のうち、精神薄弱を理由とする者の数を加えれば、小・中合計で、約17,700名前後の数となろう。これは県下全学令児童生徒数の約2.8～3%にあたる数であり、常識的にも首肯せられる数字である。

しかし、これを教育の対象として考えるばあい、その数は全児童生徒数に推定出現率を掛けただけでは適確につかみえない。精神薄弱児にはその障害の程度に幾多の段階があり、また種々のタイプがあるばかりでなく、その保護者の教育に対する理解の度合いもさまざまであつて、現状では特殊学級に編入されることを望まない者がむしろ多く、したがつて、これらの点も考慮に入れないと、特殊教育の発展は期しがたいのである。

(2) 学校教育の対象となる精神薄弱児と学校教育の対象外におくべき精神薄弱児

上記のように、同じく精神薄弱児といつても、その一人一人をみれば千差万別であつて、これを画一的に扱うことはできない。自己の身辺の処理もできず、言語ももたないような白痴級の者は、集団生活をたてまえとする学校社会に参加していくことはできない。また知的障害の程度は比較的軽くとも、病的に異常な行動をする者なども学校教育の対象としては不適当である。

しかし、近年の傾向として、比較的重症な者でも、学校あるいは施設に通わせて、なるべく家庭で暮らさせ教育しようという動きがでている。わが国でも、昭和37年3月31日に養護学校の対象とする児童生徒の障害の程度が、文部省令で定められ、その基準は中度以上の者とされたが、これは精神薄弱児に対する特殊教育のわくが原則的に広げられたものと見られる。(P.参考資料Bを参照)

しかしながら、重度の障害や性格異常の者は学校教育の対象とはなりえない。昭和29年度の厚生省の調査では全児童生徒の約0.66% (全精神薄弱児の約22%) がこれにあたる。

一方、どの程度の精神薄弱児までなら、普通学級において指導が可能であるか、ということが問題になるが、これにはその普通学級の児童生徒数が問題になる。現状では、いかに熱心な教師でも、その学級内の精神薄弱児にまで手をのばすことは困難であるが、将来一学級の児童生徒数が、欧米の先進諸国なみに35名前後となれば、軽症の者や社会性の発達している者は普通学級において教育される可能性が増すであろう。要は、該当児が学級集団の中に仲間入りして行けるかどうかによるのである。

(3) 特殊学級の対象とすべき精神薄弱児と養護学校の対象とすべき精神薄弱児
上記の昭和37年3月31日の文部省通達による基準では養護学校は中度以上(おおむね知能指数50以下)の者、および軽度(おおむね知能指数50~75)の者でも、社会適応性がすぐない者を対象とすることになつており、したがって、それより軽度の者(おおむね知能指数50~75)は特殊学級の対象とすることになつてているが、この両者は画然とわけることがきわめて困難である。

その第一の理由は、精神薄弱児にはきわめて雑多なタイプがあり、その判別が簡単にはおこなえないことである。第二の理由は特殊学級や養護学校が、それぞ

れの児童生徒の通学が可能なほどの数もなく、かつ地域的に配置されていないということである。

それ故、本来養護学校の対象となるべき者が特殊学級に、特殊学級の対象となるべき者が養護学校に在籍することも止むを得ないことである。ただ、前述の通達の規定に従がえば、その地域の特殊学級を統合して、一つの養護学校にするというような行政的措置は、本来の趣旨をわきまえない片手落ちのものということになる。

すなわち、精神薄弱児教育のための養護学校と特殊学級には、本来それぞれの独自の使命があることをじゅうぶんに認識して、精神薄弱児教育の将来計画を考える必要がある。なお、この点については本報告書の「(5)養護学校設置の基本方針について」の部分で、さらに詳述しよう。

参照 .. 学校教育法施行令第22条の2 (37・3・31・政令114号)

(4) 特殊学級設置の基本方針について

神奈川県の特殊学級は、昭和30年度には26学級、あつたものが、昭和37年度には118学級になり、わずか7年の間に4.5倍と飛躍的に増加している。

しかしながら、昭和36年度にはじまつた文部省の5年計画に従がうとすると、昭和40年度までに170学級とするように計算され、さらに昭和38年度にはじまる新5年計画では、昭和42年度までに226学級とするように計算される。(P.10~11, 参照資料E・Fを参照)

このような特殊学級増設計画の基礎として、文部省は全国で9カ所の教員養成大学に精神薄弱児教育のための専門教員養成課程を新設したほか、現職教員の養成講座を開催している。しかし、このような文部省の教員養成計画だけでは、当面の特殊学級増設のスピードに追いつかない現状であるから、県段階における現職教育のいっそうの充実をはかる必要がある。なお、この点については本報告書の「(II)特殊学級担任教師の資質の向上」に述べる。

また、この文部省のいわゆる計画設置計画には、単に学級数を増すだけでなく、これを地域的に適当に配分することをもねらつていて、神奈川県の現状では、市町村別にみた設置状況と人口数の間には、かなりのアンバランスが見られる。一郡内に一学級ないし2学級というのも多い。

これらの実状からして、県下特殊学級の総数は、現在118学級で、かなり多いよ

うにも思われるが、特殊教育の普及という点からは、まだ試験期の域を脱していないといえよう。

そこで、今後の特殊学級設置の方針を、今回の調査結果を参照して、試験期から実用期へと進む段階を考えれば、次の諸点に留意されることが必要と思う。

(イ) 未開発の地域ではどうするか

未設置の地域および学級数の不足の地域では、開設をあせらず、児童生徒の実態調査、地域および該当父兄への啓蒙、教員の選択、学校内の態勢の整備などをじゅうぶんにおこなってから開設すること。つまり、近年は天下り的開設の傾向にあるので、初期の特殊学級開設に際して配慮したような慎重な心構えをもつ必要を忘れてはならない。

(ロ) 既設校のある地域ではどうするか

総花的に特殊学級を配置するよりも、既設のところを充実することが効果的であると思う。すなわち、すでに一学級あるところは2学級とし、大規模学校では3学級とする。当面の目標としては“2学級3担任制”（2学級を3人の教師で担当する）を単位として考えることが、内容充実の上で必要であると思う。

(ハ) 中学校の特殊学級に一層の重点をおくこと

一般的に、小学校の方が特殊学級設置に熱心であり、中学校ではその熱意がうすいのであるが、神奈川県においても、その傾向があるので、その方面的啓蒙をするほか、中学校の特殊学級設置に特別の配慮を加えること。

(二) 特殊学級設置計画について

机上の計算だけで特殊学級を設置しても、児童生徒が集まらないという場合がある。児童生徒を特殊学級に編入させるかどうかについては、父兄の意向と、それまでの担任教師の意見が強い関連をもっているので、その方面的指導をおこなったうえ、専門医や心理学者の鑑別をもとめ、さらに次の資料などをあつめて、学級設置計画を考える必要がある。

A 推定該当児数

- B 父兄が特殊教育を希望しているケースの数
- C 父兄が特殊教育に反対しているケースの数
- D 教師が特殊教育をすすめているケースの数

E 教師が特殊教育に反対しているケースの数
F すでに特殊学校に在籍している児童生徒数

G 児童生徒の特質を知るための資料

a 年令・性別

b 知能程度

c 学業成績

d 行動特徴（性格特性・社会性）

e 身体状況

f 家庭状況

そして、まず（B—F）がゼロになるよう、つぎに（A—B）がゼロに近づくよう、そのためにCやEを減らすことを考え、B・C・D・Eがそれぞれのような考え方をよりどころにしているかを、常につきとめていく努力が必要である。

(ホ) 特殊学級設置基準の制定

特殊学級の教育を充実してゆくためには、適當な学級設置基準を制定し、人との・物的諸条件をとのえて、担任者が安んじてその職務に挺身できるようになることが必要である。

要するに、特殊教育の充実発展は、これを単に義務制にするというような措置にたよるべきではなく、常に啓蒙と教育実践をつみ重ねて実績を高めて行かなければならない。そのためには、まず教育内容の検討と向上が必要となつてくる。

(5) 養護学校設置の基本方針について

さきに述べたように、養護学校は特殊学級を統合したものではなく、独自の使命を有するものである。それは対象児童生徒を異にするということになつていてが、対象が異なれば目標や教育内容と教育方法も異なつてくる。したがつて、施設と設備や教員配当も異なつてくる。教師のみでなく、医師や心理学者などの専門家の参加も望まれてくる。

このようになると、養護学校は一面においては精神薄弱児教育の研究と指導のためのセンターとしての役割をもつようにもなつてくる。将来、養護学校の設置が都道府県に対し義務づけられることになつたばあいは、とくに特殊学級とは

異なる役割をもつた養護学校の性格を明確にしておく必要がある。すなわち、現在の段階での、各地区の特殊学級における精神薄弱児教育の研究と指導の中心としての養護学校の役割の検討と確認が望まれるのである。

そこで、この時期において、むしろ率先して、そういう意味のセンター的な県立養護学校を設置することが望ましい。さしあたっては、県下各地区的中心地に養護学校を設置し、各地域の実情に即応した教育を開発していくことが望まれる。盲児・ろう児に比して、精神薄弱児の数は10倍以上があるので、その学校数も數倍あつてしかるべきであり、養護学校を中心としてその周辺の特殊学級に精神薄弱児教育の網の目がのびるようになれば理想的である。

また、県下の各地区に養護学校が配置される場合、それぞれに特色をもたせ、とくに職業教育面では地域社会の実情との関連の上に立って、特色あるものを伸ばすこと。また、そのいくつかには寄宿寮を付設して、環境の変化によって教育効果をあげることをも考慮すべきであろう。

ここで、養護学校と特殊学級の役割や性格の差異、それぞれの利害得失の要点をまとめ、今後の設置計画を検討する際の参考に供しよう。

まず、養護学校は比較的障害の重い精神薄弱児（中度以上の精神薄弱児および軽度の精神薄弱児のうちの社会的能力に欠けるもの）を収容し、特殊学級は比較的障害の軽い精神薄弱児（軽度の精神薄弱児）を収容する。

施設、設備や教員の集中という面では、養護学校は教育条件をととのえやすい

ので、重い障害の精神薄弱児に対しては養護学校が適することになる。一方、養護学校は普通の小・中学校から孤立しやすく、ともすると隔離主義（精神薄弱児の教育は養護学校だけにまかせておけばよいという態度など）を生じやすい。

精神薄弱児も将来は一般社会で生活するようになるので、学校時代から普通児童と接觸して対人関係を学習することが望まれるが、この面では普通の小・中学在校内に併設された特殊学級のほうが有利である。また、精神薄弱児教育に対する一般社会（とくに教育関係者）の理解、関心、協力を促進するためには、隔離された養護学校よりも、特殊学級のほうが効果をあげやすい。

要するに、養護学校と特殊学級の役割と性格の差異、およびそれぞれの長所短所を詳細に確認したうえで、精神薄弱児教育の推進のセンターとしての養護学校と、その周辺の特殊学級との網の目のような連けいを考えてゆく必要があるわけ

である。

(6) 就学判定機関設置の必要性

特殊学級や養護学校が増加してゆくとともに、児童福祉施設（精神薄弱児施設・通園施設・教護院など）との関係もいろいろ生じてくる。また、学校保健法による就学時の身体検査が整備されてくると、その結果にもとづく指導勧告が適切に行なわなければならなくなる。さらに、わが国の義務教育制度の盲点ともいうべきものとして、就学猶予免除に関する法律上の手続には多くの改善すべき点がある。そのような不備を補なうためには、就学の義務を正しく果させ、また個人差に応じた適切な教育を受けさせるために、どうしても就学判定機関を都道府県におくことが必要と考えられる。

すなわち、県は就学判定審議会をおき、地教委および各学校に係をおいて、就学の判定ならびに進学の指導などに当らせるのである。欧米の先進諸国におけるスクール・カウンセラー、スクール・サイコロジスト、ガイダンス・ティーチャー、あるいは特殊教育専任指導主事を県教委、地教委におき、県教委には専門家の参加をもとめた審議会をおくことが理想的と思う。

生徒指導や少年非行の問題についての指導組織も必要であるが、それとならんでも、心身障害による就学困難児のための就学指導機関をおくことが一つの基本対策となるのであって、その専門職員を特殊教育担当の指導主事とすれば一石二鳥となるだろう。

(7) 関係機関との連けいとアフターケア－機関の必要性

特殊教育が進展すれば、その対象者のための職業教育、職業補導関係機関、福祉関係、非行防止、矯正教育の関係など、相互に密接な関係を保つて指導をする必要性が増大してくる。これは青少年問題協議会などでもそのような役割を果すであろう。しかし、これとは別に、心身障害児を対象としての指導行政では、常時継続的な指導をおこなう専門機関を必要とする。そして、さらに特殊教育の課程を終った者のアフターケア－を行なうことが必要である。

(8) 精神薄弱児教育についての社会的啓蒙

特殊教育に関してわが国よりも歩すんだ諸外国においても、現在なお、常に社会的な啓蒙に力を入れていると思われる。それは主として民間団体、親の組織などによるものであろうが、わが国のはあい、それらの民間団体は経営的にき

わめて小規模で、啓蒙のための費用にとぼしい。

心身障害者に対する公の保障や国民の理解を高めることなどは、国民道義の問題として、最も重視「す」べきものもあるので、官民一体となつて今後いつそう社会的啓蒙に努力すべきである。

(9) 精神薄弱児をもつ親たちのために

わが国においては、いまだに、精神薄弱児が生まれたことは“家の恥”“家系のけがれ”と考え、したがつてこれをかくし、卑下し、そのために一家全体が日かげ者のような生活をしている場合が少なくない。これは不幸を倍加する。

近来は、精神薄弱の原因の研究もすすみ、その多くの場合は“家の恥”ではなく、偶然的、運命的なものによることも明らかになってきているので、次第に親たちも自から立ちあがつて、子どもの幸わせを求めて社会に訴えるようになってきたが、まだまだ、障害をもつ子をいだいて何らなすすべを知らずにいる親が多い。これらの親に対してはじゅうぶんな手をつくして理解を高める必要があり、それが子どもの幸わせに直結するのである。

テレビ、ラジオ、新聞などによる啓蒙、パンフレットの配布、相談所の開設、母親学級の開設など、いろいろな手段で働きかける必要がある。

(10) 一般教育者の理解を高めること

特殊教育の発展に対しても意外に理解をもたない者が一般教育者のなかに多い。

これは現在の学校制度の欠陥から、学業成績や進学率を高めることに追われていて、人間教育を忘れている教師が非常に多いことを示している。このようなことでは、一般的の教育者としても適当でないので、その考え方の誤りを是正するためにも、特殊教育に対する理解を深めるための指導を強力におこなう必要がある。

(11) 特殊学級担任教師の資質の向上

特殊学級の急速な増加にともない、学級担任者に人を得ることの困難を増してきていることは全国的傾向である。これに対して文部省は教員養成ならびに研修に意を用いてはいるが、その実績は学級増加にともなう教員確保の速度に追いつかない現状である。

特殊学級の担任者は、普通学級担任にも増して、人格的、教育技術的に高度のものが要求されるので、特殊学級担任者はそれだけの資質をもたねばならない。ところが、一般にはこうした認識が薄く、優秀でない教員を特殊学級にまわす

学校長もあるということを聞くことがある。このことに対して、県教委ではじゅうぶんな配慮をし、適切な人材を選び研修の機会をじゅうぶんに与え、待遇にも特別の措置を考えるとともに、その将来についても明るい見通しがもてるよう、特別の配慮を望みたい。

(12) 特殊教育内容の改善と研究

さきにも述べたように、特殊教育に対する理解を高めその発展を進めるものは、教育内容の改善充実である。文部省は先般、養護学校学習指導要領精神薄弱教育編を発表し、また現在、国語、算数、音楽などの教科書を編集中であるが、このことは特殊教育も学級増設に力をそいでいた段階から、内容充実にも意を用いる段階に進みつつあることを物語っている。

しかしながら、学習指導要領が出ても教科書が出てもこれに依存した教育をしているのでは、特殊教育の進歩はとまってしまう。むしろ、学習指導要領や教科書は特殊学級担任者に一つの指針を与えるものであつて、これを使いこなして実際の教育にあたるためにには多くの研修と研究をする。

このために、(II)で記した担任教師の資質の向上とともに、教育研究機関または研究組織と連絡して、つねに教育研究を促進することが必要である。

(12) [13] 特殊教育行政の整備

特殊教育の遂行にあたっては、各方面との関連が深く関連領域に関する専門知識も必要であり、また特殊学級は年少者から年長者まで、知的障害の程度やタイプも種々雑多のものを一学級において指導しなければならず、また、学校内にあって特殊学級が孤立する傾向もないではない。これらの支えとなり、教育の効果をあげていくためには、担任教師をはじめ、その相談にのる指導主事を配置することがきわめて必要である。

理想的にいえば、各特殊学級を少なくとも一学期に2回ぐらいは巡回指導する指導主事が必要であろう。一人の指導主事が年間80日巡回指導に出るとすれば、指導主事一人当たりの受持学級は13～14学級となり、現状でも神奈川県では7～8名の特殊教育専任指導主事を必要とすることになる。日本の現状では夢のような話であるが、おそらく、先進諸国ではこの位のことをしていくと思われる。教科担当の指導主事とは意味がちがうので、少なくとも、県には3名くらいの指導主事を配置しておく必要がある。

指導主事は教育内容面の指導や教員の研修にあたるべきものなので、事務的面の処理には特殊教育係の事務官をおくことが望ましい。そして、上述の就学判定審議会や他機関との連絡事務なども担当するようになりたい。

(14) 特殊学級編成基準の適正化

特殊学級の整備拡充が進み、また特殊教育に対する予算も増加するようになれば、その進展と見合って特殊学級編成基準を改善していくことが必要であり、また、県としての特殊教育対策がその背後に明確に打ち出されることが大切である。このためには、県教委の指導主事を中心として現場の学校長、特殊学級担任者、専門医、教育心理学者、その他の学識経験者を交えた機関を設置して、検討を加えていくことが望ましい。

(以上)

注 『教委時報』第七五号（一九六三年九月一日）。「参考資料 ■ 神奈川県における

特殊学校および特殊学級の現況」は省略した。神奈川県特殊教育基本調査委員会の調査報告は、「教委時報」に概要が発表され、その後に次の報告冊子が出ている。

『神奈川県特殊教育基本調査報告—特殊学級の調査—昭和三六年度』神奈川県教育委員会、一九六二年三月
 『神奈川県特殊教育基本調査報告（第二次）—普通学級における精神薄弱児童・生徒について—』神奈川県教育委員会、一九六二年四月
 『神奈川県の特殊教育の現状と課題 神奈川県特殊教育基本調査報告』一九六三年十二月

一 神奈川県肢体不自由児教育の基本調査結果

神奈川県肢体不自由児教育の基本調査結果まとまる

神奈川県特殊教育の施策に関する、肢体不自由児の教育についての将来の計画をたてるために必要な資料を知るために、県では調査委員（東京教育大学教授 橋本重治、東京教育大学講師 大野清志、神奈川県立やつかり養護学校長 浜田青志、神奈川県教育委員会嘱託 山梨大学講師 古屋健治 以上4氏）を委嘱して「神奈川県肢体不自由児教育基本調査」がおこなわれこのほど報告書がまとまりました。要約すると次のとおりである。

〔調査の目的と方法〕

調査の目的は、①学令期肢体不自由児童生徒数の推定 ②いのうち養護学校で教育することが妥当だと考えられる児童生徒数の推定 ③現在小中学校に在籍する肢体不自由児童生徒の環境に対する適応状態ならびに実態を把握することなどである。

調査の方法は、抽出された小中学校合計214校（小学校128校、中学校86校）および、ゆうかり養護学校に対し質問紙により、就学猶予・免除者中からの抽出見本に対しても医学ならびに心理的な実地検査によっておこなわれた。質問紙の回収率は、小中学校合計で78.5%であった。

〔肢体不自由児童数の推定〕

○調査対象として普通小中学校から報告された肢体不自由児童生徒数は、次のとおりである。

小学校	215名 (86,800)
中学校	185名 (60,761)
合 計	400名 (147,561)

() 内は調査対象校に在籍する全児童生徒数。

上記の資料から、普通校に在籍する肢体不自由児の出現率は、小学校0.2477% (847名)、中学校0.3045% (596名) で、合計0.2711% (1,443名) となる。

() 内は、推定された普通校に在籍する肢体不自由児童生徒数
○就学猶予および免除者中の肢体不自由児童生徒数は、添付の診断書によって、肢体不自由児と考えられる児童生徒を、昭和38年、39年度にわたって選び出

し139名を得た。このうち34名を抽出して実地診断をした結果、肢体不自由児として取扱う必要のある者は、24名であった。

○ゆうかり養護学校在籍者は、小中学部合計119名であった。

以上の資料から神奈川県下の肢体不自由児の総数は、小学校児童1,231名、中学校生徒772名、合計2,003名と推定された。

この推定から養護学校への入学を妥当とする肢体不自由児童数を出すにあたり、調査委員会において決定した質問紙中の項目による判定規準により、調査対象肢体不自由児童生徒の教育上の配置を

○小学校在籍肢体不自由児については

普通学校で教育可能なもの

養護学校の対象とするもの

養護学校の対象として不適当なもの

○中学校在籍肢体不自由児については

普通学校で教育可能なもの

養護学校の対象とするもの

養護学校の対象として不適当なもの

と決定した。また、就学猶予・免除中の肢体不自由児24名を実地診断した結果、これらの教育的配置を

普通学校で教育可能なもの	86名 (46.49%)
養護学校の対象とするもの	93名 (43.26%)
養護学校の対象として不適当なもの	18名 (8.37%)

普通学校で教育可能なもの	104名 (48.37%)
養護学校の対象とするもの	94名 (30.81%)
養護学校の対象として不適当なもの	5名 (2.70%)
普通学校で教育可能なもの	3名 (12.5%)
養護学校の対象とするもの	9名 (37.5%)
養護学校の対象として不適当なもの	12名 (50.0%)

とした。以上の結果から県下の養護学校において教育するを妥当とする肢体不自由児総数（推計）は、次のとおりである。

小学校児童	540名
中学校生徒	377名
合 計	917名

[各調査校における肢体不自由児童生徒の適応の状況]

質問紙の結果から得られた普通小・中学校在籍肢体不自由児童生徒の実態は次のとおりである。

- 報告された肢体不自由児の性別は、男 59.7%、女 40.3%で男の方が多い。
- 過去において児童生徒の 1.5%が就学免除を、また 14.0%が就学猶予をした経験をもつてゐる。
- 上の就学猶予経験者のうち 67.9%のものは、養護学校があれば猶予をする必要がないものであつた。
- 報告された肢体不自由の起因疾患は、まひ性疾患⁵が 1.1%、養護学校があれば猶予をする必要がないものであつた。
- 性疾患 13.0%、関節疾患および形態異状 8.3%、結核性疾患 4.0%、骨疾患 3.8%、であった。
- 障害のある部位は、下肢が一番多く 73%を占め上肢は 37.8%のものにみられた。
- 障害のある部位は、下肢が一番多く 73%を占め上肢は 37.8%のものにみられた。
- 児童生徒の不自由な部位は、下肢障害者が 49%で大半を占め、上肢障害者は下肢障害者の約 $\frac{1}{3}$ 強、上下障害者は、11.9%であつた。
- 言語および聽力障害者が 5.8%であつた。
- 実地診断の結果、報告された起因疾患名に「へつたのあこまほ」などあること、が見出され、教科指導上の観点からも専門医による診断の必要性が示唆された。
- 生活基本動作中、困難度の高い動作は「階段の昇降」(49.5%)、「椅子、机への着座」、「鉛筆をもつて書く」、「言語」などであつた。
- 全体の 87%は、松葉杖、補装具などによらないで歩行しているが、そのうち 39.5%は「少し困難」、4.3%は「著しく困難」な状態であつた。この両者をあわせると、肢体不自由児総数の 37%にあたる。
- 通学に車椅子など、普通と異なる方法を利用する者が約 7%みられた。
- 通学時に介助を必要とするものは 12%であつた。
- 校内で、家族、担任、友人などの介助を必要とするものは 23.5%に達している。
- 教科についての評定をみると、大部分の教科はその分布が非対象型で、成績の悪い方が多かった。
- 行動の評定で、小学校において、指導性、積極性、自主性等の項目に、評定 Cをつけた者が 20%以上におよび普通の場合（約 10%）よりも多かつた。
- 中学校において、行動の評定から、問題になる項目は見出されなかつた。
- 学習上の困難は、体育が一番高く免除もしくは見学の取扱いをうけてけ〔け〕いるものが 37.5%、一部免除が 34%であつた。そのほかの科目では、50～30%

の者になんらかの困難があるという結果であつた。

- 肢体不自由のために長期にわたつて欠席している例は認められなかつた。
- 肢体不自由児の知能については、次のような結果であつた。

	小学校	A = 42.27 (S. D = 12.61)
全 体	A = 44.01 (S. D = 13.22)	(知能偏差値による)

- 肢体不自由児の交友関係は、64.3%が「普通」であり特に問題はないが、「ほとんど友人がないもの」「孤独なもの」が 17.6%みいだされた。
- 周囲のものの受け入れの態度は、71.6%が普通児に対すると同じ態度であつかれ、同情、親切な態度で接しているとされる者が 20.8%、敬遠ぎみにあつたわれている者が 3.6%いた。これらの結果から大きな問題はないと判断される。
- 人格的・社会的問題については、未成熟な内容のものが多くあらわれた。劣等感に関係したものはほとんど見出されなかつた。
- 指導上の問題については、性格指導に関することがらが多く指摘された。
- また、肢体不自由であることから、介助あるいは特別な配慮上の問題がいくつかあげられ、介助などに限度のあることが示されている。
- 担任教師の教育的配置に関する所見は、普通校で教育可能とするものが一番多く、82.2%、養護学校を適当とするものが、15.5%、養護学校の対象としても不適当とするものが 2.3%で、調査委員側の教育的配置についての所見とは、かなりくいちがいがあつた。
- （やつかり養護学校在籍者の実態（省略））
- 〔必要な養護学校および養護学校開設についての意見〕
- いま養護学校における一学級の児童生徒数を 10 名として計算すると
- 小学部（6 個学年）54 学級、したがつて一学年あたり 9 学級
- 中学部（3 個学年）37.7 学級、したがつて一学年あたり 12.6 学級となり、これだけの学級数を用意するためには、一学年 2 個学級併行の養護学校を、小学部 4 校、中学部 6 校設置する必要がある。したがつて小学部と中学部をもつた養護学校であれば、5 校ないし 6 校を設置する必要があることになる。しかし、今ただちにこれだけの数の養護学校を開設する必要はなく、さしあたり、

現在開設されている「ゆうかり養護学校」のほかに2校程度を開設することが望ましく、一学年2個学級、小中学部合計18学級、定員180名とすれば、2校で360名を収容することができる。

かりに、担任教師の教育的配置に関する意見によつて養護学校適当者を計算すれば（肢体不自由児中の15.8%）、小中学校合計で228名。本調査員の判定結果からでは、小中学校在学中のものだけについて考えても（肢体不自由児童生徒中の46.36%）669名、両者の中間をとれば449名となる。これに、ゆうかり養護学校および猶予・免除者中の養護学校適當者を加えれば、697名となり数字の上では、これでも学校数が不足するが、当初は、とりあえず、2校を学年進行（2～3年計画）の形で新設することが、問題が少ないと考えられる。そうしてこの2校の進行状況を検討しながら、さらに一校ずつ次の計画をたてていくことが現実的である。

注 『教委時報』第一一七号（一九六五年一〇月一五日）。県内最初の肢体不自由特殊学級は、一九六六年五月開設の横須賀市立汐入小学校・坂本中学校のやまゆり学級で、教室を横須賀市社会福祉会館内に置いた。この報告後の肢体不自由部門設置の養護学校の開設は、六九年の平塚養護学校である。この調査結果報告以前に、次の報告書がある。

『神奈川県肢体不自由教育基本調査中間報告書』神奈川県教育委員会、一九六三年一〇月

第二節 盲・聾（ろう）教育

一 就学該当者の調査

拝啓余寒尚去り難き折柄益々御清適賀し上げます。

扱て多年に亘り要望念願いたして参りました盲啞教育も愈々来年度から義務制が実施される事になりましたことは教育の機会均等化の爲又人道的成に即同愛の

度も一片の空文に帰する訳であります。

文部省に於ては就学を容易ならしめるため相当額の寄宿舎費通学費等を補助することになりますから該當者全部に就学する様御勧奨賜度御願申し上げます。尚父兄中には就学について躊躇する者もあると存じますのでそれ等には学校より直接交渉いたし度いと思いますので、御多用中とは存じますが左記に御記入の上折返し御廻送下さいます様併せて御願い致します。

昭和廿三年三月日

3

切取線

神奈川県立盲唖学校長 清水 德造

						盲唖の別
						児童 氏名
						生年月日
						父兄 氏名
						現住所

備考
一、該当者は満六才から十二、三才位までの者を御記入下さい

2. 弱視 難聴者で普通の学校では学習困難なものも御記入下さい

注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「昭和二十三年度 学事書類 青根村役場」に収録されている。一九四八年より年次進行で盲・聾学校が義務教育化された。この文書はまだ盲聾学校となっているが、義務化に伴い盲学校、聾学校に分離される。

二 盲・聾学校就学義務者および入学希望者の調査
二三津学收第一七一號

昭和二十三年四月八日

津久井地方事務所長

各町村長殿
盲学校聾学校義務制実施について

標記の件について実施期日が迫り急を要するので左記事項御調査の上来る四月十三日までに学務課に報告なりたい

記

(一) 町村は就学該当児童（昭和十六年四月一日より全十七年三月三十一日までの出生者）を学令簿により調査して盲又は聾のため未就学者及就学延期者の謄本を報告のこと

(二) 右就学該當者中の盲学校聾学校へ入学手続完了者又は手続見込者も謄本を提出すること 但し入学希望の学校名を記入する（他県の学校を希望する者も同じ）

(三) 就学該當者でなく昭和十六年四月一日以前の出生者の盲聾者の未就学者中盲学校、聾学校の小学部一年に入学希望者も謄本を提出すること

(四) 調査の結果知事は学校を指定し町村を経由して保護者に通知する予定である

(五) 以上の外各人につき左記事項を左表によつて調査し添付すること

現住所	
全盲か 強い弱視 かの別	
全聾か 強い難聾 かの別	
希望 学校名	保護者名
児童名	
通学か 寄宿希 望か	

其の他参考となる事項

現在の学校

- 一 県立平塚盲学校 平塚市平塚一五一四 平塚駅下車徒歩三〇分
- 二 同 聾 // 右 全
- 三 横浜市立聾話学校 横浜市磯子区磯子町 浜小学校内 市電磯子下車一分
- 四 私立横浜訓育院 横浜市中区竹の丸一八一 市電麦田下車徒歩一〇分

五 私立盲人学校 横浜市磯子区西根岸上町一八市電天神橋下車徒歩五分
六 私立馬淵聾学校 横須賀市小矢部町 省線衣笠駅下車徒歩一五分

注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「昭和二十一年度 学事書類 青根村役場」に収録されている。四八年からの盲学校聾学校義務教育化に向けて、津久井地区の地方事務所より各市町村への該当児の調査依頼である。なお、学校名の「三 横浜市立聾話学校」は今の横浜市立ろう特別支援学校、五の「私立盲人学校」は市に移管され、横浜市立盲特別支援学校に、六の「私立馬淵聾学校」は横須賀市立ろう学校となつて現在に至る。

三 盲聾教育義務化のチラシ

目の見えない子供も 学校へ！

盲児・聾児の義務教育実施

いよいよこの四月から、盲児・聾児のための義務教育が行われることになります。これで日本もやっと教育の機会均等が実現され、文化国のなかま入りができるわけです。

◆誰が学校にいれる義務をもつてているか

満六歳の目の不自由な子供、耳の不自由な子供を持つておられる保護者は、必ずその子を盲学校なり、聾学校なりに出さなければなりません。

ことしは、小学部の一年だけが義務制で、来年は二年と一年というように順々に進み、九年かかつて、中学部三年までが義務制になります。去年の国勢調査の結果によると、目の不自由な子供は約四七、〇〇〇人、耳の不自由な子供は約三五、〇〇〇人いますが、今までに義務制でなかつたために、入学している子供は、ごくわずかでした。

◆どんな子供が盲学校・聾学校にはいるか

盲学校——1、目のちつとも見えない子供。

2、普通の学校で、他の子供といっしょに勉強できないほど目の悪い子供。

3、将来ちつとも見えなくなるおそれのある子供。

聾学校——1、耳のちつとも聞えない子供。

2、少しは聞えるが、話のできない子供。

3、話ができるようになつてから、耳が聞えなくなつた子供。

世間では「おし」と「つんぼ」は別ものだと思っているのですが、実際は「つんぼ」のためにことばがおぼえられなくて「おし」になつてしまふのです。右にあげた1と2は、つまり世間から「おし」といわれている子供たちです。しかし教育を受けねば「おし」でなくなるのです。

◆盲学校・聾学校とはどんな学校か

盲学校——目の不自由な子供に、点字やその他の特別な方法で、目の見える子供達と同じような教育をして一人まえにする学校です。

小学部六年、中学部三年、高等部三年で、その外幼稚部や高等部や専攻科のある学校もあります。小学部、中学部で基礎教育をし、高等部で職業教育又は高等普通教育をさすけることは、普通の学校と変わりません。職業科目には、近代化された、はり・きゅう・マッサージ・あんまや和洋の音楽をはじめ、各方面の学科があります。又高等部普通科を出て法律家や学者になる道も開かれています。

聾学校——耳の不自由な子供に、話を目で見取る読語法その他の特別な方法で、ことばを教える学校です。

幼稚部・小学部・中学部を通じて普通の子供と同じように基礎教育をほどこし、高等部や専攻科で職業教育又は高等普通教育をさすけます。

職業科目には洋裁・和裁・工芸・印刷・美術その他各種のものがあります。年限は盲学校と同じで、更に上級学校に進む道も開かれています。

どこにあるのか——盲学校も聾学校も都道府県におのおの一つ以上あります。

官立・公立・私立どこへはいつもかわりません。

盲啞学校——盲学校と聾学校が、いつしょになつてる学校ですが、まもなく盲学校と聾学校に分かれることになつていています。

寄宿舎は——遠くて通学できない子供たちのために、盲学校・聾学校には寄宿舎があり、先生、寮母その他がそろつていて、小さい子供の身のまわりを見てくれます。

経費はどのくらいかかるか——授業料はいらず、必要な人には寄宿舎費、通学費その他について、国や都道府県から相当の補助が出ますから、

保護者の負担は、普通の学校へ出すのとほとんど変わりません。

□□暮しに困る家庭に対しては生活保護法からの補助金が出ます。

◆入学するにはどうすればよいか

もよりの市区町村役場・地方事務所・盲学校・聾学校にさつそく相談して下さい。いっさいの手続きを教えてくれます。

満五歳以下や満七歳以上の子供を持たれる方も右へ相談して下さい。

◆一人残らず入学を！

盲学校や聾学校は、目や耳の不自由な子供を特別な考え方で、普通の子供と同じように教育する学校なのです。普通の子供が小学校・中学校へはいるのと同じ

じように、あたりまえな気持で、目の見えない子供は盲学校へ、耳の聞えない子供は聾学校へはいるのです。はいった子供は、夏休をいやがるほどに、学校が好きになります。

教育を受けない、目の見えない、耳の聞えない者がどんなにみじめか御存じでしよう。やっかい者になるというばかりでなく、犯罪者になつて社会にめいわくをかけている者もおります。教育を受けてはじめて子供たちのもつている才能がのばされ、社会に役立つものとなり、将来の生活も保証「障」され、家庭にも幸福がおとずれるのです。

ぜひ、ひとり残らず入学させ、一日も早く教育を受けさせなければなりません。

注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「昭和二十三年度 学事書類 青根村役場」に収録されている。色刷りで、様々な装丁上の工夫もあり、一般市民に盲学校・聾学校の義務教育化と就学を促すための貴重な資料である。文面からして、県のものではなく全国レベルのものと思われる。

四 県立平塚聾学校『本校職業教育の概要』（抄）

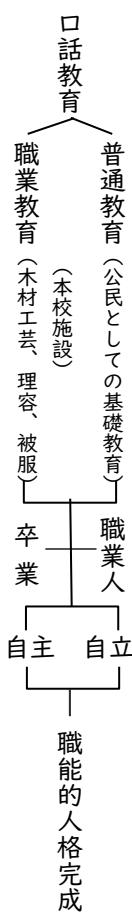
に進学と共に自分の進むべき職業の基礎教育を実施している。

本校 職業 教育 の 概 要

神奈川県立平塚聾学校

本校職業教育の一般目標

一、数ある職業の中でのう者としての身体的欠陥ある者に対する対応では、その職種の範囲に、限界があることは当然である、従つて転職の選択、或は指導するに当つて不適職の回避、不適職から適応え「ママ」と、総ゆる職業の特質と個人的にう者の身体的、精神的部面の特性を知悉し長短相補ない、数多い職種の中から真に個人が生きる職場を見出し全生涯を通じて幸福な生活を営み、社会の福祉に貢献しなければならない。従つて指導に当る者にとつては、充分な計画性と共にう者の個人々「々」に対する特質を充分把握する事が、大切な問題である。とりもなおさず教育はその地域社会の必要に応ずる事が根本的要因の一つであるが、聴覚を欠損するう者に対する対応ではその原則のみにあてはめる訳には行かない。即ちその職業の範囲が甚だしく言語によつて制約ず「づ」けられていくため総ゆる角度から検討し考慮し青少年の職業的要求を満たして精神的技術的に、徹底的訓練を行い卒業即職業人となり、社会人と互して公民生活を営み得る事が出来ることを目標としている。



試行課程の期間を原則として中学部三年間とせず、成るべく早く発見し中学部

二 教育の内容について

木材工芸	目標	主たる施設	理容	被服（洋裁）（和裁）	主たる施設	目標	主たる施設
一 高	学年	指導内容	2 I 基礎教育の徹底 2 II 工場化	・動力手送鉋 〃丸鋸 〃穿孔機	1 技術技能の最高度の鍊磨 接客・衛生	2 I 創作応用技能の鍊磨 経済観念の確立	・ミシン 五ヶ ・電キアイロン 二ヶ
一 高	学年	指導内容	1 I 理容大意 2 I 理容の意義 目的・使命 理容師意義 法定上・心構え よき理容師としての要件 理容店と公衆との関係 接客上の心得 一般態度の心得 挨拶語 毛髪の手入 目的・必要性 日本剃と西洋剃の相違 丸刃の要領 バリカン刈・機械刈 器具の持方運び方 マダラ刈・トラ刈を避ける法	・回転椅子 ハケ ・ヘヤーアイロン 一ヶ ・鏡 五ヶ ・電キバリカン ・スチーム器	1 I 創作応用技能の鍊磨 経済観念の確立	2 I 創作応用技能の鍊磨 経済観念の確立	・ミシン 五ヶ ・電キアイロン 二ヶ
一 高	学年	指導内容	1 I 被服（洋裁）（和裁） 2 I 創作応用技能の鍊磨 経済観念の確立	・ミシン 五ヶ ・電キアイロン 二ヶ	1 I 創作応用技能の鍊磨 経済観念の確立	2 I 創作応用技能の鍊磨 経済観念の確立	・ミシン 五ヶ ・電キアイロン 二ヶ
一 高	学年	指導内容	1 I 人体外部の名称 頭部・頸部・躯幹・四肢 骨及筋肉 生理衛生	・骨 ・頭骨・軀幹骨・四肢骨 ・人体外部の名称 ・頭部・頸部・躯幹・四肢 ・骨及筋肉 ・生理衛生	1 I 被服（洋裁）（和裁） 2 I 創作応用技能の鍊磨 経済観念の確立	2 I 創作応用技能の鍊磨 経済観念の確立	・ミシン 五ヶ ・電キアイロン 二ヶ

<p style="text-align: center;">一</p> <p style="text-align: center;">高</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、鋸挽き鉋台直し ・縦挽・横挽の刃の構造 ・鋸挽の要領 ・鉋削と刃の角度 (軟材と硬材) ・一枚刃と二枚刃 ・鉋台と板削 一、読図と縮尺 ・線の種類と規約 ・表示の規約 ・図法の種類 ・一般的のもの ・縮尺と読図 (製図に就ける規約) ・一般的接合工作法の理解 ・工具と工作 	<p style="text-align: center;">一</p> <p style="text-align: center;">高</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、消毒の意義 ・消毒の諸条件 ・短時間・無害・品質不損 ・原料多・原価低廉 ・消毒方法の一般 ・理学的方法・化学的方法 ・理容店と消毒 ・法規・方法・消毒薬の取扱 ・公衆衛生 ・公衆衛生の概要 ・公衆衛生の意義 ・近代社会と公衆衛生 ・日本の公衆衛生の状況 ・公衆衛生と行政機構 ・衛生統計 ・本統計の意義と必要性 ・各種の統計と読方 ・疾病的予防 ・急性伝染病の伝染経路・予防・応急対策・予防接種 一、実習 ・器具の名称 ・姿勢・器具の手入方法・清掃・器具の使用法 ・バリカンの使用法 ・剃刃とぎ ・其他小道具類の使用法 ・客の応接 ・消毒薬の調合と使用
<p style="text-align: center;">一</p> <p style="text-align: center;">高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質の選択 ・女子服 ・ズボン ・スカート ・スカートの名称及製図法の会得 ・上衣とのつり合い、デザイン色の選択について ・おく ・ズボンの種類・部分の名称 ・製図割り出方の理解 ・本股・蛙股の違い ・ズボン ・蛙マタ、本マタ ・ズボン等の習得 ・子供らしきデザインの研究 ・色彩・地質と布地の選択 ・正確な寸法のはかり方 ・ワニピース(半裏) ・ブランプス(レース附) ・地質の選択 ・女子服 ・ズボン ・スカート ・スカートの名称及製図法の会得 ・上衣とのつり合い、デザイン色の選択について ・おく ・ズボンの種類・部分の名称 ・製図割り出方の理解 ・本股・蛙股の違い ・ズボン ・蛙マタ、本マタ ・ズボン等の習得 ・子供らしきデザインの研究 ・色彩・地質と布地の選択 ・正確な寸法のはかり方 ・ワニピース(半裏) ・ブランプス(レース附) 	<p style="text-align: center;">一</p> <p style="text-align: center;">高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質の選択 ・女子服 ・ズボン ・スカート ・スカートの名称及製図法の会得 ・上衣とのつり合い、デザイン色の選択について ・おく ・ズボンの種類・部分の名称 ・製図割り出方の理解 ・本股・蛙股の違い ・ズボン ・蛙マタ、本マタ ・ズボン等の習得 ・子供らしきデザインの研究 ・色彩・地質と布地の選択 ・正確な寸法のはかり方 ・ワニピース(半裏) ・ブランプス(レース附)

二 高	
	<p>一、刃物の精磨 ・刃物と砥石 ・精磨（古い刃と新しい刃）</p> <p>二、刃先の構成 ・刃先の構成</p> <p>三、製図（工作製図） ・工作製図</p> <p>四、材料（木材） ・木材の規格 ・材種</p> <p>五、工作法 ・仕口（接合構成）の合理化 ・工作に関する各種名称 ・工作と工具</p> <p>六、塗装 ・材質と塗装 ・外気と塗装 ・一般的の「な」塗装に就いて</p> <p>七、定木 ・定木の種類 （特殊定木の扱方） ・構成と定木 （建築方面と関連して）</p> <p>八、鋸削の技巧 ・鋸削と鋸台の関係 ・刃先の角度と木材との関係（軟材と硬材）</p> <p>九、工具の扱方 ・工具の修理 ・工具の取扱上の工夫 ・諸工具の構造と工具の作り方 ・工作鑑賞 ・仕口と工作的比率 （力学的構成） ・面の取方 ・木材の規格と製品見つけの要領</p>
	<p>一、理容大意 ・理容の意義 ・清潔法 ・店内・器具・用具</p> <p>二、洗髪法 ・目的・種類・方法 ・蒸タオル使用法 ・目的・生理作用</p> <p>三、ヘーネーについて ・正常温度・異状発熱 ・ヒーターの取扱方</p> <p>四、生理衛生 ・内臓・神経系・五官器・循環器 ・心臓・血管・血液の脾臓・リンパ液 ・泌尿器 ・消化器 ・呼吸器 ・自律神経系 ・神経系 ・脳脊髄神経系 ・感覚器 ・触覚器・味覚器・嗅覚器・聴覚器・視覚器</p>
	<p>一、被服史 ・明治・大正・昭和・現代に至る被服の変遷 ・経済と配色</p> <p>二、图案 ・婦人服の各種スタイルを研究しながら基礎となるものから応用させ製図の力を養つ</p> <p>三、個性を生かす調和</p>
	<p>一、手芸 ・服飾 ・ドロンオーケ ・スマックキング ・キルチング 等応用</p> <p>二、製図（ノート） ・被服史 ・明治・大正・昭和・現代に至る被服の変遷 ・歐米文化の影響による現代</p> <p>三、実習 ・コート類 ・ボックス ・オーバー ・レンコード ・ツーピース ・チャケット ・スーツ ・通学服 ・セーラー服・学生服上下 ・型及各部の名称 ・布の選択及経済 ・衿付袖付の要領について ・子供服 ・ベビー服、ワンピース及オーバー（何れも裏付） ・単と衿の違いをしる ・アクセサリーによって変化すること</p> <p>四、実習 ・高三の間違 ・附記</p>
	<p>一、免許と開業 ・ろう学校修業と資格 ・理髪師の健康 ・理容店の施設</p>

	二 高	
	一、公衆衛生 ・疾病の予防 ・慢性伝染病の伝染路予防 ・予防対策措置 ・理容と皮膚病の伝染 一、物象大意 一、電気概論 ・帶電現象・導体 ・送電経路 ・直流交流に就いて ・用途 ・電気の単位 ・電圧電流抵抗電力 ・電気計器と測方 ・電圧計電流計 ・水の研究 ・水の性質成分用途 ・石鹼の種類及染料 ・石けんの種類成分 ・其他染浴〔剤〕 一、実習 ・器具の使用法 ・西洋剃刃の使用法と磨方 ・電気バリカンの使用法 ・鉄の使用法及磨方 ・砥石の使用法及直し方 ・器具の手入及保存法 ・電気器具其他器具類・白衣洗濯 洗髪練習 刈込み練習 マッサージ練習 ・丸刈の練習 漸次長髪刈込の練習	
	二 高	
	一、婦人服 ・ブラウス簡単なワンピース ・正確な寸法の計り方 ・デザインの研究、布の選択 ・色彩の調和と思考力の鍛磨 ・仮縫の必要性 ・経済的な裁断法 ・ワイシャツ ・部分の名称 ・製図・割出し方 ・布の色・地質等の選択	

		高
一、設計製図	設計に関する「る」要領	
二、現図工作	改造と構造 設計の目的	
三、建築方面	主として曲面に関する現寸と工作法	
	現形の割出	
	定木（指金の扱方）	
	建築方面とも関連して	
一、塗装	主として曲面に関する現寸と工作法	
二、着色と塗装	現形の割出	
三、目止と木材	定木（指金の扱方）	
四、染料に就いて	建築方面とも関連して	
五、工芸史	主として曲面に関する現寸と工作法	
六、塗装原料	現形の割出	
七、西洋東洋の建築の変遷に就いて	定木（指金の扱方）	
八、西洋家具と東洋家具の違い	建築方面とも関連して	
九、工作鑑賞	主として曲面に関する現寸と工作法	
十、工作的変遷に就いて	現形の割出	
十一、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
十二、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
十三、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
十四、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
十五、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
十六、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
十七、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
十八、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
十九、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
二十、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
二十一、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
二十二、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
二十三、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
二十四、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
二十五、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
二十六、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
二十七、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
二十八、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
二十九、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
三十、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
三十一、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
三十二、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
三十三、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
三十四、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
三十五、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
三十六、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
三十七、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
三十八、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
三十九、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
四十、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
四十一、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
四十二、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
四十三、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
四十四、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
四十五、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
四十六、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
四十七、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
四十八、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
四十九、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
五十、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
五十一、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
五十二、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
五十三、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
五十四、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
五十五、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
五十六、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
五十七、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
五十八、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
五十九、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
六十、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
六十一、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
六十二、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
六十三、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
六十四、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
六十五、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
六十六、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
六十七、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
六十八、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
六十九、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
七十、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
七十一、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
七十二、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
七十三、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
七十四、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
七十五、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
七十六、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
七十七、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
七十八、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
七十九、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
八十、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
八十一、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
八十二、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
八十三、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
八十四、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
八十五、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
八十六、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
八十七、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
八十八、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
八十九、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
九十、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
九十一、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
九十二、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
九十三、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
九十四、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
九十五、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
九十六、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	
九十七、西洋家具と東洋家具の違い	主として曲面に関する現寸と工作法	
九十八、工作の手順と手ぎわ	現形の割出	
九十九、はけの使用法	定木（指金の扱方）	
一百、西洋東洋の建築の変遷に就いて	建築方面とも関連して	

		高
一、理容大意	長髪短髪の種類	
二、理容技術	顔型と調髪の調和	
三、理容器具	水流と癖毛	
四、理容店の指導監督	刈込技術の基本条件	
五、理容師法と罰則	すき刈りの方法	
六、業務取消	仕上法と化粧	
七、免許取消	店の装飾と構成	
八、衛生法規	生理衛生	
九、理容店の指導監督	皮膚新陳代謝・食品衛生	
十、理容師法と罰則	皮膚新陳代謝・食品衛生	
十一、罰金	皮膚新陳代謝・食品衛生	
十二、理容師法と関連する法規	皮膚新陳代謝・食品衛生	
十三、施行規則・施行細則	皮膚新陳代謝・食品衛生	
十四、伝染病予防法・結核予防	皮膚新陳代謝・食品衛生	
十五、公衆衛生	同化作用と異化作用	
十六、環境衛生	栄養素の作用と必要量	
十七、法規・上下水道	食品衛生	
十八、活動処理	食物の中毒及予防	
十九、ねずみ昆虫の駆除	食物と寄生虫	
二十、建築物衛生	衛生法規	
二十一、公衆集合と衛生	理容師法と関連する法規	
二十二、物象大意	施行規則・施行細則	
二十三、表示法	伝染病予防法・結核予防	
二十四、常識的な用器画		
二十五、平面・立体		
二十六、機械器具の知識と操作に就いて		
二十七、木工機械の種類		
二十八、木工場の設備と操作手順		
二十九、製品に至るまでの過程		
三十、電気抵抗		
三十一、オームの法則		
三十二、電流と発熱絶縁		
三十三、直列と並列		
三十四、電気抵抗		
三十五、オームの法則		
三十六、電流と発熱絶縁		
三十七、直列と並列		

		高
一、製図（ノート）	婦人服及子供服の各種既習教材を一層いかし自發的研究により考察力創造性を培い職業的技術技能を深める	
二、图案	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三、被服史	経済よりみたる色調	
四、中世期頃よりの衣服の変遷について	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五、実習	経済よりみたる色調	
六、自由課題	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七、外衣の目的	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八、製図の理解と考察	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九、デザインの研究	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十、応用する力を深める	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十一、布の保存等について	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十二、実習	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十三、理容（高三続き）	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十四、電気器具	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十五、変圧器	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十六、電池	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十七、ヒューズ・スイッチ・接続器	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十八、電灯器具・アイロン	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
十九、バリカン	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十、化粧料	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十一、化粧料の種類成分用途	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十二、化粧水・香水・白粉・パウダー・クリーム	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十三、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十四、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十五、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十六、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十七、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十八、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
二十九、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十一、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十二、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十三、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十四、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十五、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十六、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十七、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十八、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
三十九、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十一、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十二、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十三、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十四、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十五、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十六、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十七、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十八、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
四十九、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十一、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十二、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十三、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十四、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十五、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十六、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十七、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十八、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
五十九、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十一、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十二、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十三、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十四、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十五、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十六、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十七、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十八、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
六十九、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十一、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十二、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十三、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十四、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十五、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十六、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十七、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十八、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
七十九、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十一、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十二、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十三、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十四、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十五、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十六、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十七、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十八、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
八十九、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十一、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十二、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十三、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十四、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十五、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十六、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十七、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十八、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
九十九、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	
一百、香油・ボマード	季節よりみたる色彩についての衣服の変化	

			※	三 高
一	高	学年 指 导 内 容 被 服 (和裁)	教材の題材的配列はしない。製作するものは主として外部よりの注文である。従つて、各学年それぞれの基礎教育を通して工作作業の徹底的訓練をなし、職業意識の向上をはかる。	<ul style="list-style-type: none"> ・付属器具と扱方 ・機械の分解と組立 ・動力(電気)について的一般知識
二	高		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ型・角丸型・中刈 ・三分・五分・丸角刈 ・アイロンの使用法 ・顔面仕上げ法 ・下級生指導 ・日曜・休暇利用の校外実習 	三 高
三	高		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ型・角丸型・中刈 ・三分・五分・丸角刈 ・アイロンの使用法 ・顔面仕上げ法 ・下級生指導 ・日曜・休暇利用の校外実習 	三 高

注 「三、個人の評価」「四、教科課程」「五、むすび」は省略した。平塚聾学校(現平塚ろう学校)高等部の案内である。高等部は全日制職業科の課程をとつており、内容は「木
材工芸」「理容」「被服」である。

五 県立平塚盲学校入学案内

入 学 案 内

昭和二十七年度

一、義務教育の実施

昭和二十三年四月から盲学校は義務制となり愈々普通児と同じ取扱を受けようになりました。従つて盲児を有する保護者は必ず盲学校に入学させなければなりません。

二、学校の組織

本校は小学部 中学部 高等部（本科 専攻科 別科）の三部であります
が、小学部 中学部では小学校、中学校と全様な基礎教育を高等部は高等
普通教育及職業教育を授けることになつています

三、本校現況

平塚市元火薬廠跡に四千二百余坪の敷地に七百坪の校舎寄宿舎が新築落成
し新春早々移転□新校舎において授業中でありますが尚四百数十坪の本館
建築を計画中であり校舎寄宿舎ともに近代的建築と設備をもち理想的な生
活教育がなされています

四、入学資格

本校に入学できるものは次の資格を有するもの

(一) 視力 (1)眼の見えないもの (2)普通児と一緒に学習出来ないほど眼の
悪いもの (弱視二米指数) (3)現在は相当見えるも将来失明の疑
あるもの

(二) 制度

(1) 小学部（修業年限六ヶ年）年令満六才以上のもの
(2) 中学部（修業年限三ヶ年）本校小学部及普通小学校卒業又は之に同
等以上の学力を有するもので年令満十二才以上のもの
(3) 高学部（修業年限本科三ヶ年）省略す

本科（専攻科二ヶ年） //
(4) 全別科（修業年限二ヶ年） //

五、募集人員
小学部一年 定員二十名（二級分）該当者は全部入学出来る

中学部一年 定員十名
高等部本科 一年 定員十五名 高等部別科一年 定員五十名

其の他 各部各学年 補欠若干名

六、経費及特典

1 一入学料及授業料は徴収いたしません
2 通学生は諸会費学用品共月約三百円及給食費二百円□□□□□□□□□□

3 寄宿生は舍費及給食費共月金千四百円及諸会費学用品代三百円を要します
4 家庭の状況によつては通学費寄宿費に対する相当額の補助が国や県からあ
りますから實際は前記の金額だけはかかりません

5 小学一年生の教科書は全部無償配布されます
6 点字盤及算盤図書等の購入に付若干の費用がかかります

7 児童福祉法や生活保護法並に身体障害者福祉法が適用されますから就学は
容易になります

8 本校高等部専攻科卒業者は鍼灸按別科卒業者は按摩の検定受験資格が与え
られます
◇（今後は盲学校又は認定学校を卒業しなければ鍼灸按家にはなれません）

9 盲学校の本科卒業生は大学進学の道も開けています

七、入学手続

1 願書提出期間は二月一日より三月末日迄でありますがなるべく早く手続を
して下さい

2 入学願書に戸籍抄本及視力其の他の身体検査書を添へ「ママ」で御提出下さい

い

3 学年の中途又は中学一年高等部本科別科一年に入学希望者は最終学年の成
績証明書を添えて下さい

八、入学の決定

四月五日前九時保護者全伴（弁当及上履持参）来校の上簡易な智能人物
身体等の検査を行い即日入学の可否を決定致します

九、入学の勧誘

失明者は勿論弱視で正眼児童と共に学習困難と認められるもの又は失明の
おそれあるものは本校へ入学させることが児童のため大切なことで世間体

や外分にこだわらず子供の将来を考へて一日も早く盲学校に入れるこ^トを
おすゝめします

十、本校への道順

平塚駅北口 (1)バス 秦野行 共済病院前（追分）下車八分

伊勢原行 県立平塚高校前（六本）下車四分

(2)徒步 二十五分

平塚市平塚一、五四四（電話平塚九四八）

神奈川県立平塚盲学校

注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「昭和二十六年度 学事綴 青根村役場」に収録
されている。視覚障害者の社会自立の多くはあんま鍼灸師といった理療につく者が
多いことから、高等部および別科理療科はあんま鍼灸の国家試験受験資格を取得す
ることを目指す教育課程となつてゐる。

六 県立平塚ろう学校入学案内

昭和二十七年度 入学案内

県立平塚ろう学校

(平塚市平塚 1544、電平塚 84)

(一) 学校の組織

小学部	中学部	高等部	専攻科
6年	3年	3年	2年

(二) 高等部に於いては木材工芸（家具）理容洋裁和裁の中一科を専修する
募集人員

小学部第一学年 25名 年令満六才以上12才位迄の聾児及難聴児
各学年補欠 若干名

入学手続 なるべく父兄来校認印持参の上手続をされたい

入学検査 三月二十四日午前十時保護者同伴の上行います

学費 (1) 小中学校程度 (2) 寄宿舎費 食費共月約1,500円

特典 1、授業料入学料徴収しない

- 2、学費補助 生活程度に応じ寄宿費通学費も相当額補助される
- 3、職業科及工芸、理容、洋裁等で自活する事が出来る様専門的職業教育をしてゐます

理容科は厚生大臣の指定の理容師養成施設校であります

注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「昭和二十六年度 学事綴 青根村役場」に収録されている。平塚ろう学校高等部および専攻科は職業課程であった。理容師資格は国家資格であるため、盲学校にあんま鍼灸師の資格取得のための治療院を設置していることと同様、校内に理容店を開業し、そこでの実習を資格要件としている。

七 平塚盲学校学校案内

中郡大野町中原下宿一、五一九（電話九四八）

神奈川県立平塚盲学校

人と同様大学教育を受ける途も開けて居ります
 注 相模原市立公文書館所蔵の簿冊「昭和二十九年 庶務書類 二種 青根村教育委員会」に収録されている。

本校教育の目的 本校は盲児童生徒に対し普通の小学校、中学校、高等学校と同様普通教育を施すと共に生活に必要な専門的職業教育を施し社会人としての教養を培うことを以て目的とする

本校の教育課程

小学部	中学部	高等部	専攻科
六年	三年	本科三年 別科二年	二年

高等本科は普通教育並にあんま、はり、きゅうの職業課程を高等部別科はあんまの課程を学びます

入学手続き 市町村教育委員会に申し出て手続をとつて下さい

入学日 別に県教育委員会から指示されます

学費 (1) 授業料は徴収しない

(2) 校反「玄」会その他の会費月約三〇〇円

(3) 寄宿舎に入舎する者は、食費舍費共月一、八〇〇円

(4) 学費は盲ろう学校就学奨励法により生活程度に応じて相当額補助されます

(5) 通学生徒及附添者の汽車割引

お願い ○とにかく盲児の入学は不自由な子供に対する憐憫の情や家庭の都合等でおくれがちとなり、学齢期を遠く過ぎてから入学するものがありますがこれは本人に取つて非常な不幸であると同時に学校でも困りますのでこの際盲児をお持ちになる家庭は一日も早く学齢期をはさざずに入学させられる様お奨めいたします『又優秀な人は普通

八 横浜市立ろう学校学則

横浜市立ろう学校学則

第一章 総則

第一条 本校は学校教育法に基きろう者に普通教育及専門教育を施してその生活に必要な特殊の知識技能を授け真の人間としての教養を自然に親しむ生活によつて培うを目的とする。

第二条 本校の定員は各部を通じて三百七〇人とする。

第三条 本校に幼稚部、小学部、中学部、高等部を置き高等部を分ちて被服科クリーニング科とする。

第四条 本校の修業年限を幼稚部二年小学部六年中学部三年高等部三年とする。

第五章 学年学期及休業日

第五条 学年は毎年四月一日に始り翌三月三十一日に終る。

第六条 学年を分けて左の三学期とする。

第一期 四月一日から八月三十一日まで

第二期 九月一日から十二月三十一日まで

第三期 翌年一月一日から三月三十一日まで

第七条 休日は左の通り定める

祝日 祭日 日曜日 創立記念日

夏季休業 七月二十一日から八月三十一日まで

冬季休業 十二月二十五日から一月七日まで

春季休業 三月二十五日から四月七日まで

第三章 教科教科課程授業時数

第八条 教科教科課程授業時数は別表による

第四章 入学退学及賞罰

第九条 児童生徒は学年の始めに募集する 但し欠員のあるときは臨時に入学を許可することがある

第一〇条 本校に入学するには左のような資格で本校の入学考査に合格しなければならない

- 一、幼稚部 満四才五才のもの
- 二、小学部 満六才以上のもの

三、中学部 小学部卒業または之に準ずる者で年令満十二才以上の者
四、高等部 中学部卒業または之と同等以上の学力あるもの

第一二条 相当年令に達し相当の学力ありと認めたものは第二学年以上に入學を許しましたは一学年の課程を修了しなくとも其の学年を進めることがで

きる

第一三条 児童生徒の疾病其の他の事故で休業転学または退学しようとするときは保護者から医師の診断書を添えまたは其の事由を書いて学校長に願い出で許可を受けなければならない

第一四条 学校長は児童生徒の教育上必要があると認めた時は退学其の他適当な処置をとることができる

第五章 課程の修了及卒業

第一五条 各部各学年の修了または卒業の認定は平素の成績を考慮してこれを定める

第一六条 幼稚部 小学部 中学部 高等部の全課程を卒えたものにはそれぞれ修了または卒業証書を授与する

第六章 授業料 入学料及学資補給

第一七条 授業料及入学金は徴集「収」しない

第一八条 経済上の理由で就学困難な者には学資を補給することができる

第七章 寄宿舎

第一九条 寄宿舎に入舎したいものは保護者からその旨を願い出なければならぬ

第二〇条 寄宿舎に入舎したいものは保護者からその旨を願い出なければならぬ

第二一条 病気その他の事由で必要を認めた時は退舎させことがある

第八章 附則

第二二条 本学則施行に必要な細則は学校長が定める

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和三十四年 市町村立学校の設置廃止等(許認可)関係綴」に収録されている。この時点では高等部は職業科であるが、その後普通科となつた。

九 神奈川県立平塚ろう学校『昭和31年度 学校概要』

昭和31年度

学校概要



第一期新校舎全貌

神奈川県立平塚ろう学校

沿革史

本校は現県立平塚盲学校と非常に関係した歴史をもつてゐるので両者併せての沿革史を記すことに致します。

明治四十二年私立中郡盲人学校が平塚市の隣村金目村に呱々の声を挙げたのであります。

恰も日露戦捷の余勢を駆つて人の鼻息も荒く躍進日本の姿は政治に経済に軍備に教育にと一大飛躍を來し世界的な存在となつて揚々潤歩した時であります。人々は盲聾の教育の如きは一些事として眼中になかつた事であります。兎角忘れ勝ちな聾盲者は哀れな敗残者として独りとり残された悲哀をしみじみ感じたことであります。

此の時立ち上つたのが秋山先生であります。先生は金目村の鍼医であり全国的に其の名を謳われた名手であります。若しも自らを護つて居られたら巨万の富を積むことも蓋し至難ではなかつたでしよう。先生の門を敲く多数の弟子の実状を目撃して先生の仁心は之を看過せず一身一家の犠牲は敢て辞することなく不自由な体を駆つて東本西走同志に謀り上に訴え千辛萬苦遂に素志を貫徹して学校を建設されたのであります。抑も私立学校の経営の最も難関とするところは資金の面であります。殊に一文の授業料も徵収せず資金迄補助しなければならない児童を対象とする特殊の学校に於てその困難実に想像外のものがあつたときいて居ります。

す。此の難局を知悉しつつ惻隱の情禁する事が出来ず秋山先生と志を共にせられ敢然躍起されたのはすでに物故された伊達、宮田、白木、此企、近藤、猪俣、現在尚かくしやくとして御健斗下さる森の諸先生であります。何れも地方に於ける門地徳望共に高く、且つ代議士、県会議員、町村長等の何れか一二の肩書を有せられた社会事業家としての有力者であります。積善の家には余慶ありとか、私立中枢三先生の令息が挙つて医博として御健斗せられているのも奇しき因縁と思われます。即ち秋山先生の令息勝氏は静岡市に於て市一流の産婦人科病院を經營され且産婆看護婦学校迄附設され、白木先生令息武氏は医博として名声噴々たるものがあり、此企先生の令息能達氏又医博として國家試験委員、日本學術会委員、日本大学医学部長としての要職にあらせられるのであります。

斯くして幾多の困難を克服せられ盲人学校の基礎は確立されたのであります。茲に取り残されているのは同じ薄幸に泣く聾啞児であります。数に於ては盲者を凌いでいるにも拘らず本県には其の教育機関がなかつたのであります。今や諸先生の心中黙視する事が許されず遂に前記の諸先生が躍起されました。必然の前に人は人道の為には如何なる経営上の困難も問題外に置かれたのであります。遂に大正十四年可憐な聾児が始めて学校生活を味い得たのであります。昭和二年には八十坪の聾の校舎が完成茲に私立中郡聾話学校としての形態が漸く整うに至りました。形態の整備と内容の充実、生徒数の増加等遂に認められて県立代用校となつたのは昭和六年であります。然し此の榮譽と反対に経済は益々赤字〔字〕を加えるに至りました。経営費の稍確定的のものは宮内省下賜金、県の補助金、平塚市及中郡各町村の一戸十銭当りの寄附金等であります。到底之のみでは収支償うこととは出来ず茲に止むなく篤志家の寄附、慈善、興行等に狂奔されたのであります。

寄附を懇請する苦痛は之に当面した者のみ知ることであります。此の苦衷を察して兩〔再〕三再四の寄附に快く応じて下さつた篤志家に対しても涙を以て感謝され、巨万の富を擁して尚社会事業等には一顧も与えず門前払の憂目に遇つた事も一再ではなく自分に縋る可憐な不具者を想い起しては苛立つ胸をさすつたときいて居ります。四苦八苦の経済で教員を優遇し得る筈がなく十年一日の如き薄給に甘んじなければならぬ教員にも生活苦の事実はひしひしと迫り「親の心子知らず」心なき生徒の要求もありがちの事です。私立時代真に内外多事な二十五年間を一意専心黙々として之に忍從し之を克服し打開された不幸なる子供を想う熱情に対し

只々敬服の外はありません。越えて昭和八年四月経営者の苦節終に酬いられ盤石の礎石の上に立ち至り、県立校たるの地位をかち得たのであります。即ち両校を県に移管し県立盲啞学校として新発足を致し清水徳造氏が校長に就任されたのであります。

(元大根村長、秦野市との合併により退職) 先生も私立時代の余塵くすぶる最中にあつて経営者等と共に莉らつの途をたどられたのであります。県移管には次の如き条件が附せられて居りました。備品費として三千五百円を寄附し、一千坪の運動場も寄附すること。寄宿舎は前経営者に於いて経営し私立時代の債務は県に於て責任は負わない。以上の如き条件でした。備品費は中郡に於て負担する内約であつて是は二ヶ年分納で滞なく解決しました。運動場は平塚市が寄附する条件であつたが地主との交渉が遅々として進まない時本校舎(元県立高女寄宿舎を改築したもの)に移つた生徒は教室に閉じ込められた儘であつた。此の状態を見兼ねて市と地主との間に幾往復懇願又懇願漸く成立を見たのは昭和十年であつても又経営者の免れ得ない役目であります。寄宿舎は前経営者が経営して居られましたが当時に於ても後援会が経営する如きは全国に其の例がないのであります。

舍生の増加は勿論経営難に依る不備は県移管に更に拍車がかけられたのであります。こゝに詳述を憚るが波瀾重畳の末無一物の後援会も収入の目当もない当時の金一千三百円を負担しなければならない羽目に立ち至り、学校長及経営者等鳩首會議を重ね寄附により辛うじて県に納金されたのは昭和十一年三月末であります。

此の間に於ける当面の責任者たる学校長及前経営者の心労は実に名状し難きものがあつたと存じます。かく待望の寄宿舎が本校に姿を表わしたのは全年十一月であります。

移管前に於ける債務は校舎建築及経営上の赤字のため約五千円に達し移管に債務は負わないと言う從前からの県の方針であつたので勢、前経営者の負担に帰せざるを得ません。之に対して財産は二千円の担保である、ろうの校舎と二千七百円の重荷を負う盲校舎で如何に処分するも到底債務を償う事が出来ないのであって現実ろう校舎の売却によつて得たのは僅か五百円で其の差額は総て六人の経営者によつて分担償却されたのであります。常闇の国にさまよう盲児に光を与えると、音無く声なきろう児に望を与えると拮据経営二十五年、而して最後に酬いられるものは債務の弁償であつたとは誠に感無量なものがあります。かく観する時

前経営者の不幸な児童に注がれた心血は凝つて本校の礎石となり精魂宿つて県立平塚ろう学校を生んだのであります。その恩恵に浴した、卒業生は其の所を得業を樂しみ生に安じて居り、今全国に誇る鉄筋の新校舎に百名、本校舎に百五名の生徒が孜々として学ぶを見るに至りました。名利を思わず困難を顧みず奮然起つて悪戦苦斗遂に今日あるを致させた諸先生の功業や誠に偉大であります。時の校長清水徳造氏は日夕其の高徳を追慕職員、卒業生一同と相謀り昭和十三年六月頌徳の碑を設立されその御高徳を石に勒して之を不朽「朽」に伝えられたのであります。氏は移管直後から十六ヶ年一切の教育愛を不幸な盲、ろう児の為に捧げ或る時は自動車通学割引について会社に日参し、或は戦事下の食糧事情の困難の折寄宿舎の経営に心血を注ぎし等々直接薰陶を受けたものは勿論関係者齊しくその高徳を追慕致して居る次第であります。昭和廿三年待望の盲ろう学校義務制度が布かれました。翌年両校分離の態勢を整えられ御勇退されたのであります。

今新校舎の屋上に上つて遙かに富士の霧峰を仰ぎその昔十坪にも満たない時代を回顧する時今昔の感一入胸に迫り音なき子等に希望と光明を御与え下さいました諸先生に感謝致しつゝ筆を擱く。

沿革概要				
大正十四年四月八日	私立中郡盲人学校の一教室を借用して開校する			
大正十五年七月一日	文部大臣認可			
昭和二年四月八日	八十坪の校舎新築			
昭和六年三月三十一日	県立学校代用の覚書交付			
昭和八年四月十八日	県に移管して神奈川県立盲啞学校と改称			
昭和九年一月八日	清水徳造校長に補せらる			
昭和十年二月一日	新校舎落成して現在地に移転する			
昭和十一年十月十四日	運動場完成			
昭和十二年八月二十五日	寄宿舎新築落成する			
昭和十九年六月十日	県知事より中等部理髮部を指定			
昭和二十三年四月一日	盲ろう学校の義務制が実施され神奈川県立盲学校を分離して神奈川県立平塚ろう学校と改称、			

二、校地 建物 七、○二六坪
二二五坪（第一期工事、十教室完成）

新 校 舍 (铁筋)	一、 校地 建物	二、 三〇坪	校 舍
		三、 六三〇坪	内運動場
		七八二坪	内寄宿舎
			一、 〇〇〇坪 二〇七坪

○心身に適応する職業教育によつて全人的な形成をはかる

○聴覚を失える生徒に対し口話法によつて残存機能を通して言語学習を行わせる

●本校はろう者に対して身体の欠陥を補い普通教育並に生活に必要な専門的職業の知識、技能を授け社会人としての教養を培うを以て目的とする

本校の教育方針

昭和二十四年	五月	四日	熊沢靜夫校長事務取扱を兼任
昭和二十五年十二月	一 日		荻田總校長に補せられる
昭和二十六年 四月	三十日		盲学校校舎新築移転
昭和二十七年 六月	一 日		理容師養成施設として厚生省より指定
昭和二十七年十一月 十 日			熊澤靜夫校長に補せらるる
昭和二十八年十一月			明仁親王殿下立太子の礼及成年式に当り御下賜 金をたまわる
昭和三十一年 三月三十一日			職業科教室の拡張
昭和三十一年 五月 二 日			新校舎第一期工事（二二五坪）完成
昭和三十一年 五月 二 日			新校舎第一期工事落成式挙行

学級数	生徒数	年度別	県立盲唸学校時代
10	104	昭和 15	
10	111	16	
10	112	17	
10	117	18	
12	122	19	
11	111	20	
10	107	21	
11	120	22	
12	135	23	
14	147	24	
16	159	25	
18	172	26	
19	181	27	
20	181	28	
21	192	29	
22	198	30	
23	205	31	

学級数	生徒数	年度別	私立時代
	10	大正14	
	19	15	
	27	昭和2	
	34	3	
	41	4	
	43	5	
	48	6	
	51	7	
7	66	8	
7	74	9	
8	82	10	
9	87	11	
10	89	12	
10	95	13	
10	96	14	

専攻科	高等部 理容	木材工芸 被服	中小学部 小学部	部科
二ヶ年		三ヶ年	三六ヶ年	修業年限
適職科目の専攻		普通教育は高等学校課程に準ず 職業教科は適職科目を専攻	小学校に準ず 中学校に準ず	教科

児童生徒並びに学級数

高等部（旧制中）卒

職種	男	女	計
農業	16	0	16
印刷	1	0	1
木工	27	0	27
工場	5	3	8
たたみ職人	1	0	1
洋服工	5	16	21
竹工	1	0	1
魚夫	1	0	1
女中	0	2	2
自転車業	1	0	1
家事手伝	3	17	20
製パン店	1	0	1
園芸	1	0	1
理髪	4	7	11
主婦	0	8	8
死亡	8	5	13
不明	3	1	4
計	78	59	137

部	学年	学級数	男	女	計
小学校部	1	2	[4] 5	10	[14] 15
	2	2	14	7	21
	3	2	9	9	18
	4	2	7	5	12
	5	2	9	10	19
	6	2	5	10	15
	計	12	[48] 49	51	[99] 100
中学部	1	2	6	10	16
	2	2	[10] 11	[7] 6	17
	3	[1] 2	11	15	26
	計	[5] 6	[27] 28	[32] 31	59
高等部	1	1	6	6	12
	2	[2] 1	7	5	12
	3	[1] 2	7	9	16
	計	4	20	20	40
専攻科	1	1	3	3	6
	2			1	1
	計	1	3	4	7
合計		[22] 23	[98] 100	[107] 106	[205] 206

注
神奈川県立平塚ろう学校に所蔵されている。奥付に「認可
開校 大正十四年四月八日」と記載されている。

大正十五年七月一日

職種	男	女	計
理髪	7	10	17
洋服工	1	0	1
会社員	2	0	2
工芸	20	0	20
農業	3	0	3
家事手伝	1	8	9
主婦	0	9	9
被服工場	0	19	19
女中	0	1	1
死亡	1	1	2
不明	1	1	2
進学	2	3	5
計	38	52	90

一〇 横浜市立盲学校『昭和32年度学校要覧』(抄)

同校第一回の卒業生、解剖学科二八名、生理学科二〇名を出す。
試験は医師一〇名立合にて行う。

先生、盲人学校の必要を説き、県立学校建設の上申書を知事に提出す。

校舎を野毛町二丁目に移転する。生徒八〇名

横須賀に分校を開設した。

横浜盲人学校と校名を改称する。

学校の経営を横浜鍼灸按摩会に移す。

九月一日大震災にて学校消失、教員一名死亡

磯子区西根岸に土地二九三坪を購入し、校舎を新築する（現在

Y校理容科校舎)

創立者淺水十明死去。八十三才、創立以來五五年盲教育に専念

浅水道雄、
理事長に就任する

横浜市に移管、横浜市立盲学校として新発足する。生徒四八

教官靄見明音、学校長に任命される。

五月、開校式を行う。

第一回卒業式を行う。卒業生一四名（小三、中七）

高別(四)

第一回 按摩師受驗生三名、全員合格

第二回卒業式を行ひ卒業生九名（小三中二別四）

現在地に校地設定（約一二〇〇坪）

一、教育方針

本市の教育方針に基き、円満な人格を形成し、優れた技能によつて、社会に寄与する有為な市民たらしめるため、視力障害者の特質上次の五項に重点を置く。

一、あらゆる苦難をのり越えて、正しい人生觀を確立し、明朗で他人に愛好される人になる。

二、進んで運動する習慣を作ると共に、常に保健衛生に留意し、健康の増進につとめる。

三、科学に立脚した知識と技能の習得をなし、合理的な考察研究ができる。

四、健全な常識を持ち、正しい礼法を身につける。

五、残存感覚を保護すると共に、その練磨育成につとめ、生活行動が自由にできることになる。

二、沿革

明治二、九 眼科医浅水十明、数十名の盲人を集め、西洋医学の講義をはじ

学校 昭和 32 年度
要覧

特別教室	校長室、教員室、事務室、給食調理室、図書室、保健室、宿直室、作業員室、放送室
普通教室	校舎第一期二棟完成（九教室） 兩陛下より御下賜金を拝領する。
四室	校舎第二期一棟完成（五教室） 第三回卒業式を行う。卒業生二五名（小三、中七、高本別一五） 落成式、第三回あんま師検定試験八名受験、全員合格 校地拡張（約七三〇坪） 校地拡張（約八二〇坪）、敷地延坪二七五三坪、内運動場一〇〇坪
三、施設	創立六十五周年祝賀式 あんま師、はり師、きゅう師養成学校として文部大臣より認定された。 第四回卒業式を行ふ。卒業生二七名（小四、中九、高本別一四） 第四回あんま師検定試験一名受験、全員合格 校舎第三期工事一棟（主として理療科）一・六坪竣工 延三七六坪となる。 第五回卒業式を行う。卒業生三二名（小八、中五、高一〇、別四、専五） 第五回あんま師、第一回はり、きゅう試験一七名（あんま一二名、はり、きゅう五名）受験、全員合格 第六回あんま師、第二回はり、きゅう試験を本校で施行、あんま師十四名、はり、きゅう七名合格 第七回卒業式を行う。卒業生四七名（小一〇、中八、高九、専一一、別九） 第七回あんま師、第三回はり師試験、卒業生二五名受験、あんま師十四名（本年卒業一名共）、はりきゅう師十一名、全員合格
校舎総坪数	三七六・四〇坪 校地総坪数 二七五三・一六坪

特別室

校長室、教員室、事務室、給食調理室、図書室、保健室、宿直室、作業員室、放送室

注 横浜市史資料室に所蔵されている。「学校賛歌」「四、本校教職員一覧」「五、修業年限及入学資格」「六、学校附近の略図」「七、児童生徒一覧（三十一年度）」「八、生徒に関する諸調査表」「九、教育課程」「一〇、年間行事予定」「一一、スクールバス路線及乗車員数」は省略した。横浜市立盲学校（現横浜市立盲特別支援学校）の沿革である。多くの盲学校と同様、篤志家による私立学校として出発した。

一 横浜市立ろう学校概要

横浜市立ろう学校概要

一、本校沿革概要

大正十五年四月一日	山崎善次郎氏外数氏相図りて横浜第一隣保館内に横浜ろう啞学院創立
昭和二年四月一日	横浜市に移管され本町小学校ろう部学級となる
昭和八年四月一日	横浜市立ろう話学校として独立する
昭和九年十月十八日	横浜市中区宮川町に移転独立校舎となる
昭和二十年五月二十九日	戦災により校舎焼失
昭和二十四年六月九日	旧横浜経済専門学校跡に移り復旧する
昭和三十年十一月五日	保土ヶ谷区常盤台町に新校舎第一期工事完了
昭和三十一年十一月八日	小学部一、二、三年移転
昭和三十二年十月三十一日	第二期工事完了幼稚部及小学部四年移転
	第三期工事完了小学部六年中学部一年移転
	現在に至る

二、本校教育方針

教育基本法並に学校教育法に則りろう者に口話法をもつて普通教育及び職業教育を施し その生活に必要な知識及び技能を授けよい社会人に育成する

三、修業年限

幼稚部二ヶ年。 小学部六ヶ年 中学部三ヶ年 (義務制) 高等部三ヶ年

四、学級編成

五、教職員

性別 職名	計	
	男	女
校長	1	
教諭	15	12
助教諭	1	1
養護教諭		1
計	17	14
事務員		2
寮母	2	2
他の	2	2
計	2	6
警備員	2	
合計	21	20
	41	

学級數	部	計		学年
		男	女	
1	幼稚部	9	2	一
1		2	5	二
2	計	11	18	
2	小学校部	10	5	一
3		19	8	二
2	計	15	15	三
1	小学校部	5	3	四
3		18	9	五
2	計	10	18	六
13		75	35	
2	中学部	11	8	一
3		17	7	二
3	計	12	24	三
8	計	45	27	
2	中学部	17	7	一
3		12	29	二
3	計	17	24	三
8	計	45	73 [72]	
1	高等部	6	2	一
1		3	6	二
2	計	9	5	三
25	合計	140	74	

六、卒業生職業状況

計	女	男	職業
6		6	洋服業(自宅)
6		6	洋服職
2		2	Yシャツ仕立
17	13	4	ミシン加工
1		1	メリヤス加工
8		8	工員
2		2	木工員
3		3	製靴
1		1	プレス工
1		1	ガラス工
4		4	旋盤工
1		1	土工
1		1	写真工
1		1	植字工
2		2	塗装工
1		1	パン焼職人
1		1	染物(家業)
6	2	4	農(家業)
2		2	クリーニング(自宅)
10		10	クリーニング職人
2		2	木材商(家業)
22	20	2	家事
12	12		洋裁職人
1	1		洋裁(家業)
1	1		授産所
1	1		和裁
1	1		編物
1	1		会社事務員
1	1		漫画家
4	4		洋裁習い
2		2	旅館(営業)
34	14	20	不明
158	71	87	合計

生来		
46%	98	
[50.5]		
7.5%	16	脳病
[8.3]		
7.5%	16	熱病
[7.7]		
7.%	15	中耳炎
[7.7]		
7.5%	16	中毒マインシン
[8.3]		
2.5%	6	脳打撲
[3.1]		
2.25%	5	百日咳
[2.6]		
2.25%	5	小兒麻痺
[2.6]		
17.5%	17	不明
[8.8]		

生後

八、施設
 常盤台校
 南太田校
 校地二、四七五坪
 校舍延坪
 七九四坪
 (内寄宿舎一〇三坪)

注 横浜市史資料室に所蔵されている。

一二 寄宿舎概要（神奈川県立平塚ろう学校）

寄宿舎概要

県立移管当時の寄宿舎は旧中郡盲人学校の教室を使用していた。今から思えば誠に粗末な室で生活していたものだ。そこから県立盲啞学校と書かれた校門へ舍監は朝夕生徒を引率して通った。食事は畳の上で座つて食べた。

昭和十一年の三月伝染病が（赤痢）発生した。当時そこで食事を共にしていた舍監や炊事夫生徒等は寄宿舎から一步も外へ出られず、かんづめになつたことを記憶している。前にも述べたように本校の後援会は寄宿舎の新築を考え苦心惨憺の結果昭和十一年十月十五日二〇七坪の舎の完成を見たのである。元来寄宿舎は県が経営すべきものであつて後援会がこれを経営するが如きは他県にその例がない有様であり、経営難による不備と非衛生的な寄宿舎に対し非人道的問題であるとの非難があつたことをきいている。こんな有様であったが立派な寄宿舎を得て職員生徒一同は旧寄宿舎より新寄宿舎に移転しここで階上は女子、階下は男子に分けて勉学に励んだのである。戦時中又戦後の舎の経営は実に大変であった。前にも述べた通り実習地を購入していただき学業の余暇に畑を耕作して甘藷や小麦や野菜などつくつて舎の食糧事情を緩和した。

小麦のカユをすすりこぬかのパンを食べた。薪がないのでリヤカーを引っぱつて市内の製材所を歩きまわり木片を買い求めたこともあつた。それでも薪が不足しある時は全くなくなつてしまい、炊事からは「なんとかして下さい」とやんやん言われるし、生徒たちには生のままで与えられないし、ほとほと困つてしまつたこともある。困つたあげくに校長先生には無断でこつそりと学校の隅にある松の木を切つて生薪を使つたこともある。でもどうにかして寄宿舎も閉舎しないで勉強を続けることが出来た。又嬉しいことにはアメリカから食糧、衣料等のララ物質〔資〕の援助をうけ苦しい時に大きな救いとなり感謝した。

昭和二十三年に義務教育が布かれ、前述したように盲学校の寄宿舎が完成して移転し、以後はろう学校の寄宿舎となり、一人立ちしたわけである。また制度として寮母を置くようになり、舍監も炊夫も本来の職務を遂行出来るようになつた。更に新らしく寄宿舎の規定を定めて一定の秩序の下に経営することが出来るようになった。

第一条 本校の寄宿舎は原則として通学することの出来ない児童生徒を寄宿させ家庭生活並に社会的生活の指導を行うことを目的とする。

第二条 入舎を希望する者は別紙様式による入舎願書を学校長に提出して許可を受けなければならない。

入舎を許可された者は別紙様式（二）による入舎証書を学校長に提出しなければならない。

第三条 寄宿舎に寄宿する児童生徒（以下「舎生」という）は自治会を開催し職員の補導のもとに寄宿舎の運営を計り、且善良な舎風を培うものとする。

第四条 寄宿舎に舍監をおく。舍監は学校長の命をうけて概ね次に掲げる舎務を行つ。

1 寄宿舎の庶務及び運営に関すること。

2 舎生の学習補導及び訓育並に保健に関すること。

3 舎生の自治会の補導を行う。

4 每月の行事計画を行うこと。

5 娯楽慰安について計画する。

6 非常訓練を行うこと。

7 舎生名簿、会計簿、援助物質〔資〕整理簿、日誌、小遣帳、その他諸帳簿を整理しておくこと。

8 寮母、炊婦の指導監督に当る。

9 献立表を検閲すること。

10 営繕、その他改善に關すること。

第五条 舎監は輪番制により当直を行う。
当直は毎日正午から翌日の正午までとする。当直者は所定の日誌に当直中の事項をもれなく記載して学校長に報告しなければならない。

第六条 舎監は緊急事態が生じた場合はすみやかに学校長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

第七条 寄宿舎の運営は協議会において定める。協議会は毎月一回行う。

第八条 寮母は毎週土曜日に献立表を作成し、舎監の検閲を受けて炊事係に差出すこと。

第九条 寮母は舎監と協力して概ね次に掲げる事項について舎生の世話及び教育

を行う。

一 舎生の登校後及び消灯後の室内的清潔整頓に関する事。

2 舎生の礼儀作法に関する事。

3 所持品の整頓に関する事。

4 舎生の食事、洗面、入浴に関する事。

5 低学年の洗濯や衣服の手入れに関する事。

6 舎生の保健、衛生に留意する事。

7 舎生の疾病的治療看護に当ること。

8 舎生の学習補導に当ること。

第十条 舎生は次に掲げる舎生心得を厳守しなければならない。

1 舎監の指示により毎日自習を行う。

2 小学部は一切金銭を所持してはならない。

3 帰省又は外出する時は舎監又は寮母の許可を受け帳簿に必要事項を記入し、帰舎後は直ちに報告すること。

4 常に室内を清潔にし整理しておくこと。

5 所持品にはすべて記名する。

6 食事前は必ず手を洗う。

7 常に寝具を日光に曝すこと。

8 舎生は舎監、寮母の許可なくして男子は女子、女子は男子の室に立ち入らないこと。

9 舎生は家庭より飲食物を持ち込まぬこと。（但し他よりいただいた場合は同室全人に分配してあげること）

第十一条 各室に室長をおく。室長の任務は概ね次の如くである。

(口)(イ) 同室の者の和合を図る。

(口) 舎監寮母の指示を受けて洗面、食事、入浴、学習、記名、遊び等につき親切に世話をす。

(ハ) 登校の際室内を整頓して最後に登校すること。

第十二条 退舎しようとする時は別紙様式三による退舎願にその事由を具して学校長に届けて許可を得なければならぬ。

第十三条 舎費はその月分を毎月五日までに納入しなければならない。

第十四条 寄宿舎規則又は命令に違反して舎内の秩序を乱した者は退舎を命ずる。
第十五条 起床、就寝、食事、自習時間は概ね次の如く定む。

月 日	起 床	朝 食	夕 食	自 習	就 寝
至自 翌十一 ・ ・ 末一	至自 十九 ・ ・ 末一	至自 八六 ・ ・ 末一	至自 五四 ・ ・ 末一	六時半	
七 時	〃	〃			
〃	〃	〃	一起 時 間 後		
五 時	五時半	六 時	五時半		
〃	〃	〃	高低 高 七六 三 一 八七 四		
〃	〃	〃	九 時		

寄宿舎生調（昭和十一年十一月）

合 計	〃 十 一 年	〃 十 年	〃 九 年	〃 八 年	〃 七 年	〃 六 年	〃 五 年	昭和四年	入 舎 年	人 員	男 女	ろ う	盲
四 三	一 四	七	一〇	八	二	〇	一	一					
一 六	七	二	六	一	〇	〇	〇	〇					
二 七	七	五	四	七	二	〇	一	一					

昭和八年の県立移管を中心として三・四年前後の舎生数を調べると上の表の如く合計で四十三名、内ろう生は十六名ですがそれが現在では四十七名の多きにのぼっています。尚十二年以後の状況を表わすと次の通りである。

人数	年度	人数	年度
42名	昭和26年	16名	昭和11年
58名	27年	18名	12年
65名	28年	19名	13年
60名	29年	22名	14年
50名	30年	26名	15年
45名	31年	30名	16年
45名	32年	30名	17年
51名	33年	39名	18年
48名	34年	37名	19年
48名	35年	38名	20年
		38名	21年
		39名	22年
		39名	23年
		38名	24年
		42名	25年

既に述べたように終戦直前の寄宿舎の運営は実に大変であった。舎に烟があつて食糧の増産にこれ努めたが、尚その不足は満たされず、空襲は日増しに激しさを加へ、とうとう平塙市全市が敵機の餌となり、一挙にして灰燼に帰してしまった。かくして終戦を迎えた。舎生は一人も帰省、疎開せず勉学に励んだが、戦後の混乱と食糧難はきびしく当時の舎監はなみなみならぬ苦労をされた。この時は米軍よりララ救援物質〔資〕がもらえるようになつて食糧の緩和に役立つた。これを現在の金額に見積れば莫大なものである。

ひき肉	全乳	ララ救援物資	昭和二十一年十二月受入
うどん	混合粉食		
玉子入うどん			
コンビーフ			
二一四封度	四五〇封度		
三四六封度	一三九封度		
三一一封度	一七三封度		
六九封度	一〇四封度		
罐詰	ソーセージ	菓子 ジャム バター 米粉	
		一、三五〇封度	
		三四封度	
		二四二封度	
		二三一封度	

新校舎の建築は逐年完成を日ざして進みつつあり、既に八分通りは出来上り残

起床	6:30
掃除	7:00
ラジオ体操	7:20
朝食	7:30
登校準備	
登校	8:20
昼食	12:30
(低) 帰舎	2:00
	3:00
(低) 学習	
(高) 帰舎	4:30
掃除	5:00
夕食	5:30
テレビ (低)	6:00
(高) 自由時間	
就寝 (低)	7:00
(高) 学習	
テレビ	8:30
(高) 就寝	9:00

日課表

3	月
16	日
水	曜
漬物	朝食
ちくわの煮付	味噌汁、小松菜、ハンパン、ツツミルク、パン、ピーナツ
ズ	朝食
ポークビーン	パン、ミルク、
漬物	昼食
ん	人里芋、大根、コンニャク、ガノモドキ、チクワ、人参、おでん
馬鈴薯	夕食

昭和二十五年盲ろう分離
昭和二十五年に盲ろうが分離した。盲が新築の校舎に移り、ろうはそのまま盲のあとを使用する様になった。寄宿舎も当然分れ、一時は一〇〇名近かつた舎生も四二名位になり広々として生活し易くなつた。しかし分離に伴つて炊婦や寮母が足りなくて舎生の指導に毎日忙しい日を送つた。その後寮母の定員も四名に増員され、基準から見ると、まだまだ足りないが、先生方の協力で不足をおぎなつて今までやって來た。寮母の仕事といえば起床にはじまつて就寝まで、その間に献立の作成、会計諸帳簿の整理、買出し、あるいは病院に連れて行くことやら、洗濯、ぼろつくろいなど全く大変な任務である。

献立の一部

すところ体育館と寄宿舎のみになつたが、これも一・二年後には完成する予定になつてゐる。舎生一同も新寄宿舎を夢見ながら毎日の生活に真剣にとつ「り」くんでいる。

注 神奈川県立平塚ろう学校『創立三十五年誌』（一九六〇年）六三～六七頁。

第三節 特殊学級

一 「特殊児童はどのように教育したらよいか」

特殊児童はどのように教育したらよいか

(指導主事室)

〔討論会記録〕

十二月一日 県立平塚盲、聾学校を会場として、県下中小学校の先生方約二百名の参加を得て実施した第一回特殊教育研究会は熱心なる参会者の協力によつて非常な効果をあげ得た。

私が今こゝに特殊教育の必要をクローズアップさせようとする事は、決して教育の新問題を現地に投げ出そうとするものではない。理論に追われ、我々の対象である子供を忘れたかの如き教育論陣を地につけ、新教育に『より強き』具体性を持たせようとするものである。教育の機会均等、個人差と個性の伸長を問題化する教育、人格を尊重し人間を生きる存在としての価値を実際に実践してゆくためには、もう一度我々の仕事をかかる観点からしてみるとべきだと主張してみたのである。そしてこれは又、決して優秀児を忘れた(優秀児も又或る面での特異児童であるという事も認識してほしいが)教育でなく教育効果の能率化と教師の労力経済化に必ずや期すべきものがあると信ずるものである。こんな事を考えると新教育にはこの問題が必然的にとりあげられねばならぬと思う。世に社会問題として云々されている不良児問題も又こんな所に中小学校教師の負うべき一路のあることも明示してみたいが、これは省略してこの教育の必要性を概説してみたものである。

一方本県の実状はどうであるかというて実際に『りょうよう』たるものがある。現場教師各位へのかかる関心をたかめるべき第一の火の手をこの日にかけてみたものである。

幸に当日出席された平塚市港小学校教官若菜環氏の手による午後のパネル討論会の速記があるので茲に記載する。

(指導主事 山口一夫)

出席者(順序不同)

湘南高校教諭

平塚市立浜岳中学校教諭

同

横浜国立大学校助教授

同

間宮 武

同

寺田 福太郎

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

富山 元鼎

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

同

加藤 穎吉

同

寺田 福太郎

同

間宮 武

同

荻田 稔

同

望月 進

同

中村 隆秋

われているような口先だけの理論では決して子供はついて来ない。もつと具体的に手をとり先に立つて導かなければ効果は上らない。

間宮 私は度々方々の学校を参觀しますが、いつも一クラスで三四人はその学習活動の面から脱落しているのをよく見る。テストをやつてみても出来ない。所がそうした子に限つて出席は案外よく、只学校に来ても何もしないで過しているわけである。私はこうした子供を何とかしなければならないと常々思っていますが。

司会者 たしかに等閑視しているわけではないが、個を見る、人格を尊重するという点を深く考えなければならない。人々をみると問題であつて、そこには特殊教育ということが浮上つて来るのだと思う。こうした場合、こうした特殊学校ではどういつた面で効果をあげていられるのでしょうか。荻田先生どうぞ。

荻田 彼等をして社会の如何なる地位に意味づけるか、こういう点から職業教育を通して自活の道を与える、又人間的の意味では普通人に劣らぬ人格を作り出すということを考えている。本校では何等かの技を発見してこれを伸すことにつとめている。勿論限られた施設のこととてあらゆる職業教育を実施することは困難であるが、その辺は国家や県のお力によつて打開して行きたいと思つてゐる。こうした見地から本校でとつてゐる職業教育は何等かの参考になるのではないかと思ふ。

司会者 効果をあげていられる具体的な面で今少しお話願いたいと思いますが。寺田 比較的等閑視されている者は弱視である。一番前列に並べても黒板の字のよめない者が案外省みられないのだと思う。八年間の義務教育を終えても何の職業にもつけずに本校に入学した者があつた。これを検査すると小学校三年位の力しかないのでこれに対しても本校の特別教育を施した所がどんどん伸びて、優秀な成績で卒業していった。盲学校の卒業生ではアンマ、マツサージを開業して中流以上の生活をしている者も相当あります。

中村 今まで小学校、中学校では各種の研究会が行われて來たが、こうして各種の学校が合同して研究会を開いたことは少かつた。授業を見て涙を流された先生も多かつたようである。特殊児童とつくんでやつていられる姿を見て、教えられる点が多かつた。吾々は五十人六十人を一クラスとして扱つてゐるが三人や四人は必ず遅滞児がいるものである。質と量を計算した場合、こうした人

数の少い特殊学校と普通の学校の特殊児童との場合を考えた時、そこに一つの問題があると思いますが。

司会者 以上の問題により又本校の研究によつて吾々の宿命的とのみみていた問題が解決のしよ光を見出すことが出来ると思うと同時に、見くてられた子の非常に多いということをこの機会に深く認識することが出来ると思う。是非こうした子供への愛情を「ママ」呼びかけてほしいと思う。然し問題はまだまだたくさんあると思います。吾々はよく「お前は馬鹿だな」「ママ」といいますがここにも問題がある。この辺で普通の学校における特殊児童遲滞児についての御意見を出していただきましょうか。

間宮 こちらの学校の異状児ははつきりしていますが、一般的の学校には色々の類型の問題児が相当あると思う。これをみると性格異状児が多い。中でもテンカン、精神分裂児、こういつたものの外に反社会性児童、即ち少年法第一条の第一第二項に当てはまる不良性の子供がいると思う。学校に來ても口をきかぬ子供、言語障害、どもり、ビツコ、片輪、慢性虚弱児等いろいろあるが精神薄弱児特に重点をおく必要がある。盲と聾とははつきりしているが特に聾の方が問題が多い。盲の方は言語によつて相當に影響が与えられる。普通人と同じ社会性をつちこつとも出来るし、創造性が非常に発達して來るのである方面では天才が出ることもある。これに対して聾の方は言語障害があるし、話すことには欠けて來るので社会性が乏しい。随つて内的にはあまりつちかわれないが外的には相当教育されるし、外的の方に力が向いて來る。手先が器用になるのでスリ等に聾啞者が多いため。今日知能検査が発達しているがこれはフランスのビネーの研究に出発している。何等かの形によつて選び出された者が質的に違うのか量的に違うのか、こういつた段階この問題はまだ解決されていない。普通の学級をみると知能のおくれている者は随分多いが、これは多く脳疾患に原因している。又特別の精神的の欠陥がなくとも環境に恵まれないために精神薄弱児となつてゐる者もある。大体精神薄弱児には三つの型がある。魯鈍IQ50乃至70、痴愚IQ25乃至50、白痴IQ25以下、となつてゐる。要するに普通の学校で盲聾以外で問題児とされる者が相当あるということを深く認識することが大切で、忘れられた子をどうするかが何といつても問題である。

司会者 お説の通りであります、この辺で一つ一般の学校では特殊児童の教育を実際にどのようにされているか、又どの程度に期待出来るかという問題には

いつてみたいと思います。鎌木先生どうぞ。

鎌木 普通の音楽教育で三年もかかるのを一年余りで会得した子供がいる。楽譜を与えてもだめで、耳から与えることが必要である。ケンバンの各音の方式を与えた所すぐおぼえた。ラジオを聞いても高潮して来る所がすぐわかるようになった。最近才能教育が叫ばれているが、日本の天才は外国に行くと普通人になつてしまふ。私は天才教育などは平凡なものと思っている。子供の注意力は十分か十五分位しかない。注意力を失つた時に転回することが急所のようである。私は音楽に志す者の立場から、遅滞児教育においてラザ「ジ」オとか音楽、楽器、舞踏等の面から何か関係するものがあるような気がいたします。

富山 三の力の者に三の力を出させるようにすることが大切だ。普通の学校では一クラス六十人もいるので遅滞児を扱うことは仲々困難な仕事である。どうしても馬鹿扱にされ、うずもれることが多い。これを特別学級にいれて何等かの潜在力を見出して伸してやることは教育的である。この場合、当然、特技を発見して伸す、つまり職業指導、更に職業教育ということが必要になる。然もこれは短日月では見出せないので絶えざる観察が必要となる。私の扱つた特殊児童でIQ六〇の者だが、バリカンを扱うに非常に特技を持つ者がいたが将来そうした方面に伸してやりたいと思つてゐる。もう一人は他のことは殆どよくなが彫刻だけには妙技を持つていた。こうしたその子の潜在能力を復帰させるところに特殊児童の問題は解決されて行くと思う。

司会者 いろいろと具体的な問題にはいつて来ましたが、今度は先程一寸申上げましたように、教育的効果をどの程度に期待出来るか、この問題について御意見をお願いします。

間宮 その問題にはいる前に先ず鑑別の方が問題になりますね。日本では鑑別についての具体的な研究は充分なところまでいつていよいよです。勿論鑑別のことは重要なことです、その結果をもとにしてどのように指導するかが問題となるわけです。読み、書き、そろばんではなくハンド、ハート、ヘルスのS-Hが遅滞児教育の原則である。幸福が第一で以下これにつぐ、これが遅滞児教育の原理である。子供の発達と社会の要求によつてカリキュラムが作られるとしても、異常の児童については、その子をどうしたら幸福にすることが出来るか、如何にしてその子を社会的に位置づけるか、今少し具体的にいえば思考する、考える、これが彼等の一番にが手とされている。生活経験に強く訴えて

指導することが大切である。遅滞児に対する理数科方面的指導についてこんな話がある。「ママ」。先生が教室のハメ板の修理に当つて、クラスの子供の全員に参画させた。所がある日、一番上手に然も一番数多くの修理をしたのは遅滞児のYであった。先生はほうびとしてその子にキヤラメルを何個か与えた。明日は今日よりも多く修理出来たら板一枚に対してキヤラメル何個かを与えることを約束した。結局キヤラメルの増加することに興味づけて数え方の指導をしたよい例である。小学校三年位迄の程度がどうやら効果の期待出来る範囲とされている。IQ六〇位迄の者は自分のことを処理するのに補助を必要とし、三〇位迄の者は代人が必要とされそれ、「それ」以下はどうにもならない。

中村 普通の学校の先生は何とかして、遅滞児を引上げようとして苦心していらっしゃることを吾々はよく知つてゐる。人数その他でいろいろの制約もあるが、結局楽な気持で詳細に観察することにより、その子の教育資料を得ることが大切であり、そこに問題解決の鍵があると思う。又その子供に特に劣等感を与えないよう仕向けることも大切である。児童観の幅を広げることである。その子の能力を一本の物指で計ろうとしないで、細かいその子の実際をみきわめて指導しなければならない、と同時に特別の特殊児童はこの学校のようにすることが大切なことを認識すべきである。出来る限り、普通の学校における遅滞児をどうするか、この問題について皆さんと共に是非研究したいと思つてゐる。訓育主任等が中心となり、校内グループが出来て、更に地域における研究団体となつてゆくことが望ましい。現在県下における特殊学校の数は非常に少いようであるが、今後こうした施設の数多く誕生することを願つてゐるわけである。

加藤 この間下郡の先生方と共に横浜の訓育院を見学したが、音楽にたん能な先生が音楽を通じて芸術的ふんい気にひたらせ、その中にいろいろな遊びをおりませて指導されているのを見たが、児童指導要録の実践として参考になつたと思つてゐる。

司会者 ではこの辺で委員会当局としてはこの問題についてどう考えてられるか、更に実際に特殊学級を編成してやつて行く上の色々の注意すべき点といつた面に話を進めていただきて結論へもつて行きたいと思います。望月先生どうぞ。

望月 委員会としてはこうした特殊児童の教育にたゞ「さ」わつて下る先生方に対して心から感謝している。盲聾児も昨年より義務制となつたので、教育の機会

均等という意味から出来る限りこうした方面に努力したいと考えている。盲聾を別にしたのもその一つの現れである。今一つこうした子供の寮生活ですが、家庭的の面で心配される向もあるようである。寮生活については厚生省と教育委員会の関係で仲々思うようにいかないのは何とかしたいと考えている。ここは特別の学校ですが、皆さんの中学校にもこれに準じた子供がたくさんいることと思いますが、そうした子供に対する教育については充分心していただきたいと思いますが、同時に、出来る範囲においてこうした特別学級を設置していくだけでも努力したいと思います。義務制は認識しても、親元を離してこの良い施設にいれることを『ちゅうちょ』している親もあるので、皆さんに大いに宣伝していただきたいと思います。要するに皆さん方の御協力によつて実績があるものと存じております。

司会者 よくおわかりになつたと存じますが、では、差当り県からお金が出ないものとして何とか実績をあげる方法はないものでしょうか。

富山 私の学校では僅か一学級特設したわけですが別に県市から補助金はもらつてはおりません。この間東京で遅滞児の講習会がありましたが全国で五十何校だそうです。今の所、PTAから一万円程補助がありますが何とかやつてゆけます。私の経験では金さえあれば効果が上るとは思つておりません。人々を見捨てないこと。これ以外には無いと思います。開設以来僅か八ヶ月に過ぎませんが、ある程度効果をあげているつもりです。

司会者 時間がないために実際家として富山先生には、発表に困難があつたと思いますが、要するに、口先だけではなく、どこまでも喰いさがらなければなりません。「ママ」とつづいてみると、熱意と愛情、そこに実践が生れて来ることと思います。「」どうやら時間が来ましたので、この辺でこの会を閉じたいと思います。先生方有難うございました。

注 『かながわ教育』第九号（一九五〇年二月）。富山発言の「一学級特設」とあるのは、平塚市立浜岳中学校が四九年四月に開設した愛育学級（身体虚弱・知的障害複式一学級）で、この学級が第二次世界大戦後、神奈川県で最初の知的障害児を対象とする特殊学級とされている。富山はその学級の担任である。

二 特別学級経営の一年間の記録

特別学級経営一ヶ年

小田原市立城内小学校

促進学級としての特別学級の経営が最初の一年を終えた今、実際の経験からみて、促進学級の設置が必要であるということを、先ず報告する。いろいろ反省させられること研究結果があるが、要点だけ記してみることにする。

学級の経営・指導・研究を行う上において、次の数項目について特に考慮を払う必要がある。

一、社会性

特別学級に入つてゐる児童は、その学級内においては、相当に安定された位置づけを得て、社会的行動も漸次好ましい状態になつてくるが、一般学級や学校全体との関係になるといろいろ難しい問題が生じる。

特別学級が児童たちにとつて、温室的な環境になり易く、その学級だけに通用する社会性が次第に形づくられてしまつて、学級の外の学校生活に適応しにくくなるような人間になり易い。このことは児童だけでなく、受持教師自身にとつても警戒すべき問題である。現在二〇名（男十一女九）ママの特別学級の児童は、学級内では実によく遊び、元気がよい。しかし、一般学級の者とは殆んど遊ぶことがない。以前友人であつた者がいても、現在では交渉が絶たれてしまつてゐる。二〇名の児童は学級学年の行事には総て参加し、自治活動にも協力させ、なるべく学級外の学校生活との結びつきを与えようとしても、かえつて彼等に学校内にひきこもらせてしまう結果を生じる。この問題は後で述べる劣等感とともに促進学級の難点だと思う。

二、劣等感

特別学級編成当初、普通学級の児童は物珍らしげな様子で眺め中には教室に入つてきて、幼稚な図書や掲示物を見ても冷笑を浴せたりしていたが、それも暫くしてなくなり、一年間を通じて普通学級児童との間に目立つような困つた問題も起らなかつた。これは学校の指導がよかつたことと、一般児童が促進学級児童を問題にしなくなつたからであろうか。一般児童が特別児を問題にしないということは、特別児を劣等視している感情がやはりその底にあるのではなかろうか。

劣等感は環境から与えられることが多いと思われる。彼等は始めは實に暗い顔をし、沈んだ様子であつた。しかし、それはしばらくの間で、一年を通じて、彼等は、一人残らず学級の生活を楽しんで過してきた。彼等も大部分の者は、やはり劣等感は持つてゐるように見える。これは特別学級に入つたために、新しく植えつけられた感情かも知れない。他の級の者に悪口をいわれて泣いた者を見たことが三回あつた。「自分は馬鹿だ。」「お前はできない。」等と劣等視し合うことを、彼等自身極度に嫌がり、お互いにそういう態度をとることを避けているように見える。

そういう様子を見るにつけでも、教師として何とかしてやりたいと、あせるような気持を覚える。

彼等は一般学級にもどることを大変いやがる。特別学級に入るにより彼等が大いに救われる反面には、一般学級をきらうような好ましくない殻をかぶつてしまふ行動が、知らず知らずの中に養われてしまう。

三、家庭の啓蒙

促進学級の児童の家庭は、教育に無関心であり、経済生活に余裕のないのが多い。家庭環境のいろいろな欠陥が、児童の学習遅進を來した重要な原因であることを考へる時、家庭のこの教育計画に対する理解と協力は絶対に必要である。父兄会・家庭訪問・学級通信等によつて家庭との連絡もはかっているが、なかなか好ましい進歩を見せない。

促進学級の設置については、もち論家庭の賛成を得て実施したものである。又前後二回行つたところの家庭のこの教育に対する関心調査の結果は、唯無条件に賛成し、いわゆる学校まかせの家庭が大部分である。このような家庭の啓蒙が、重要な問題となつてくる。

四、教師の研究態度

促進学級経営における多くの研究結果を一般教育の実践の上に生かしていくかなしてなくなり、一年間を通じて普通学級児童との間に目立つような困つた問題も起らなかつた。これは学校の指導がよかつたことと、一般児童が促進学級児童を問題にしなくなつたからであろうか。一般児童が特別児を問題にしないということは、特別児を劣等視している感情がやはりその底にあるのではなかろうか。

○教育効果について

一年間の指導により、全児童が学習に行動に相当の向上進歩のをみせたことはつきり認めることができます。しかし、進歩の度合が児童個人々々の能力のどの程度までのものであるかということをつかむことは、なかなか困難である。

【国語算数の学習成績と行動の記録】

O.K.男	I.T.男	N.U.男	K.T.男	K.C.男	I.K.男	T.T.男	I.T.男		
								国語	
								一学期	三学期
い話を二年生の本は大体読める 二年生の本は大体読めることが全くできな	読みをする三年の本は読める。ひろい	三年の本が少し読める。ひろい 発音が不正確である	ひらがな文が完全に読めない ひらがなが正しく書けない	三年の本は大体読める 発音がはつきりしない	大体よい	ひらがなが完全に読めない ひらがな文が正しく書けない	四年の本がよく読めない 文字が極めてへたである		
た三年の本がよくよめてき 少しでもる	漢字が極めて不正確 五年の本を読むのは、かな	五年の本が少し読めてき 五年の本が大体読める	五年の本が大体読める 文の構成ができない	五年の本が大体読める まとまつた文が作れる	ふつうの学力がある	五年の本が少し読める 非常に進歩した	五年の本が書けるようにな 長い文が書けるようにな	減法不完全かけ算九九不完 除法不能	一学期
二年程度 加法以外の計算ができない	加法計算が大体できる 二年程度	計算力が非常に劣る 二年程度	加法計算が少しできる 二年程度	加法以外の計算が不完全 三年程度	除法が不完全 三年程度	加法以外の計算は全くでき 一年程度	加減乗の計算ができる 三年程度	加減乗法ができる 四年二学期程度	三学期
三年程度 加、減、乗法は大体よい	他の問題の理解は、非常に劣 加、減、乗法は大体よい	加減乗の計算ができる 四年一学期程度	加、減、乗法計算は大体でき 三年程度	四則計算がふつうにできる 四年程度	五年の教材が大体理解でき 四年程度	加、減、乗の計算ができる 三年程度	無口友人なし 全く元気がない	友人が数名できるようにな 発表ができるようにな	一学期
泣く いいじめられてしばしば	乱暴 けんか多し	明かるい元気なすなお な子である	いつも朗かで人気があ る	非常に怒りっぽい 利己的である 友人がない	欠席多し だらしない	友人なし	教師に質問をする 友人數名と元気に遊ぶ	友人が数名できるようにな 発表ができるようにな	三学期
進んで遊び仲間に入る 友人數名	けんか多し 女生をいじめる 気分にむらがある	乱暴することが多くな つけた 不潔	けんかが多い お調子に乗り易い 極めて気がよい	けんかが多い ちよつとしたことです ぐ怒る	欠席殆んどなし 仕事に責任を持つ	教師に質問をする 友人數名と元気に遊ぶ		動	I.Q.
93	71	78	73	67	89	73	84		

K.S.女	T.S.女	M.K.女	S.T.女	N.T.女	O.Y.女	K.K.女	I.T.男	I.T.男	S.T.男
名前がかけない ひらがなが殆んどよめない 三年の本は大体よめる きれいな字をかく	三年の本はよくよめない ひらがな文が全部よめない 文字の間違いが多い	ひらがな文がよくよめない 人の前で話ができる 名前がかけない	ひらがな文はよめる 二年で話ができる	二年で本がよくよめない 話を上手にする	二年で本がよくよめない 話を上手にする	三年の本がふつうによめる 話は上手である	ひらがながすらすらよめな 名前が書けない	ひらがな半分ぐらいよめな ひろいよみする	一年の本がやつと読める 二年で本がやつと読める
一年の本が少しよめる 話が殆んどできない	五年の本が少しよめる 短い日記文が作れる	二年の本がすらすらよめ 理解は劣る	五年の本がよめる、内容の 理解は劣る	一年の本が大体よめる 日記文がかけてきた	四年の本が大変まい 話し方は大変まい	五年の本がかなりよめ、内 容の理解もふつう	五年の本の理解は、かなり 困難である	五年の本がかなりよめ、内 容の理解もふつう	ひらがな文がすらすらと 〔よ〕めてきた 三年程度
一桁の加法だけできる 二年程度	加法の計算だけ分る 一年程度	加法の計算が少しできる 二年程度	くり下りが分らない 一年程度	一桁の加法だけできる 二年程度	加法だけができる 二年程度	くり上り、くり下りが分ら ない 三年程度	加法はよくできるが他の問 題の理解は劣る 二年程度	一桁の加法が全く分らない 一年程度	四則計算はすべて不完全 二年程度
一桁の加法減法だけできる 三年程度	減法、乗法ともできてきた 他の理解は劣る	減法の理解ができてきた 三年程度	加、減、乗法ができる 二年程度	一桁の減法ができる 一年程度	減法はくり下り二回までで きる 一年程度	加、減、乗法は大体できる 理解力は大変劣る 四年程度	減法、乗法ができる 四年程度	くり上り、くり下りが全く分 らない 一年程度	四則計算は大体できる 五年の教材が大体理解でき る
動作が乱暴 不潔	全くの無口 友人なし 兎の世話をよくする	仕事をよくする 無口	すぐ泣き出す 幼稚な遊びが多い	元気なし 一人ぼっちのことが多 い	元気がよく 自慢する	世話ずき 勝気 男のようなことばを使 う 不潔	利己的でいじわる 無口 女生と遊ぶ 仕事が人々にできな い	大変しんぱう強い 不潔	乱暴、けんか多し 作業をなまける
おとなしくなつた 身なりがきれいになつ	明かるい子になつた 教師に話しかける	勝気などころがある 仕事を進んでやる	はきはきしてき た 大変人なつこい	友人に好かれる 元気で遊ぶ	親切 人の立場を理解するよ うになる	大変やさしくなり、友人 から好かれる ねたむ	友人が少ない 自分より力の上の者を ねたむ	いつもにぎやかで怒る ことがない 女生とのみ遊ぶ	女生をいじめる 仕事をするようになつ た

「ひらがなを読む力……最も劣る四名」

六月 十月 二月

△あいうえお五十音表を使つてテストした

K.S.
一三 二七 三九
N.T.
六 二七 四五

I.T.
一九 三六 五一 (完)

M.K.
三八 五〇 五一 (完)

△数字は、完全によめる文字の数を示す

「かけ算九九の完全にできる者」

五月……二名
二月……九名
〔時計の読める者〕

五月……三名
三月……八名

〔交友関係〕

各児童とも二名以上の交友関係を持つている。女生とのみ関係のある男生が二名いる。

〔発表力〕

大勢の者の前で発表がふつうにできる者は二名、殆んどできない者は五名、教師に対して質問等のできる者は全員。

×

個々の学習成績をみてきがつくことは、各教科ともおしなべて学習遅進を来していることである。特定の教科のみ劣るとか、その逆に或る教科については、優れているということが見られない。又児童個人々々の過去の学習成績をみると、全児童とも、一年生の時から、成績が劣つていていることがわかる。このような遅滞の

原因には、素質・身体・家庭・環境・学校における指導の四点が最も多いと考えられる。教師は、遅滞児を大きな愛情で抱き、愛の眼で児童を観察し、指導することによつて、いかなる障碍のある児童でも、指導を加え、よりよくさせることの可能性のあることを確信するものである。

注　『かながわ教育』第二四号(一九五一年五月)。城内小学校『開校八十年記念』によると、同校は五〇年度に第五学年に促進学級を一学級設け、学習遅進児二六名で編制し、能力別グループ学習を行い、基礎学力の向上をはかった。一学期で成績の向上した数名の児童は二学期から、翌年度は残る全員が普通学級に編入した。五一年度は第四学年に促進学級を設け、それとは別に知的障害児童を対象とした補助学級(小学校三年生二名と中学校一年生五名)を編制した。

三 「個人差を重んずる指導」（抄）

一・特殊学級設立の意義と経過 1. 意義

ちえのおくれた子どもも、身体に欠陥のある子どもも、友達と一緒にやつて行けない子どもなど、いろいろな問題をもつている子どもがいる。こうした子どもでも新らしい社会に立つての人間としての価値より見れば、優秀な子どもと同じく、人格の尊厳、生命の尊さに於ては少しも変るところはない。こうした観点に立てば、「いくらやつても平仮名も読めない、掛算九々も出来ない、あれは馬鹿だから幾ら時間をかけて教育しても価値がない」と決めてかかって捨ててしまうことは到底出来ない。

神奈川県足柄上郡福沢小学校
序

ちえのおくれた子どもを中心としての特殊学級の研究を進めてきて五年になる。その間、学級編成の仕方、指導者、その研究の重点はいろいろの経過をたどつてきているが、その大きなねらいは、こうした子どもの指導それ自身の研究と、こうした子どもの指導のうちに、学習指導の本質的な問題を具体的にえぐり出して一般学級の指導も示唆しようという意図をもつていた。

今回の研究は、主として社会的能力に関するものと特殊学級において指導された子供が、普通学級にもどつて、どう行動が変化していくかという問題を中心にがおかれていた。

考えてみれば、今までの研究の途中に、いろいろの困難な問題にゆきあたつてきている。殊に特殊学級蔑視の傾向は、緣故関係のつながりの多い、何か面子にこだわり易い農村においては多かつた。

然し、父兄の理解、全体の子どもたちの人間的みかたが頭初の頃より變つてしまっているのではないかと考えている。特殊学級のあるなしにかかわらず、毎日の教育の底にこうした人間的な考え方の具現が基盤をなすものであると思う。

目次 [略]

井上喜一郎

2. 特殊教育研究の経過
個人差を重んずる指導は、本校の新教育研究の当初より考えられ、一つの理

念としてカリキュラムが構成され、実践に当つては特に配慮された。昭和二十五年以來関係当局の格別な理解と、絶大な協力により、特殊学級を設置して、多くの困難を打開しながら其の經營を進めて來た。

然し、その研究も定員の関係で次年度はどうなるかわからないので、本格的に永続計画をたててやることに不安があり、子どもも普通学級にもどさなければならぬ不安があるので、断続的な研究、学級編成になるのが残念なことであつた。その経過について概要を述べる。

A. 昭和二十五年度（関弥一、森谷美登利教諭指導）

- a. 全校で個人差を重んずる指導を徹底して行い、各学級問題児の調査を行い、其の鑑別の方法を研究し、普通学級で指導するのと、特殊学級で指導するのとどちらがよいか、よい場合と悪い場合、子どもの個人にとつてプラスになる点、マイナスになる点について充分に研究する。
- b. 当初は、試験的に五、六年の児童の中より学業不振児を選び、固定した学級を編成することなく、隨時移動的に招集して指導をこころみた。
- c. 三年生の子どもで遅滞児や身体障害者をあつめて、九名で編成しその指導研究を行つた。一般には余り行われていたなかつたので困難な点が多かつた。
- d. 人員が少いので徹底した個別指導を行うことができ、普通学級の中にあつたら困難と思われる、平仮名五十音の習得や、乗法九々の習得がある程度まで進んだ。平仮名、掛算九々の習得のさせ方は他の学級の参考となつた。

B. 昭和二十六年度（関弥一、露木和子教諭指導）

- a. 二年生の子どもの中より、学業不振児を主として、十五名をもつて編成した。
- b. 前年度の研究の上に更にこれを推進し、普通学級と特殊学級での、特殊児童の指導研究を併せて進めていく。
- c. 特殊学級に入つて個人のマイナスとなりやすい面、即ち、父兄や子どもの劣等意識や、優中児等よりの良い感化が受けられないこと。社会性の発達面で不十分になりやすい等については、担任指導者は勿論、全教師が理解協力をして出来る限り努力する。
- d. 子どもの能力を調べ、個人的、社会的発達を促す為の教材を選択し、思考的なものより作業的なものを重視する。長期に亘つて継続するものより、短

期間のものを選び、反復練習の機会を特に多くし、健康、情操面を重視する。

e. 学業遅滞児を主として、二年生より十二名を選び編成した。

昭和二十六年一月、中間報告研究発表会を開催した。

C. 昭和二十七年度（瀬戸トク教諭指導）

- a. これまでの実践研究を反省し、普通児との交友関係はグループを作るとか、運動や遊びの中で構成されていく場面を作る必要を感じた。そこで、普通児も混合しての特殊学級の運営をすることになり、五年生より優中児をも含めて二十一名をもつて編成した。

b. カリキュラムは個々に即するように力め、個人指導に重点を置き指導した。

学年当初は全然学習意欲も社会性もなかつたが、平仮名が大体書けるようになり、注意もかなり持続するようになり、他の子どもどどうやら協調して行けるようになった。

c. 交友関係や優中児等より受けれる社会性の助長面で単に、問題児のみの学級より効果が多い。然し、反面指導にあたる担当教師の負担が過重となる点に問題がある。

D. 昭和二十八年度（瀬戸トク教諭指導）

- a. ちえのおくれた子どもの実力をどうして伸ばすか。——に重点を置き、その伸ばし方を研究して、普通児の実力のつけ方に資し、それに基づき普通学級での遅れた子どもの伸ばし方を研究する。
- b. 普通学級との連関を密接にして、人間としての生き方、パーソナリティの形成を、ごく素朴な形において行つて行くにはどうしたらよいかを研究する。
- c. 心理学的、科学的な診断を採用して実態を把握する。
- d. 知能テスト、性格テスト、其他の各種テストを行い、国立精神衛生研究所、王井収介氏の指導を仰ぎ、心理学的科学的診断を出来るだけ行つて、実態把握に力めた。
- e. 実態にもとづいて研究をすすめる。

身体的、精神的な障害は専門「門」医に依頼、原因の除去に力めた。遅進児に即したカリキュラムが必要かどうか学校カリキュラムの運営の仕方で深さや、深さの「ママ」調節でよいか、何れが遅進児の実力を伸すことが出来るかについて研究する。評価を重んじて、絶えず留意してカリキュラム及び指導法の改善工夫をする。

E. 昭和二十九年度（加藤フク教諭指導）

a. 今年度は、二年生の中より、学業不振児を主として十二名選定して編成した。

b. 前年度の研究の上に立つて、特に、社会生活能力の伸ばし方、及び、普通学級に復帰した場合にどんな行動を示すだろうかを中心に研究を進めた。これと共に、科学的な診断、障害点の除去、読書レディネステスト等と、音楽、絵画を中心として情操教育を重視し、学業不振児に即したカリキュラムの検討をした。

c. 他校参観、七月上旬、東京都杉並区済美教育研究所の精神薄弱児の指導研究会に、加藤フク教諭参加、研究した。

d. 七月、第一回中間研究報告会を開き、特殊学級の学習指導を公開し、子どもの実態、文字学習の不可能な子どもに対する処置等につき発表した。杉山教育課長、石井指導主事の指導を仰いだ。

e. 十一日、第二回中間報告会を開き、特殊学級の授業及びリクレーション指導を公開した。

読書レディネステストの測定と、其の指導について発表し、国立精神衛生研究所玉井収介先生の指導を仰いだ。

f. 校内研究会をしばしば開いて、同一教材により普通学級と比較して、力の伸ばし方、指導のし方、カリキュラムのあり方等について研究した。

g. 社会性成熟度テストを実施して検討を加えた。

二. 特殊学級についての研究

(一) 昭和二十九年度特殊学級の編成

1. 選抜の方法 [略]

2. 兩親への了解 [略]

3. 児童の概要
(1) 知能の状態

(5) 4. 学力 [略]
〔5.〕この特殊学級の特長
〔略〕

1. 教育目標 [略]

2. 指導方針 [略]

3. 指導計画 [略]

(1) カリキュラム構成の基礎としての経験
(2) カリキュラム [略]

番号	氏名	(田中B式)	(田中ビネー)	生活年令	精神年齢
1	K.T.	94	100	8:7	8:2
2	I.I.	92	79	8:2	6:2
3	O.S.	118	94	7:11	7:0
4	T.T.	82	84	7:8	6:2
5	M.H.	112	97	7:8	7:0
6	K.H.	64	60	7:6	4:4
7	I.Y.	99	71	8:6	5:10
8	N.T.	56	60	8:5	5:0
9	T.K.	61	71	8:3	5:6
10	K.S.	73	74	8:0	5:6
11	S.M.	81	89	7:9	6:6
12	T.C.	84	74	7:7	5:4

(3) 単元配当表

8	7	6	5	4	月 程 課
	おいしゃさん	むらのみち	大口の町		社会
	海のようす	梅雨のころ	・歯のえい生 ・身体と運動	じょうぶなからだ ・たべもの	理 科
				春の野山 自然の観察 学級園 たねまき 虫めがね	
				絵日記、手紙 カードよみ、かきかた ききとり 読書、お話 劇 紙芝居	基 礎 的
				計算数唄 カード学習 測定とグラフ 図形 問題解決	国 語
					算 数
	誕生会の飾り付	色々な形の構成 三けい紙による	たのしい遊び ほたるとり	子どもの日 こいのぼり ねんど細工 どうぶつ	図 工
	仔うま	夕焼小焼 ねんど細工 七夕づくり	電車 ジープつくり 思想画	帰りのうた 朝のうた こいのぼり かつこう	遠足 好きな絵 折紙つくり 思想画
		七夕	田うえ ほたる	たのしみ会のうた たのしみ会のうた	きれいな教室 さくら さんぽ 二年生
			かえるの合唱 かごめかごめ		音 楽
					現 能
					課 程
					健 康
					生活律動課程
たのしみ会	七夕 たん生会	小体育会	たのしみ会	たのしみ会	二年生になつて

I	12	11	10	9
ゆうびん 冬の衛生 おもちゃの のりもの	・冬の庭 音しらべ	・じしゃく あそび	・川と池 秋のたねまき ・たねとり 秋のたねまき	おまわりさ 究夏休み中の自由研 ・虫のくらし ・草花 ・お月見 ・あらし
はがきさし ポスト ボール紙細工 お正月の思い出	お店ごっこ ポスター 火の用心ポスター クリスマス飾付	木の葉もよう作り 木の実細工 秋の景色	運動会 秋の遠足 おひやくしようさん のパノラマ作り	夏休展覧会の飾り付 かん賞 ねんど細工 やさしくだもの お月見
はねつき 元気な子供	たこあげ お正月 ジングルベル	お店ごっこ サンタクロース 木の葉 きくの花	どんぐりころころ 校歌 どんぐりころころ えんそく そうだん	月夜の兔 運動会の歌 十五夜
・手つなぎおに ・雀のお宿	リズム ・はとぽっぽ マット	・円形ドッヂボール ・鬼ごっこ ・金太郎 マット	リズム お店ごっこ お店ごっこ とびばこ とびばこ ・きかいあそび ・リレー、跳箱	・水あそび リズム 日月あそび いろいろな競技 お月さん
小体育会 たのしみ会 (かるた会)	誕生会 (クリスマス)	たのしみ会	遠足 運動会	十五夜

4. 学習指導の困難点と方法

(4) 時間割と日課表について
〔略〕
(5) 一週間のよてい表（児童にくばるもの）

こうした児童は、抽象的な思考に欠けているので、単なる話し合いで、問題意識をもたせるこども、それを深めていくこども無理であると思う。したが

こうした児童は、抽象的な思考に欠けているので、単なる話し合いで、問題意識をもたせることも、それを深めていくことも無理であると思う。したがって、児童のもつ問題をよく調査し、それを手がかりとして深めて行く。

こうした児童に学習に興味をもたせ、勉強の必要感を感じさせ、勉強に対する自信をもたせるためには、いろいろ手をつくし、その秘法を考え出さなければならない。

それには、工夫された教具を充分与え、高度に運用することも必要であるうし、与える分量、時間等も特に考慮しなければならないと思う。そうしたならば足りない能力でも喜んでとびついてくることであると思う。

深め方としては、資料を豊富に用意し、児童の好む紙芝居や幻灯、絵を手がかりにして、一步一步知性をみがいていく。すぐれた考えを発表した場合には特に賞揚してやることも必要である。又、学習活動の中に適当にリズム表現を取り入れること、構成活動をとり入れることは発展の契期「機」をつかむ上にも、深める上にも、反覆する上にも適当である。ただ、どういう場面に対しても、どんな学習活動をとり入れるかは考慮しなければならないと思う。

また、子供の遊びの中から、生活の中から指導の素材をとりあげることも必要である。即ち、素材の取上げ方、それを料理する手腕が甚だ問題となつてくる。いい古された言葉ではあるが、児童の「必要と興味」これをわたくしたちは、血まなこになつてさがし求めなければならぬと思う。

ではつぎに、浅い経験ではあるが、簡単に学級で行つている学習指導の方法を記してみたい。

ようなところはみうけられない。個人個人が主体となつて表現する程度のものをこのむ。

一般にこうした活動はこのむものであるが、知能のすぐれている児童ほどこのまないようである。みんなと一緒にリズム表現をしている時の児童のようを見ていると、実に解放されて喜々としている。

尚、すききらいせず手をつなぐとか、手をよごしておくと人にきらわれるとか、きまりをまもらないと楽しくできないとか、ということが理くつではなく、ほんとうに体験されるので社会性を培う上にも大きな役割をしているし、リズム訓練の上にも大いに役立つのである。したがつて大いに取入れることが必要であるように思う。

歌については普通学級の子供は、一人でうたうより、みんなと一緒にうたうことを探むが、この子どもはみんなで歌うより一人でうたいたがる。したがつて個唱を多くしてやることも大切だが、合奏や合唱によってみんなで楽しむということに力を注ぐこともたいせつであると思う。

殊に合奏は音をよくきいていなければならないので音感覚の訓練、みだれがちな注意を集中させる方法としても効果のあることであろう。しかし、その技能には限度があるので普通学級の児童と共にやり困難をおぎなつてもらつている。

〔中略〕

(3) 基礎課程について 〔略〕

(三) 研究 〔略〕

四 「四」事例研究 〔略〕

三・特殊学級において指導したことの普通学級に復元した状態を中心とした指導記録 〔略〕

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。一九五四年発行。第二次世界大戦後福沢小学校は、新教科として生まれた社会科の研究を石山脩平（東京教育大学）の指導の下に取り組み、生活カリキュラムを実践した。五四年から『実力の検討』と題する研究誌を作成し、この他に『実力の検討 第八集 ちえのおくれた子どもの指導をどうするか（生きぬく力を得させるには）』を発行している。

四 特別指導学級編入希望者募集
三〇 藤教学発第二一三号

昭和三十年七月十三日

長殿

藤沢市教育委員会教育長 加藤市郎

特別指導学級編入希望者募集について

兼ねて種々御配慮をいたしました精神薄弱児を対称「象」とする特別指導学級の編入希望者を今般左記により募集することになりましたので御力添えいたしました
すようお願ひいたします
なお、本学級に編入する児童の選考のために別紙のような特殊教育協議会を設置し協力していただきことになりましたので併せてお知らせいたします

記

藤沢市立鶴洋小学校

九月一日の予定

一、学級設置場所
二、開設の時期
三、募集対称「象」

1. 募集人員

精神薄弱児約十五名

2. 選考基準

市内小学校三、四、五年在学中の児童（男女共）

(2) I・Q四五以上六〇までの児童であることを原則とする

(I・Q四五以下の児童でも適当と思われるものは志願させてみて下さ

i・但し白痴は除きます)

性格異常児・非行児童等を除く

極度の肢体不自由児・身体虚弱児を除く

通学方法・通学時間を考慮する

(6) 家庭の教育に対する熱意・経済状態を考慮する

四、選考方法

1. 面接とテスト

保護者並びに学級担任との話合（事情聴取）

3. 1、2の結果を特殊教育協議会で審議決定する

4. 面接、テスト、話合の期日は追つて通知する（日程参照）
五、手続き、提出書類、期日

1. 編入が望ましいと思われる児童があつたら学校から保護者に相談していただきたい
2. 必要書類は校長を経て藤沢市教育委員会（学校教育課小川）に提出する
3. 必要書類

(1) 特別指導学級編入願（保護者並びに校長）

編入許可の場合はこの編入願で学区変更願を兼ねることにする

(2) 調査書（校長で作成）

六、編入後の経費

七、特殊学級開設に至るまでの日程

月 日 時 一 時

七、六(水)九・〇〇一一・〇〇

七、一二(火)一・三〇一四・〇〇

七、一四(木)一・三〇一四・〇〇

七、一九(火)一・三〇一四・〇〇

七、二三(土)九・〇〇一一・〇〇

七、二五(月)一・〇〇一四・〇〇

八、八(月)一・〇〇一四・〇〇

八、一一(木)八・三〇一四・〇〇

八、一二(金)八・三〇一四・〇〇

八、一五(月)九・〇〇一一・〇〇

八、一六(火)一・三〇一四・〇〇

この二日間は、児童・保護者（学級）
担任揃つて出席して下さい。
但し半日位ですむ予定です。

特殊教育協議会（編入児童決定）
編入許可書及び不許可通知発送（校長
及び保護者あて）
父兄会（鶴洋行事）
学級開設（予定）

文献

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	
前川誠一 遠藤汪吉	園原太郎 加藤正英	城戸幡太郎 桜井岡南男	内村佑之	小川三郎 下田光造	吉松修夫 吉松修夫	諫訪望 吉松修夫	萩野了 台弘	内村博之 吉益「松」 修夫	精神薄弱の遺伝研究の個々の結果 精神薄弱の原因 精神薄弱の遺伝	Laurance Biедl—症候群について 精神薄弱の遺伝研究の個々の結果 精神薄弱の原因 精神薄弱の遺伝	精神薄弱の遺伝 精神薄弱の原因 精神薄弱の遺伝						
知能検査法に於ける普通児と精薄児との比較	一般知能検査に表れた劣等児の一傾向 特徴	児童に於ける特殊なる知能の構造 精神薄弱の外因	ハ丈島住民の比較精神医学並に遺伝学的研究	精神薄弱児	成因について 小児赤痢に於ける中毒様脳症状の原因について	東大医学部脳研究室に於ける異常児童五〇例に於ける精神医学的研究	昭和十二年度東京市不就学児童の精神医学的調査	精神薄弱の遺伝について 精神薄弱の原因 精神薄弱の遺伝	精神薄弱の原因 精神薄弱の原因 精神薄弱の原因	精神薄弱の原因 精神薄弱の原因 精神薄弱の原因	精神薄弱の原因 精神薄弱の原因 精神薄弱の原因	精神薄弱の原因 精神薄弱の原因 精神薄弱の原因	精神薄弱の原因 精神薄弱の原因 精神薄弱の原因	精神薄弱の原因 精神薄弱の原因 精神薄弱の原因	精神薄弱の原因 精神薄弱の原因 精神薄弱の原因	精神薄弱の原因 精神薄弱の原因 精神薄弱の原因	
要 兵庫県児童研究所紀要15	児童研究所紀要7 精神薄弱児相談所紀要	心理学研究一 精神誌47	精神誌44		実験医報20	精神誌44	精神誌43	精神誌45	臨床医学31	民族衛生4	精神誌51	京医誌40	精神誌47				
昭10	昭8	□□	大□	昭18	昭15	昭12	昭8	昭15	昭14	昭16	昭18	昭16	昭9	昭25	昭18	昭18	

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
杉田直樹	長野幸雄	後藤岩男	大西憲明	後藤岩男	西谷三四郎	富田常雄	本明寛	川田貞治郎	水野重幸	長野幸雄	西谷三四郎	戸川行男	内田勇三郎	長野幸雄	藤本克己	遠藤辰雄	三木安正
低脳児について 知能の差異が児童の変容に及ぼす影響	知能の差異が児童の変容に及ぼす影響 精神薄弱児の命令の遂行 精神薄弱児の研究	图形分割から見た幼児の思考 精神薄弱児の人格構造	精神薄弱児の命令の遂行 精神薄弱児の研究	精神薄弱児に於けるロールシャッハ検査像	精神薄弱児に於けるロールシャッハ検査像	精神薄弱児に於けるロールシャッハ検査											
児童研究所紀要5-6-7	教育心理研究15	教育心理研究15	心理学研究14	教育心理研究15	教育心理研究14	心理学研究17	心理学研究14	教育心理研究13	東洋大心理研究集2	十全医誌51		早稻田哲学年誌6	教育心理研究12	心理学研究14	心理学研究10	心理学研究14	心理学研究13
大13	昭15	昭15	昭14	昭15	昭14	昭17	昭14	昭13	昭9	昭24	昭15		昭12	昭14	昭10	昭14	昭13

65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	
長野幸雄	牛島義友 永松一郎	吉沢安雄 城戸幡太郎	林蘇東	川田貞治郎	城戸幡太郎	乙竹岩造	石井亮一	小林佐源治	榎保三郎	乙竹岩造	脇田良吉	石井亮一	木田文夫	小野盤彦	三田谷啓	島崎敏樹	松井正雄	大熊泰治	杉田直樹	
精神薄弱児教育の技術の問題	精神薄弱児に於ける作業効果について 精神薄弱児に於ける算術教授とその効果 精神薄弱児に於ける「技法」の発達	教育2	哲学科年報4	応用心理学研究3	教育心理研究13	教育心理研究12	Die motorische schulung [...] 表れた初心の心理学的意義	精神薄弱児の教育	白痴及低脳児教育	白痴教育	劣等児教育の実際	低脳児教育法	異常児の病理及教育法	低脳児教育の実践的研究	研究及教育	臨床小児科雑誌II	児童研究所紀要5-6-7	児童研究所紀要13	精神誌47	精神誌41
昭9	昭17	昭9	昭13	昭12	昭13	大7	大7	大3	明43	明41	明41	明37	昭17	大13	大7	昭18	昭13	昭13	昭18	

注 藤沢市教育委員会に所蔵されている。藤沢市は一九五五年、年度途中の九月に鵠洋小学校に特殊学級を開設した。また五七年鵠沼中学校に特殊学級を開設した。

71	70	69	68	67	66
中田瑞穂	中修三	森川規矩	小川三郎	柳田重久	精神薄弱児の教育記録
脳手術	精神薄弱児の治療	多腺性ホルモン剤による精神的異常 児童の治療成績	精神機能優秀化の研究	教育心理研究17	教育心理研究15
	栄養改善が軽症異常児に及ぼす影響	について	精神的異常児に及ぼす影響	心理学研究14	心理学研究14
	要覧	四八回精神神経学会	教育心理研究14	昭17	昭15
昭21	昭26	昭14	昭14	昭14	昭15

五 『特殊学級設置への歩み』(抄)

昭和三十年三月

特殊学級設置への歩み

藤沢市教育研究所

(一) 本市における精神薄弱児教育は如何にあるべきか

望まれる精神薄弱児学級の数

前節に掲げたように、本市における精神薄弱児の数は四六五名の多きに上つてゐる。今回の調査は厳密な調査ではなく、あくまで概数の把握にとどまつてゐるが、ほど全国平均に近くて、やゝ上廻つてゐる結果を見た。これは一応本市の実態をあらわしているものと思われる。

特殊学級の設置基準としては、一学級の児童数を一五名前後と考えてゐるので、本市の精神薄弱児四六五名の中より白痴八名を除き、保護者の希望の有無を一応度外視して考えた場合、三十学級を必要とする。

(二) 最低必要としての精神薄弱児学級の数

しかし実際に設置する場合は

(一) 特殊教育の目標

教育の使命が、社会の要求する方向に、各児童のもつてゐる可能性を充分に発達させることにある以上、特殊教育は普通教育と基本的に何ら異なるところはない。従つてその教育目標においても原則的には差異のあるものは考へられない。

たゞ精神薄弱の特異性より教育課程や教育方法に特殊な計画や工夫がなされ、教材にも調整すべき問題がある。

このような観點から次のような目標が挙げられる。
1、教育の機会は平等に与えられる原則に立つて、精神薄弱児の特性・能

力にもとづき、個人差に応じた教育を行う。
(3) 保護者と面接して、特殊学級編入を決定する。
というような手順をふむ事となるから、編入児童は減少し、実際に必要な学級数は各小学校に最低一学級ということになろう。
しかしこれとて現実には教育予算、施設面、教員の定員数などの制約があるので、一度に多くを望むことはできないのが現状である。

(二) 中学校における精神薄弱児学級設置の必要性

小学校に精神薄弱児学級が設置されば、必然的に中学校にもその設置を見ることによつて、はじめて、小・中学校を通じての計画的継続的な特殊教育を行うことができるのである。

特に職業能力を発見し、義務教育終了後、実社会での生活に何らかの職業を持ち得るように指導してやることは、精神薄弱児教育の重要な課題であつて、この課題を解決し得るのは中学校における精神薄弱児学級をおいて他にないのであるから、中学校での設置はむしろ小学校よりも必要なことといえるのである。

六、特殊教育の教育目標と指導方針

(1) 保護者の希望により候補児童をあげる。

(2) 候補児童について左のような検査、調査を厳密に行う。

(1) 学業成績調査 (2) 知能検査 (3) 精神検査 (4) 身体検査 (5) 性格検査
(6) 家庭状況調査

このように手順を踏む事となるから、編入児童は減少し、実際に必要な学級数は各小学校に最低一学級ということになろう。
しかしこれとて現実には教育予算、施設面、教員の定員数などの制約があるので、一度に多くを望むことはできないのが現状である。

このように手順を踏む事となるから、編入児童は減少し、実際に必要な学級数は各小学校に最低一学級ということになろう。
しかしこれとて現実には教育予算、施設面、教員の定員数などの制約があるので、一度に多くを望むことはできないのが現状である。

現状がどうであろうと、われわれは常に前進的態勢になくてはならない。

本市教育委員会は、その教育施策として特殊学級の計画設置案を策定樹立し、その設置第一年度として、少くとも一学級の精神薄弱児学級の設置が切望されるわけである。

そして順次各学校に設置して全校の及ぶことが現状に即した行き方だと考えられる。東京都墨田区では区内を四ブロックに分け、ブロックごとに昭和二十八年度小学校一学級、昭和二十九年度に中学校二学級を設置している。

横浜市では昭和二十九年度区ごとに小学校一学級を設置し、次年度において中学校一学級を設置するという。

これらの計画設置方式も一つの参考になるものと思われる。

四六五名が在籍していることを明らかにした。その調査結果を元に校長会が特殊学級設置要望書を藤沢市の教育長に提出し、特殊学級設置に至った。

精神薄弱児各個人へのそれぞれ深い知識をもつと同時に、その特殊能力を発見し、各個人にもつとも妥当した教育方途によりその伸長をはかり、これによりかれらが自立できるように教育と訓練を施すことが必要である。

2、適応し易い環境を与えることによつて安定感をもたせ、個々人の人権と価値を尊重しつゝ、明朗な伸び伸びした児童を育てる。

よく生活の場に適応できるよう、物的、人的環境を構成してやることにより、安定した位置を得させ、自分の望むような社会的（学級）「ママ」な地位と一定の役割とを占めさせることによつて、生々と自主的に活動し、集団的生活もできるようにする。

3、将来各自の能力に適応した幸福な生活が営め、善良な公民としての責任を果せるよう教育を行う。

特殊教育の目的は、かれらが学校を卒業して社会に立つたとき、その能力に応じ、自分を処して行き得るようにすることにある。即ち程度の高い者はさらに成人した暁には一家をなして行く者もあり、以下自分の働きによつて自活するもの、そこまで行き得ないで保護されるにしてもその幾分かは自分で働いて生きていけるようにし、自分で働けない者も日常の暮らしに他人に迷惑をかけることのないよう、善良な市民を育成すべきである。

特殊教育の方針

- 1、精神薄弱の原因を調査して実態を正確に把握し、それに対する対策をたて、個人の興味能力に即応した個別指導をする。
- 2、常に家庭と緊密な連絡をとりながら些細な動静にも観察を怠ることなく適切な指導をする。
- 3、学力中心の考え方をやめ、生活指導を中心として知識を広め、生活能力を高め、態度の育成に重点をおく。
- 4、職業人としての自立をめざすことより、社会的・経済的自立ができるよう、職業的基礎訓練や、精神的・身体的な健康指導を行う。

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。「五」「六」のみ収録した。一九五四年度藤沢市内小学校副校長会は、特殊学級実現を目指し特殊児童の実態について調査研究を行い、市内小学校二～六学年に「白痴」八名、「痴愚」五三名、「魯鈍」

六 『特殊学級（精神薄弱）教育課程 神奈川県基準案』（抄）

特殊学級（精神薄弱）教育課程

神奈川県基準案

昭和35年3月

神奈川県教育委員会
神奈川県特殊教育研究会

ここでは普通教育で考えられているような、知才としての最大公約数的なものを設定しても、無駄なことが事実とされている。

普通の子どもは経験の知識化、概念化、記憶性が精神薄弱にくらべると、比較にならない程大きい、したがって知的な学習を通して現在並に将来の生活が可能とされている。

精神薄弱児はそれがほとんど不可能に近い。常に直接経験をつみ重ねて習慣化、習性化し、これによつて現代メカニズムの中での生活力をようやく獲得せざるといえよう。

近時各地での特殊教育の成果はこの事を端的に示している。

本書の中に示した知的に表現されていることをそのままに受取られることは困る。指導計画や実際指導にあたつては、いつも、直接経験や実用度といったような事が問題になるのである。

例えば、数量の2. とか5. といった表現の中には、指導者の考え方、児童の生活の実態等によって多くの含みをもつてゐる。

学習生活の指導で2ということは、2を用いなければ、その生活や行為を無意味にするというまでの扱いを計画することが、いちばん効果のある学習計画となるのである。

客の応接に、上履一人分（一足）は必然的に2を2. 3. 4人（足）は4. 6. 8の倍数関係を要求するといったような事がそれである。

而もそれは同時に、お客様から実生活の客の応待にまで連なる、生活領域の活動（適応性）をも要求するのである。

つまり知るとか理解するということに指導上にも多くの含みをもつてゐることを忘れてはならない。

同じ様なことは言語領域でも同時に関連をもつていることが分る。

更にこれは生活の一場面だけではなく、これを契機として新しい他の場面への適応を計画し、連続指導、反覆指導が絶えず行われて身についた知識とされなければならない。

個人差にもとづく一人一人の計画と統合が要求され、新しい教育指導の分野を開拓したいところである。

一つの文字記号等が自からの生命の危険防止や安全自立生活への手段その

2. 特殊教育はマスプロ教育の副産物であるといえよう。普通教育のすれすれ以下のどうにも救い難い者が特殊学級における教育の場で、支えられているといつても過言ではない。

小学校の部

1. 本書利用上の留意点（利用のし方）
 1. 本書に収録の指導領域と内容は東部・西部・中部案を参考とした。このため県下各地の要求に必ずしも一致してゐることは言えない。
 - 然し現在県下の各学校で、それぞれ行われている特殊教育の中で、指導内容に重複や脱落等のおちこぼれがないかとのうれいの声が多かつたもので、六領域やその内容が全国的にも一應打出された機会を利用して、各学校での特殊教育課程立案の参考を目的として、月別の活動例を立案配列の形までおろしてみた。
 - 更にこれに指導の留意点以下の参考事項を添えて、指導計画立案の便をはかろうと意図した。

したがつて、これはあくまで各学校での課程や指導計画の参考手がかりとして用いられるもので、若し全県下が統一的、画一的な内容形式に陥つたら折角振興途上にある特殊教育の停滞、いいかえれば、低下ともなりかねない。

特殊教育はマスプロ教育の副産物であるといえよう。普通教育のすれすれ以下のどうにも救い難い者が特殊学級における教育の場で、支えられているといつても過言ではない。

ものとして、まず要求される。危険の文字も、禁止の標示とし、交通機関の文字類もまず自らの生活の場からとりあげられ展開されなければならない。数量や言語の領域は特に普通教育の一般よりも根深い直接経験的な指導が望まれる所以である。

指導者によつていろいろな指導方法がとられるということは、普通教育と変わらないが、より深い児童の特質や家庭状況・社会的な環境等の中で将来の自立の手段が、職業か作業領域としてとりあげられる。

この職業生産への適応が小学校では作業領域とされた。

中学校における生産領域をめざしながら、機能的、作業的基礎を培うことを行つてゐる。然し、ここでも他の五つの領域内容が、密接にからみあつてゐることがわかる。作業に言語数量が伴ない、健康が要求され、又情操領域内容が現在の学校生活や、将来の職業仲間との円満な関係に言語以外の役割を果すことがわかるであろう。而もそれが又生活領域、社会適応ということに、はねかえつてくる所謂有機的関連がなりたつてゐる訳である。

この中には特別に示されていないが、本教育の推進は家庭、社会、一般学校教育のより深い理解と協力なしには、彼等の幸福はあり得ない。

特殊教育ということは本来の教育というものの中にはないという考え方もあり立つてゐるし、この点については教育の現場からも機会をとらえて特殊化専門化しない、一般化の傾向、一般教育の質を深めるという方策が講じられるることを望むものである。

以上主な点を参考とし救い難いとされている精薄児が一人でも多く自立の道へ向うならば教師や親が救われ、社会が救われることになるであろう。

今後は更に各地各学校のより生きた資料により、更に充実したもののが生まれることを切に願つてやまない。

2. 単元配当と目標

月	単 元	目 標	参 考 諸 行 事
4	楽しい学校	1. 通学の危険予防道順を覚える 2. 学級の仲間入りができる 3. 喜んで通学できる 4. 学校の施設を知り利用できる	入学(級)式 花祭り 身体検査 ・天皇誕生日(29)
5	遠 足	1. 公共物への関心をもたせる 2. 交通の規則を守る 3. 公衆道徳を守る 4. 地域への関心をもたせる 5. 春の自然への関心をもたせる	赤十字募金 ・憲法記念日(3) 遠足 ・こどもの日(5) 母の日
6	つ ゆ	1. 健康に注意する(含食事) 2. つゆ時の遊びを身につける 3. 整理整頓の習慣をはかる	梅雨 夏至
7	七 夕 祭 り	1. 楽しく祭りに参加できる 2. 規則正しい生活ができる 3. 危険予防	七夕 水泳 夏休み
8	夏 休 み	1. 遊び仲間をつくる 2. 夏の自然にしたしむ	夏休み 登校日
9	運 動 会	1. 集団の規則が守れる 2. 楽しく集会に参加できる 3. 台風について関心をもつ	展覧会 お月見 ・秋分の日
10	秋 の 野 山	1. 秋の自然について理解する 2. 交通規則を守る 3. 身体をきたえる	共同募金 運動会 遠足
11	働 く 人	1. いろいろな仕事を知る 2. 働く人に感謝する 3. 進んでお手伝ができる	秋のとりいれ ・文化の日(3) 七五三祝 ・勤労感謝日(23)
12	年 の く れ	1. 町(村)のようすを知る 2. 協力して祭りができる 3. 危害予防(火)保健活動をする 4. 郵便局の仕事を理解する 5. 冬休みの暮らし方になれる	クリスマス 冬休み 冬至
1	お 正 月	1. 楽しい正月をおくる 2. お金や物の使い方を考える 3. 挨拶ができる	・元日(1) ・成人の日(15) 出初式
2	ひ な 祭 り	1. 祭りの計画が立てられる 2. 冬の自然を知る 3. 消防署の仕事を理解する	豆まき 立春
3	思 い 出	1. 一年間の反省ができる 2. 協力して送迎会ができる	学芸会 桃の節句 ・春分の日 卒業式

中学校の部

Ⅰ. 各領域指導上の基本的態度と留意事項

① 生活領域

精薄児は知識的性格的身体的に劣っている不幸な子どもである。しかしこのように子どもたちでも好むと好まざるとにかかわらず、いづれは中学校を卒業して社会人としてたつていかなければならない。従つて中学校における精薄児教育の中核をなすものは職業指導にあると考えられるが、同時に生活の基本的習慣を身につけさせてやることも職業指導に劣らず重要なことであつて、両者は車の両輪の如きものである。社会を構成している職業やその種類程度は千差万別で、技術的な熟練を身につけさせることが必ずしも就職の好条件であるということはできない。殊に精薄児に於ては、就職の範囲も極めてせまく又技術を身につけたからといって、その技術を役立てて職業人的自立をはかることも極めて困難である。子どもたちの中には卒業後幸いに就職できても日ならずして離職する者のあることを考えたとき、その知識技能において普通人に劣つていたり、或は雇用主の無理解による場合もあるが、また彼らの社会人としての生活にどこか劣つているところがあつて落伍するのではないか。いかなる場合でも職場において要求されることは、基本的には真面目で、働く意欲があり、ねばり強い人間であつて、技能よりもむしろ、性格のすなおな正直さ、責任感があり持続性や協調性があること等である。

生活領域では、子どもたちが職業人として独立自立に必要な知識「技」能態度を身につけて性格的欠陥を補ない、食べるとか、食べていくというような消極的な目的だけでなく、できる「だ」け幸福な生活ができるように生活の基本的目標を示したものである。

(1) 社会性を養うための具体的目標

- イ みんなに迷惑をかけず仲よくできる人
- ロ 自分のものも他人のものもいねいに扱いやりのある人
- ハ 世の中のきまりを守り、礼儀の正しい人
- ニ すなおで明るい人
- イ 勤労精神を養うための具体的目標

口 仕事を最後までやり、後始末のきちんとできる人

ハ 道具や品物を大切に取扱う人

二 学校や社会において役立つ仕事のできる人

(3) 生活に必要な基礎的知識技能を養うための具体的目標

イ 自分の力に応じた仕事について必要な知識をもち、それを使えるような人

ハ 生活を楽しみ、善悪の判断の正しくできる人

ハ 日常生活の危険から身を守り、自分の健康に気をつけ病気にかられないようにする人

二 時間を計画的に使い自分の行動を反省できる人

本領域は以上の具体的目標を計画的に配列したものであるが、なお地域によって特別な行事的なものもあり、これ等子どもたちの身近なものから導入することも所期の目的を達することができると思う。

尚月別単元で例えれば6月の“良い習慣”、10月の“協同”、11月の“勤労”、2月の“予算生活”等の如きは必ずしもその月に指導するのみでなく、これ等の單元は時に臨み常時注意し指導し、長く継続することによつて習慣づけて行かなければならぬ。

② 健康領域

健康領域をまとめる基本的な考え方

(一) 健康領域をまとめるに当つて、精神薄弱児の教育は「生活にもとづく経験」が、その中心課題であるから、各領域、特に生活領域や情操領域などの中に互にからみ合つた形式で組合わされ「て」いるが、おのおのの領域の持味によつて活用していくべきであろう。

たとえば

生活領域の

(1) 身辺生活の習慣

(イ) 排泄

(ロ) 睡眠

(ハ) 清潔

・ 安全

(2) 環境資材の利用

健康領域の
健康安全への理解態度の形成の

- (1) 衛生の習慣
 (2) 安全と休養
- 等の如く、また
- 情操領域の
- 音楽的分野
- ・身体の清潔
 休養と睡眠
 災害や傷害の防止
- (口)(イ)
- ・リズム遊び
- 健康領域の
- 身体的活動を通じ
- ・模倣リズム運動
- 健康領域指導上の留意点
- (一) 健康教育をおしすすめていくために、まず考えたことは精神薄弱児教育の目的は「将来の社会的自立」であつて、これが達成のための要因として健康領域では「生命の保全」につきると考え、(1)健康安全への理解、態度、習慣の形成（保健指導）(2)身体活動を通じての育成（体育指導）という二つの分野に大別してみた。
- (二) 健康教育をおしすすめていくために、まず考えたことは精神薄弱児教育の目的は「将来の社会的自立」であつて、これが達成のための要因として健康領域では「生命の保全」につきると考え、(1)健康安全への理解、態度、習慣の形成（保健指導）(2)身体活動を通じての育成（体育指導）という二つの分野に大別してみた。
- 教育課程作成に於ける生活、健康、生産、言語、数量等の全領域に於いても、情操を高めることに強い関連性があるが、これと並ぶ情操領域に於いては主として①音楽、②造形、③演劇などの中心的な面と、他領域とも重複するが、④遊びと飼育栽培の面とを重点的に考えることにした。
- (2) 情操領域のねらい
- この領域への基本的な考え方によつて、情操を高めることの目標やねらいは次のようにになる。
- (イ) 生命を尊重しその成長に喜びを感じさせる。
 (ロ) 欲求や興味を満足させ、情緒の安定をはかる。
- (ハ) 協力する態度を養い、明るい人間関係をつくる。
- (二) 表現活動や鑑賞力を通じて、秩序を求めたり、調和をはかり、生活を豊かにする。
- (イ) (ホ) 自立のための生活意欲を高め、実践力を育てる。
 (ヘ) 美しいものを求める力を育てる。
- (3) 教育課程編成のねらい
- 精神薄弱児は精神的にも感覚的にも発達の遅滞に共通的特徴が見られるものであるが、一概にすべての精神薄弱児に通ずる特徴はかなりとらえにくるものであり、領域の分野によつては個人差が普通人以上に甚だしく、ひらく場合が應「往々あり得るものである。カリキュラムの編成に当つてはあまり細部に亘つて限定することは、きゆうくつになり、不可能でもある。
- またその実施に當つては、地域性の必要に応じてじゅう分に考慮すべきである。特殊学級は学年別編成を通常行なわない複式学級であり、週当たりの配当時間や設備、環境等にも大きい関係があり、各月別の指導内容は、年間の行事や生活及び季節感を盛つた単元により、反復学習を試みて、普通学級の如く進度や評価等に
- 私達の情緒に対する基本的な考え方
- (1) 情操領域
- ① 情操に対する基本的な考え方
- 私達の情緒は瞬間的、一時的な感情であつて、快を伴なうものと不快を伴なう

ものとがある。精薄児のように精神的に圧迫感を受けたり、不安定なものには、この傾向が一層甚だしいものである。しかし情操は持続的、永続的な感情傾向があつて、情操の陶冶「治」は精薄児には無論のこと、人間性の育成に重要なことは今更論をまたないことである。情操には芸術的（美的）道徳的、宗教的、合理的（科学的）なものがあるが、底流をなしているものは人間性とても言うか、常に共通した暖かい血液がかよつてゐるものである。

教育課程作成に於ける生活、健康、生産、言語、数量等の全領域に於いても、情操を高めることに強い関連性があるが、これと並ぶ情操領域に於いては主として①音楽、②造形、③演劇などの中心的な面と、他領域とも重複するが、④遊びと飼育栽培の面とを重点的に考えることにした。

(2) 情操領域のねらい

この領域への基本的な考え方によつて、情操を高めることの目標やねらいは次のようにになる。

(イ) 生命を尊重しその成長に喜びを感じさせる。
 (ロ) 欲求や興味を満足させ、情緒の安定をはかる。

(ハ) 協力する態度を養い、明るい人間関係をつくる。

(二) 表現活動や鑑賞力を通じて、秩序を求めたり、調和をはかり、生活を豊かにする。

(イ) (ホ) 自立のための生活意欲を高め、実践力を育てる。
 (ヘ) 美しいものを求める力を育てる。

(3) 教育課程編成のねらい

精神薄弱児は精神的にも感覚的にも発達の遅滞に共通的特徴が見られるものであるが、一概にすべての精神薄弱児に通ずる特徴はかなりとらえにくるものであり、領域の分野によつては個人差が普通人以上に甚だしく、ひらく場合が應「往々あり得るものである。カリキュラムの編成に当つてはあまり細部に亘つて限定することは、きゆうくつになり、不可能でもある。

またその実施に當つては、地域性の必要に応じてじゅう分に考慮すべきである。特殊学級は学年別編成を通常行なわない複式学級であり、週当たりの配当時間や設備、環境等にも大きい関係があり、各月別の指導内容は、年間の行事や生活及び季節感を盛つた単元により、反復学習を試みて、普通学級の如く進度や評価等に

重点を置かず、たとえ個人差があつても、個人学習及び協同学習によつてそれに応じた能力をじゅう分に生かし得れば、遅いテンポであつても差支えない。

(4) 情操領域の分野

技術的なものとは限らず、精薄児を指導して先ず感ずるのは、指導者があらかじめ予期した以上に尚深いギヤップがあることである。このギヤップを埋めて行かない限り、学習活動に直ぐ行きづまることは必定である。これをさける為には基礎的な技術や訓練を根気よく繰返すことであるが、その学習には種々の抵抗があるので指導者は工夫を要する。

(イ) 音楽的分野

第一学期

1. やさしい歌曲の聴唱、齊唱をさせる。
2. オルガン、ハーモニカ、アコーディオン等のさぐり弾き等で音楽を楽しむ意欲を持たせる。
3. 楽器の手入れを教わせる。

第二学期

1. 歌曲の内容を理解させ、感情や発想を生かして歌わせる。
2. 旋律楽器と並行して低音楽器や打楽器を入れて簡単な歌の合奏練習。
3. 楽曲の初步や、リズム練習。
4. ラジオ、レコード等で親しみやすい曲を鑑賞させる。
1. 齊唱から独唱へ試みる。
2. 楽典の初步を解し、音程をとれるものには合唱の低音部を試みる。
3. 器楽合奏練習と器楽と歌の合奏を試みる。

第三学期

- (口) 造形的分野
- | | |
|------|---|
| 第一学期 | 1. 説明的な絵や図をかかせる。 |
| 第二学期 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 記憶、想像、空想などにより自由に創造的な表現をさせる。 2. 模様をかかせる。 3. はり絵を作らせる。 4. はり絵を作らせる。 |
| | <ol style="list-style-type: none"> 1. 想像などを生かして自由な創造的な表現をさせる。 2. 協同してポスター・や、はり絵・見取図をまとめさせる。 3. ある程度の混色ができる。 |

- 第三学期
1. 自分の経験したことをまとめて絵に表現する。
 2. 美術的な鑑賞力をもたせる。
 3. 色数を一層増して絵をかく。
 4. 個人表現より協同表現へ移行させる。

(ハ) 演劇的分野

- 第一学期
1. 演劇的物語りがわかる。
 2. 紙芝居のかんたんな台本をまとめる。
- 第二学期
1. 紙芝居のかんたんな台本をまとめる。
 2. 台本をもとにして作画する。

第三学期

- (二) 遊びと飼育栽培の分野 年間を通じ、ゼスチャーゲーム、三つの歌、紅白歌合 買物遊び、折り紙細工、草花や鳥、動物の飼育、粘土細工等。
1. 人形劇の練習と録音吹込練習。
 2. 自作紙芝居の実演。

④県下の中学校特殊学級ではどんな作業を取りあげているか

学校名	作業	製品	販売するか
横浜市立 宮田中 金沢中 大綱中 鶴見中 浦島丘中 西中 共進中 吉田中	印刷 木工 金工 園芸 和洋裁	封筒、賞状、プログラム 箱類、その他 金網、火箸、ちりとり 草花 シャツ、着物、編物	しない
	裁縫 園芸 コンクリート作業 飼育	鉢巻 蔬菜 コンクリート土台 うずら玉子	購買部で売る
	ミシン作業 紙袋作り 木工	雑巾 野菜を入れる袋 十五ゲーム、さいころ	仕切屋で買入 八百屋市場に売る 原価+a
	コンクリートブロック製造	校庭園芸用ブロック	しない
	木工	土瓶敷、木皿、髪飾	しない
	製図、版画、茶托の彫り抜き	地図（立体）作成	一々一
	(計画中)		
	職家、図工の時間に実施		
川崎市立 高津中 南大師中 富士見中 住吉中 田島中	ミシン及び毛糸編	雑巾、シュミーズ、ズロース、 前掛、腹巻、靴下	しない 生徒が使用
	一般手芸	人形、モール細工、エプロン、鍋つかみ、花瓶敷	文化祭に即売
	造花	造花各種	
	飼育、理容、農業、木工		
	印刷、昼食牛乳の取扱	謄写印刷、牛乳取扱一切	
鎌倉市立 大船中	製縄 栄養牛乳の取扱 調理実習 印刷 段ボール紙器下請	荷造用縄 申込受付、配達、集金 職員の昼食、30人前くらい 封筒、証明書用紙、はがき、名刺 紙箱の一部貼り合せ	する。維持費を賄う
横須賀市立 田浦中 馬堀中	園芸（小規模）、木工（工作的）		しない
	印刷 竹籠編み	学校内で使用する封筒、はがき、 野菜籠	しない する
三浦市立 三崎中	試みにいろいろなものをやって、適当なものを選択中		
藤沢市立 鵠沼中	木工 園芸 手芸 印刷	本立箱類 手芸品 年賀状	しない
茅ヶ崎市立 西浜中	職業家庭科、小鳥の飼育	エプロン、前掛、野菜、草花、 学校の模型	しない 各学級で使う
平塚市立 浜岳中	ミシン、万年筆じく削り	雑巾、はたき、前掛、簡単なミシン掛、軸削り	
相模原市立 大野北中	飼育 木工 ミシン作業	} 鳥小屋を造り小鳥の飼育 雑巾、その他	していない
小田原市立 白鷗中	男 栽培 女 園芸 飼育 被服 製図 調理 木工 住居 竹工 手芸 印刷	男 草花、蔬菜 小鳥、金魚 立机、土瓶敷 活字ケース 箸、花活、貯金入 製版、印刷 女 花卉 雑巾、買物袋 煮物、焼物 障子張り 編物、刺しゅう	しない
逗子市立 久木中	机、椅子の修理	机、椅子	しない

昭和35. 1. 15現在 神奈川県特殊教育研究会

	設備	始めたのは	時間	その他	校外実習
[横浜]	印刷機 丸鋸、ドリル、鉋、糸鋸	29年 9月	週11時間		
		33.9	1日 2時間 (5~9月)		3年生、男女とも、メリヤス工場へ、週5回 (軍手製作) (1~3月)
	ミシン1台	34.10 //.9 //.1	週10時間 10時間 6時間		
		34.1	週4時間		女生だけ、本年1月より実施、区役所の作業所で輸出向造花作り 週2回
		34.5	週10時間		交渉中
					現在は行っていない
[川崎]	ミシン3台、アイロン 編物器2台、作業台2台	32.9	毎日 2時間程度		まだ行っていない
	ミシン、ジャンテ織器、 コップ編器		週15時間	(第2学期)	
	プレス機、コンセント	34.9		授産所と連結	主として男生、木工会社、実習からそのまま就職へつながることもある
[鎌倉]	製縄機4、わら打機1 リヤカー1 調理用具、水道 手フート機1、鋏切機1、 裁断機1、刷毛	34 // 32 33 35	週15時間 毎日 週3日 // 毎日	男 生 男・女 女 生 // //	毎年3年生男女、2学期の終りころから 今年は今までに男生全部製繭工場へ、交替で約1ヶ月
[横須賀]					行っていない
	手押みの半裁印刷機 花鉄、木の台	34.1 // 5			男子だけ、製パン、竹工、印刷、配達(八百屋)、 主として夏冬の休暇中
[三浦]					
[藤沢]	木工セット 鉤、スコップ 機械編器 活版印刷機	32.10	週4時間		実施していない。いろいろ問題があると思う
[茅ヶ崎]	ミシン台1台、木工用具	34.4	週4時間	将来は実習作業を行いたい	考慮中
[平塚]	ミシン台3台、木工用具	24.4	週11時間		こけし作り、自動車修理、塗装、ブロック工場に週3回実施
[相模原]	木工用具 ミシン	33.5	週9時間		3年生、従来は男子だけであったが、男女ともに出したい。 紡織関係、大工見習等、2学期以後
[小田原]	印刷機械、鋏切機、 木工具	29.5	週6時間 (課外 5時間)		特に夏休み、冬休みを利用して見習実習をさせる
[逗子]	木工用具	34.6	週4時間		

普通学級の部

普通学級におけるこの教育課程利用の手引（小学校）

それにしてもなおとけぬことは、「人間が突然そんなにも変化を起すことがあるだろうか」という心理学的解説である——普通学級における精薄児の指導の事例研究集その一(A!)——とのきわめて文学的な結語を“盜へきのある精薄児の指導について”という事例研究の一節で読んだことがある。このことはいくつかの普通学級における精薄児指導の問題をなげかけている。

1. 意欲・欲求とコンプレックス

学習意欲の問題　あるいは社会的な生活の場の要求に適応するにしても、あたえられた課題が常に自分の能力よりも高度であり、成功の悦びを獲得することができなければ、性格のくらさや異常行動は、当然形づくられていくにちがいない。このことは単に精薄児の場合だけでなく、すべての知能年令相応の子供にとっても同じことがいえる。この点に対する教育的な配慮が、精薄児の特殊学級での指導と、普通学級でのそれとでは大きな差が見いだされる。普通学級にあつては一クラス56人～60人の普通児の指導からくる負担から、学級内の精薄児に意図せざる過重な要求が課せられるか、あるいは全く精薄児の存在が無視されるか、どちらかの場合が常にみられる。

精薄児も対人関係をとり結びたいという人間の基本的な欲求と、又ある程度の能力はそれ相応に持っているものであるが、普通学級で指導される場合、それがそのまま抑圧されてしまうことが多い。

精薄児のフラストレーションによる暴発的な不可解な行動は、これがその原因となつていてることを忘れてはならない。

事例は、このことを心理的立場からよく解説していくくれている。

2. カリキュラムへの目
意欲と要求との調和をはかり、精薄児がコンプレックスを克服して、自分のも

つ能力を最大限に發揮でき、社会的な生活の自立可能への最低の必要能力を身につけさせるためには、指導のための目標をはつきり教師が自覚し、把握していることが望ましい。

特殊学級の場合は、集団構成の質から、知的な分布のひろがりが多少はあるにしき、普通学級でのそれと比較すれば、精薄児指導の教育的な配慮は計画的に実行されやすい。

普通学級で精薄児を指導する方法としては、学習中個別指導をするとか、優秀児による補助学習とか、放課後特別するとか多くの努力が重ねられているが、そのいづれの場合にも個人カリキュラムを構成し、個別指導の徹底化をはかることが基礎条件となる。

①生活領域 ②健康領域 ③情操領域 ④生産領域 ⑤言語領域 ⑥数量

領域に区分されて設定されたこの精薄児のためのカリキュラムは、特殊学級指導の根幹であるとともに、普通学級における精薄児指導の資料としても教育的な価値あるものといえる。

より異質な集団の中に属する特殊な構成員のためには、より明確な道標が必要であるからである。

A表 社会科（低1・2年）カリキュラム基礎単元との比較

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
精 カリキ ユラム 薄	楽しい学校	遠足	つゆ	七夕まつり	夏やすみ	うんどう会	秋の野山	働く人	年のくれ	お正月	ひなまつり	思い出
社会科	一年	私学たちの校	学校の行き帰り	雨遊の日のび	もうすぐ夏休み	うと遠足	〃	おてつだい	〃	お正月	学芸会	樂遊び場
	二年	二年生になつて	お店やさん	〃	暮しに使うものと働く人	おじさんのりもの	私たちのくらしと近所	〃	つてくれる人私たちを守	〃	郵便と電話	〃

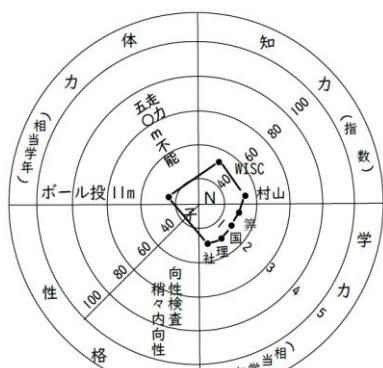
(向陽小 カリキュラム)

3. 集団との比較差

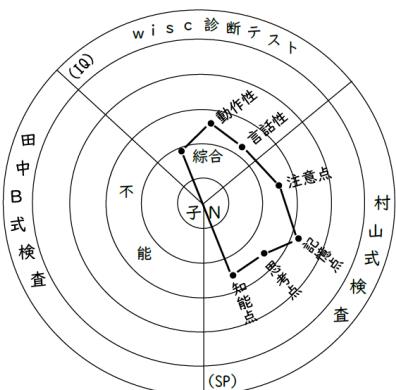
個人のカリキュラムの設定にあたってもつとも大切なことは、個人差をよりよく知り、診断、治療指導に役立てることである。個人差を問題にするとき、私達は学級の他の子ども達普通児との差（外差異）と精薄児個人のもつている知力と体力等との差（内差異）との二つの面から考える必要がある。

B表 N子のプロフィール（内差異）

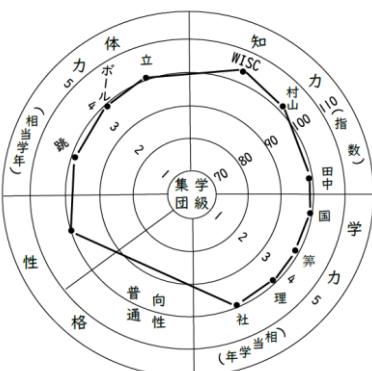
そのI



そのII



C表 N子の母体 学級プロフィール（外差異）



(N子の母体学級は4年生)

これらのプロフィールから普通学級において、精薄児がいかに多くの障害をもつてゐるかが解明される。外差異がわかり、普通児との能力の差が理解されれば（小低MA 5才以下）（小高MA 6～8才）を基準として構成された指導内容の項目がはじめて普通学級での精薄児指導のための指針となるはずである。

相当学年		
普通	準常	性格
4	1.1	学力
4		知力
4	1	体力
学級	N子	分野

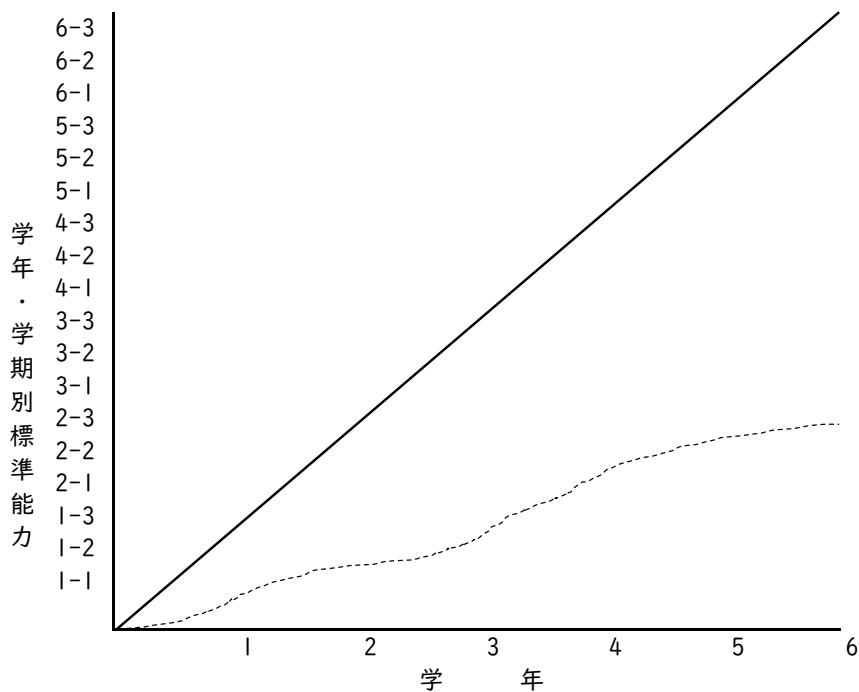
4. 成長のプロセス

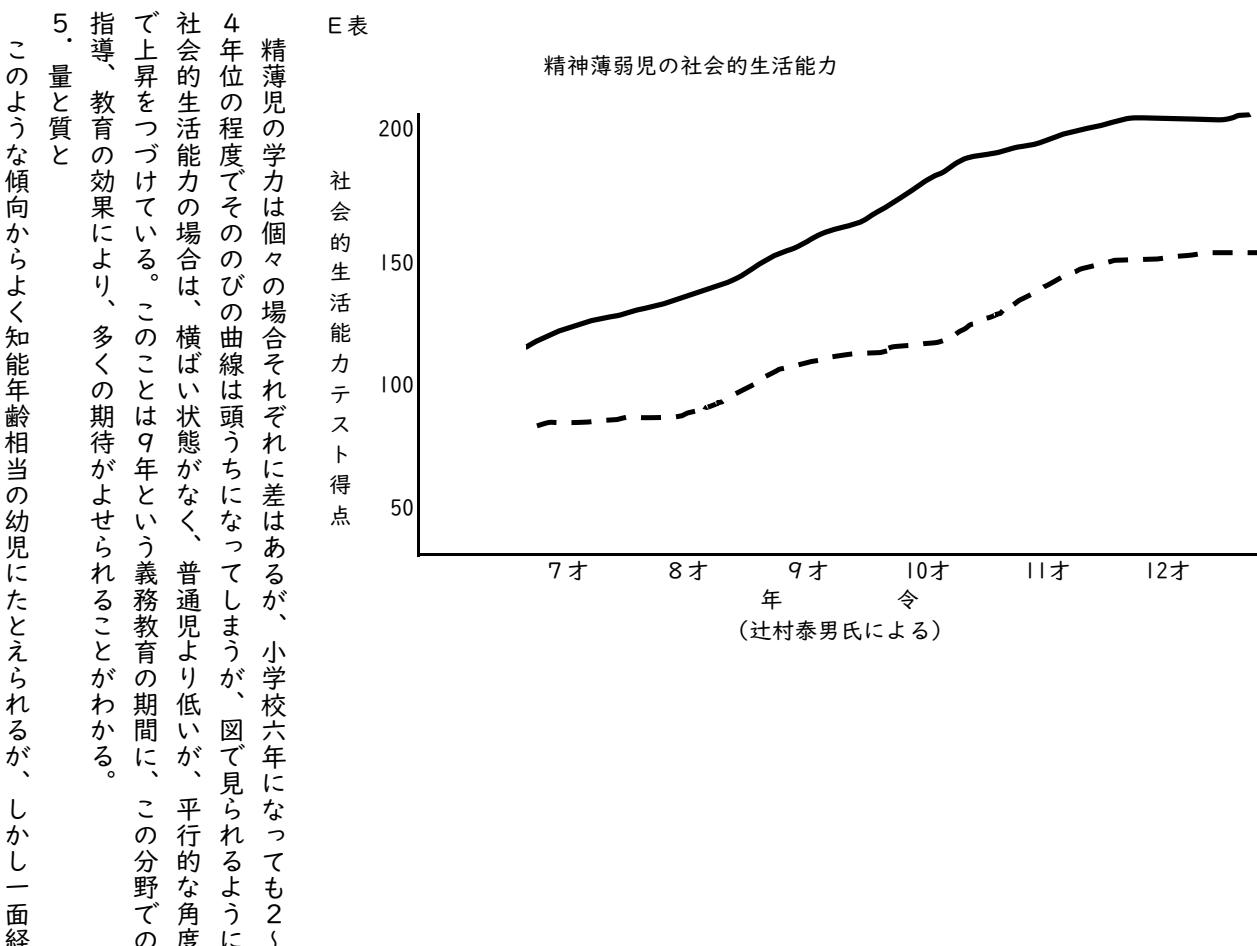
個人差の比較が横の構造図なら、成長発達の段階に見られる普通児と精薄児との発達曲線の比較は縦の構造図といえる。

行動異常をともなわない、しかも顕著なテンカン、肢体不自由をともなわない魯鈍くらいの者を対象にしても、一般学力については学年がすすむにつれて次第に普通児との差が開いてくる。したがって普通学級での指導の場合、高学年、中

学年、低学年の段階によって、自から配慮の観点がかわつてくることに注意しなくてはならない。
最も差の大きいといわれる算数（量、計算、測定）の能力と、最も差の小さいといわれる社会生活能力との成長発達の曲線の比較は、文部省の調査によると次表の如くなっている。

D表





けんの比較も大きく考えられ、年齢に伴う経けんを考慮にいれる必要がある。それは成人した精薄者の場合ある一定の経けんの範囲できわめて深く、生活の常識を「が」身についている者も少くないからである。

これらのことは精薄児の精神的な特質について教師自身が深い認識と愛情とを持たなければならぬことを説明している。普通学級で精薄児を指導する場合、とくにこの点がなおざりにされやすい。

精薄児と普通児との差は、質的なものと考えられる点が多いが、境界線児と普通児との差はこれに比較すればむしろ量的なものと考えられる。質と量との差を更に明確化するために次表を見てみよう。

F表 学力の遅退に関するアンケート（杉田裕氏による）

学力の遅れ度	皆についていける	なんとかついていける	ついていけない	だんだん遅れがひどくなる	無記入	計
境界線	32.4%	31.6%	26.2%	7.7%	2.2%	100%
魯鈍	14.5	28.2	39.0	16.6	3.1	100
痴禹・白痴	0	3.3	80.5	12.8	3.3	100

普通学級で精薄児を指導する場合

- ① 感覚、体験的な実践活動を重視して行く。
- ② 具体から抽象への過程に大きな抵抗のあることを知る。
- ③ 自己中心的で未分化であり、見とおしがきかない。
- ④ 幼児のようにアニミズムの傾向がみられ、童話の世界のように生きている一面がある。

耐久力が少くあきやすい。

- ⑤ 爆発的行動がとられることが多い。
- ⑥ くり返し単純化の指導が望ましい。
- ⑦ の諸点に教育的な配慮が必要とされる。

6 ラポートの成立

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 何もできないからといって除外しない | ② その子の長所の発見につとめる |
| ③ どの部で活動したらよいか希望をきく | ④ 一番仲良しの友だちとの仲間づくり |

——はS小の精薄児のための部活動編成の注意事項であるが、細かな配慮は教育の全領域にわたって望ましい。動物飼育をはじめてから、人と話をするようになつた子、掃除と草むしりではじめて賞をもらってから歌を歌うようになった話、20日も校庭の紙くずをひろいつづけた子の話、指導の手がかりは無数にあるはずである。精薄児と教師とのラポートが敬愛と信頼の上に形成されることが必要である。ともすれば集団の垣の外に孤立化しやすい普通学級にあっては好ましい学級雰囲気を基盤とする指導体勢をととのえることである。

精薄児を完全な無視から立ち上がりさせるためには”本をもつてきてくれないか、その花に水をやってね”など、たとえこのようなささやかなことでも社会的認知が行われれば精薄児なりの心理的に安定な位置を見い出すことだろう。教師自身が精薄児の特質を知り、可能性の限度を常に想定しながら、認識を深めつつ指導にあたるとき、そこに愛のラポートが成立するはずである。

普通学級に於ける精薄児の指導と教育課程について（中学校）

1. 義務づけられたが

先般中央教育審議会は松田文相に、昭和34年7月13日に出された特殊教育の充実化「振興についての諮詢に対する答申」を発表した。それによると精神薄弱児に対する教育を充実するため、人口3万以上の町村に対し年次計画で特殊学級の設置を義務づけ、国立大学に特殊学級のための教員養成課程を設け、育英資金の貸与などの特典を与えて、教員の質の向上と教員数の確保をはかるとともに、文部省に特殊教育課を、各県教委に特殊教育の専任指導主事をおくことなどをあげている。そして現在全国に約80万と推定されながら就学率わずか2%という精神薄弱児や身体不自由児（約6万）のために昭和35年度の予算編成に当つては20億円（前年比7億円増）を要求し、5ヶ年間で就学率を15%（ほぼアメリカなみ）に引き上げようとしていることはまことに喜ばしいことであるが、これで特殊教育は完成されたのではない。残る85%の大部分は依然普通学級にとどまっているのである。即ち統計的に見た比率からすれば大体2~3%，境界線級のものもふくめて一学級に2~3名の知能劣等児が存在し、しかも知能が中学校において個人差が大きく開いているのでその教育はまつたく困難の一語につきるのである。

2. 特別教育課程が必要

精神薄弱児のもつ重大な問題はその精神発達が恒久的に遅滞しているという事実である。成人に達しても精神年齢が12歳以上にのびないということから、バルバツク女史は「決して大人にならない子ども」といつている。即ち大脑が発達障害を受けていたため知的能力が劣弱であるので、一般的には社会生活は不適応とされている。しかし知能が劣っているとは、いわゆる抽象化する能力とか概念を構成する能力とか、ものごとを総合的に判断したり、洞察したり、又いろいろな場面に応用して考えたりする能力が劣るのである。普通いわれる学業成績が悪いとか学力不振「振」とは違う。普通学級に於ける教育課程は抽象知能の発達段階を平均的に考慮して組み立てられたものであるから、精神年齢12歳に達しないこれ等精薄児をふくめて逐一に実施することは無理である。それゆえ薄弱児のためには特別の教育課程を準備する必要がある。

3. 中学校における普通学級での問題

① 教科指導の困難さ

中学校において薄弱児は知的には発達がほとんど停滞しているにもかかわらず、行動は小学校時代とは異り範囲も広がり現象も錯綜し小学校時代からの累積が顕著となるとともに青年前期の特徴を現わしてくる。その上教育形態が学級担任制から教科担任制となるとともに教科内容に対してはいつそう抵抗の度を増していく。一方学級は個人差の大きく開いた50人の生徒をかかえて、進学就職の指導を進めている等、たとえ3～4人であれ精薄児の指導はおろそかにされがちである。特に学習が教科担任制であるのでホームルーム教師だけの力では到底解決出来るものではなく、全教師の協力が必要である。そのためには教科担任が連絡をもち、各教科担任から眺めた不適応の実態を総合的に、また客観的に把握し彼等がもつ長所を見い出し、彼等のために特別準備された教育課程によつて、僅かに持ちあわせた消化能力（知能）を有効に指導してやることが大切である。

② 好きな教科と嫌いな教科

端的にいえば精薄児の指導とは、社会的不適応条件を一つ一つ除去してやることである、その場はいろいろあるが、主として教科学習の場においてなされべきであるが、中学校では知能の差があまりに大きく、体育、図工等の外はほとんど彼等について行けないので、特別に組まれた教育課程の活用によつて見出された觀察力、注意力、構成力など少しでもよいものは取り上げて生かすようにしたい。又各教科に好きなものが現れたらその教科を土台にして情緒の安定をはかると共に、一方嫌いな教科でも社会生活に必要な最低の指導はしなくてはならない。

③ 望ましい雰囲気の設定

特殊教育の目標は、彼等が社会に出て自活自立が可能であるようにしてやることである。そのためには精薄児は抽象知能には劣っているが、その反面、これに關係のうすい精神的感覚的な働きの部面を育ててやることが極めて大切である。しかし一般的には人格の評価を知能に重きをおくため、彼等が環境にマッチしない発言や行動をすることから馬鹿にされたり、いじめられたり、からかわれたりする。その感情の圧迫から次第に性格まで歪められ遂に社会不適応の現象をおこすのである。それ故普通学級においてはいかに有能な教師であつても、そういう不安定性を救済するための努力は容易なことではない。彼らが安心して口を開き、何をしやべっても笑われない世界をつくつてやることが大切である。そのためには

は普通学級ではホームルーム教師は、生活指導に重きをおいて劣等感の除去を第一と考え、学級雰囲気の改革に手をつけることが大切である。学級を班別にし、清掃、日直、宿題、自習等に級友の信望あるリーダーをつけて、常に班の一員として協力し合つて、一日を過す習慣をつけるような仕組みは一つの方法である。

④ 普通学級での職業指導

一般に職業教育の領域は学校教育の面と学校教育以外の面とがある、学校教育では高校大学でする職業教育と、職業準備的な中学校の教育とがあるが、精神薄弱児のための職業指導は一般中学生と同一の枠の中では無理である。中学校の教師で一番辛いことは、卒業を前にした子どもの身の振り方で悩まされることである。そこでこの子ども等の親はたいてい「どうせこういう子どもだから使ってくれるところがあればどんな仕事でも結構」ということになる。そして大体は個人経営の商店や小工場に就職する。これ等の職業技術訓練は徒弟的なものであるので生活全般に及ぶ人格的な接觸が基調となるのでそれに適応する指導がなされなければならないのである。即ち雇主、主婦、家族、同僚との対人適応である。たとえ受け入れ側が人格的な接觸を用意して理解と愛情に富んだ雰囲気であつても本人の対人適応能力が未熟であつたり、職業や作業に適応する能力に欠陥があつては結局うまく行かない。運動能力体力等の低さのために起る不幸を無くするためにこの期間中に正確に子どもの性格や適性をとらえ方向づけることと共に、すなお、正直、熱心、責任、持続性、協調性などの習慣をつけることが精薄児の職業指導上最も肝要である。

4. むすび

以上中学校普通学級での問題点を考えた時、やはり精薄児には特殊学級の設置と精薄児のための特別職業補導所の設置の必要を痛感するのであるが、現状その早急な解決は望めない限り、やはり普通学級での指導は極めて重要である。思えば精薄児の不適応の原因は遠く深いものであり、また極めて近い所にあるようにも思える。その原因除去の仕事は長い日時を要し、しかもその効果は顕著でない。ましてや普通学級においてはただ困難の一語につきるのであるが、精薄児の教育は普通学級の任ではない”という態度はいま一度考えなおして、ヒュマニズムに立つ新しい教育実践者として県下一万の精薄児の診断や指導に关心を持つ教師の

より多くなることを望むものである。

注 神奈川県立公文書館に所蔵されている。一九五八年の学校教育法施行規則の改正により、特殊学級の教育課程編成が、特別な教育課程によることができる、となつた。冒頭にある「中部案」とあるのは、文部省が開催した精神薄弱教育指導者講座（五九年六・八月、西日本・東日本・中部日本の順に開催）において研究討議された「中部日本六領域案」で、中部日本の講習会においてまとめられたものである。精神薄弱児の社会的自立に必要な望ましい経験を六つの領域にまとめている。

七 『神奈川県の特殊教育について』(抄)

神奈川県の特殊教育について

付。特殊教育基本調査報告書

昭和38年10月

神奈川県教育委員会

人以内にして、ひとりひとりの特性にふさわしい指導を、じゅうぶんにおこなえるように、少ない人数にしてあるのです。

特殊学級は、つぎの6種類のものをつくることができるようになっています。

1. 視力が弱い者(弱視者)のため

2. 耳が遠い者(難聴者)のため

3. 手足が不自由な者(肢体不自由者)のため

4. 身体が弱い者(身体虚弱者)のため

5. 知恵がおくれている者(精神薄弱者)のため

6. その他、心身に故障がある者(たとえば言語障害など)のため

ここにかかげたものでも、障害の程度が重いものについては、前に述べた特殊教育専門の学校に進ませた方がよい場合が多いようです。

2. 精神薄弱児とはどんな子どもか

このパンフレットでは、特殊教育のなかでも、精神薄弱児の教育についてとくにくわしく解説しております。

さて、その精神薄弱児とは、どんな子どものことでしょうか。

[1] 精神薄弱児とは

出産する時の障害・高い熱をだす病気・そのほかの原因によって、知恵の発達がおくれた子どものことを、精神薄弱児と呼びます。

[2] 精神薄弱児はどうにしてみわかるか

精神薄弱児をみわかるためには、知能検査と専門家(心理学者や精神科医など)

の診断をおこないます。知能検査には、おおぜいの子どもをいっしょに検査する集団式のテストと、ひとりひとりを検査する個別式のテストとがあります。正確に知能をしらべるためには、なんといつても個別式知能検査をする必要があります。(個別式は、ひとりの子どもを検査するのに、およそ40分から一時間半くらいかかります。)

[3] 知能検査(I.Q.)とはどんなものか

知能検査の結果は、ふつう、知能指数であらわし、知能指数はつぎの式で計算します。

[3] 特殊学級とは

(a) 病弱の子どものためのもの
(b) 精神薄弱の子どものためのもの

[3] 特殊学級とは

ふつうの小学校や中学校のなかに、特殊児童のためのとくべつのクラスをついたものを、「特殊学級」と呼びます。特殊学級は一クラスの子どもの人数を15

$$\frac{\text{（知能年令）}}{\text{（満年令）}} \times 100 = \text{知能指数} (\text{I.Q.}) \text{ ということもある}$$

上の式のなかの知能年令は、知能検査ではあります。

たとえば、生後満10才の子の知能検査をして、知能年令が9才相当であったとしますと、この子の知能指数は、

$$\frac{\text{知能年令} \cdots \cdots 9 \text{（才）}}{\text{満年令} \cdots \cdots 10 \text{（才）}} \times 100 = 90$$

となります。知能指数が100と出ればもっとも普通の知能程度ということですから、90というのはふつうよりすこし劣るわけです。

つぎに、満10才のA太郎の知能検査をして、知能年令が11才であったとすると、A太郎の知能指数は、

$$\frac{\text{知能年令} \cdots \cdots 11 \text{（才）}}{\text{満年令} \cdots \cdots 10 \text{（才）}} \times 100 = 110$$

となります。100がふつうの程度ですから、A太郎はそれよりすこしすぐれているわけです。

[4] 精神薄弱児の知能指数はどれくらいか

知能指数が、およそ75より低い子どものことを精神薄弱児とよびます。

さて、精神薄弱児とは知恵の発達がおくれていて知能指数がおよそ75以下の子どもであるといつても、その知恵のおくれの程度はさまざま、次のように区分をしています。

イ 軽度の精薄

知能指数が大体75～50というはんい

ロ 中度の精薄

知能指数が大体50～25というはんい

ハ 重度の精薄

知能指数が大体25以下のも

この分類を、も少し具体的に説明しますと、

イ 軽度（軽い障害のもの）の精神薄弱

日常生活にさしつかえない程度に、身のまわりことを始末できるようにな

る。抽象的な考え方には向かないが、かんたんな仕事はできるようになる。適当な教育をすれば、やさしい職業について、なんとか自分で生活してゆくようになる。

この程度の軽いものは、特殊学級（または養護学校）で教育をうけます。

小学校の特殊学級では日常生活の習慣のしつけや、感覚や運動の訓練、読み書きのごく基本などを中心に学びます。中学校の特殊学級では、職業につくためのいろいろな準備をします。中学校を卒業する時には大部分の者が就職します。

ロ 中度（中ぐらいの障害のもの）の精神薄弱

すこし手つだつてやれば、身のまわりのことを自分で始末できる。きわめてかんたんな作業ならなんとかできることがある。

この程度のものは、たいてい学校教育を猶予または免除します。そして、学校でなく、福祉施設へ通わせたり、収容したりするのが効果があるわけです。

知能はこの程度におくれていても言葉が比較的よくわかり、社会的生活能力も高いばあいには、精神薄弱のための養護学校や特殊学級で教育することができます。

ハ 重度（重い障害のもの）の精神薄弱

ほとんど話しができない。いつも身のまわりの世話をしてあげないと生活できない。一生、世話してやる必要がある。白痴とよぶこともある。

こういう重度の精神薄弱は、ふつう、学校教育を免除します。そして、児童福祉施設へ収容して保護し、すこしでも自分の身のまわりの始末ができるように訓練したりします。

なお、精神薄弱をみわけるのには、先に説明したとおり知能検査のほかに、行動の観察や生育歴調査など、専門的心理学者や精神科医による慎重な診断が必要です。知能検査の結果だけから診断しますと、思ひがけない誤りをおかすことがあります。

[5] 精神薄弱児はどれくらいいるか

精神薄弱児の出現率についての実態調査の結果は、いろいろの数字を示していますが、およそ2パーセントから4パーセントの間であります。三木教授による

神奈川県の実態調査では、およそ3パーセントと推計されました。

つまり、100人の子どもがいればおよそ3人くらいは精神薄弱児であると推定されます。

現在、神奈川県の小・中学校の児童生徒数は、およそ55万人です。その3パーセントが精神薄弱児であるとしますと、県下では1,650人くらいの人数になります。三木調査では1,7,700人と推計されています。

しかし、この約1,7,700人の精神薄弱児が、すべて特殊教育の対象にされるわけではありません。前にも説明したように、重い精神薄弱児は学校教育を免除して児童福祉の手だてを考えます。

また、精神薄弱児の両親のなかには、自分の子どもを特殊学級に入れることを嫌う方もたくさんあります。三木調査によると、精神薄弱児の両親のうちで、その子どもを特殊学級に入れることを希望する方は10人のうち一人くらい(8.6%)しかおりません。

ですから、神奈川県には精神薄弱児がこれくらいいるはずだから、これだけの特殊学級をつくって、みんな入級させようという考え方をもつ人があるとすると、それは“実際にあわない机上の空論”ということになります。

それにしても、精神薄弱児の数はたいへん多いので、精神薄弱児をもつご両親はもちろん、教育関係者すべての理解や研究を深か「ママ」めて、今後ますます精神薄弱児の教育の充実をはかる必要のあることは申すまでもありません。

[6] どうして精神薄弱児になるのか

精神薄弱の原因として、現在わかっているものには、生まれるまでの間の障害、出産時の障害、高熱をともなう病気、脳炎、脳膜炎、消化不良、百日咳、頭のけが、栄養失調、やけど、炭火の中毒などが過半数で、その他に原因不明のものや血族結婚、遺伝などによるばあいもあります。

つまり精神薄弱児は、多くのばあい、特別な障害や病気のために知恵の発達がおくれた、たいへん運のわるい氣の毒な子どもであります。

[7] 精神薄弱はなおせるか

精神薄弱は、現在の医学の段階では、なおすことができません。

近ごろ、精神薄弱のための薬品がいくつかつくられておりますが、いずれも、脳のはたらきを活発にする効果は、みどめられることがあつても、たいてい、そ

の薬をのんでいる間だけのことで、薬をやめればもとどおりになります。

ですから、今のところでは精神薄弱児を救う道は、限界つきの能力を限界ぎりぎりまで伸ばしてやり、またその限界つきの能力でもやりこなせる仕事をみつけてあげること以外にはないわけです。

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。一九六三年一〇月発行。「1.」「2.」を収録した。B五判の小冊子で、中扉により二つの部に分け、前が「1.」「2.」「3. 精神薄弱児のための学校教育と児童福祉施設について」「4. 精神薄弱児にはどんな問題点があるか」「5. 神奈川県の特殊教育と特殊学級の現状」、後が

一九六三年七月教育長の「まえがき」と「6. 神奈川県特殊教育基本調査に基づく報告書」である。「6.」は本章第一節(一)の三木安正の所見である。

八 特殊学級年間指導計画（湯河原小学校）

昭和40年度 特殊学級年間指導計画

湯河原町立湯河原小学校

6. 学級編成

7. 知能状況

昭和40年度特殊学級教育課程編成

1. 特殊学級の設置区分（精神薄弱児）

2. 特殊学級設置の趣旨

精神薄弱児の特質を考え、その能力に相応する知識及び技能を身につけさせ尚社会的適応性を養い生活の自立を可能にする人格の育成につとめる

3. 指導の具体的目標

- 健康で明かるい生活態度を身につける
- 社会生活に必要な基礎的学力の向上をはかる
- 個々の能力に応じた実習の場を与えて落ちついた作業態度を養う
- 普通学級との交流をはかり学校行事や奉仕活動に積極的に協力する態度を養う
- 学校と家庭との連絡を密にして家庭教育の指導には特に助言を与える
- 4. 本年度の努力点
 - 国語、算数の基礎能力の向上及び作業能力の向上をはかる
- 5. 学級編成の方針
 - 児童相談所の検診を受け、父兄の希望により3年生より入級
 - 学級の児童数は15名以内とする
 - 6年生2学期普通学級に復帰する（中学校にないため）

学年	3		4		5		6		計		
	男女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計		1	0	5	2	1	1	2	3	9	6

I Q	0~50	51~60	61~70	71~80
人数	3	5	4	3

疾病	脊椎異常	鼻カタル	中耳炎	近視	眼疾 口ホ一性血膜	小児マヒ
男女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
	5 1	7 2	1 2	4 2	1 1	2
計	6	9	3	6	2	2

8. 身体状況

1	2	3	4	給食	5、6
朝の話し合い 生活指導	生活単元 学習	基礎 教科	// ドリル学習	給食指導 (学校の方針)	作業指導 (清掃 反省会)

9. 日課表

児童の精神的健康的考慮のもとに指導するので変更ありがとうございます。

	月	火	水	木	金	土
1	社会	国語	算数	算数	社会	国語
2	国語	算数	国語	社会	算数	家庭
3	音楽	社会	音楽	体育	国語	//
4	体育	体育	図工	国語 図書館	理科作業	
昼食	学校給食および昼休み					
5	算数	家庭	理科作業	図工	理科作業	
6		//	//	クラブ活動	道徳	
備考	学習の目あてとして作成なす。 クラブ活動は5、6年が普通学級に入る					

10. 週時間表

注
湯河原町役場所蔵の簿冊「昭和40年人事綴」に収録されている。一九六五年の人口比率に応じて知的障害児の特殊学級を計画的に設定する文部省の第二次五ヶ年計画（六四年度から）は、「一万人以上三万人未満の市町村においては、小・中学校二学級」としている。

月	単元名	月	単元名
4	楽しい学校 ・きれいな教室 ・おともだち ・学校のきまり	10	秋の野山 ・遠足 ・みのりの秋 ・赤いはね ・おちば拾い
5	遠足 ・海辺学習、郷土史跡 ・子どもの日、母の日 ・小うんどう会	11	働く人 ・おまわりさん、郵便局の人 ・いもほり、みかんがり
6	七夕まつり ↑ ・夏のいきもの ・水あそび ・もうすぐ夏休み	12	年のくれ ・冬のくらし、火の用心 ・もうすぐお正月、クリスマス
7	つゆ ・じょうぶながらだ ・時の記念日 ・雨の日	1	お正月 ・お正月 ・冬の天気 ・おきやくさま
8	夏休み ・夏休みのあそびと手伝い ・家庭学習、家庭訪問	2	ひなまつり ・まめまき ・ひなまつり誕生会のしたく
9	運動会 ・たのしかった夏休み ・展覧会 ・秋の天気	3	思い出 ・ひなまつり ・一年間の反省
備考	単元名は学校行事社会行事と関連したものである 本年度は教科と関連をもたせて細案を立案したいと考えである		

九 『広報おだわら』掲載「特殊教育シリーズ」

特殊教育シリーズ① 特殊教育とはどんなことか

小田原市はこのたび、文部省から、特殊教育推進地区の指定をうけました。特殊教育というのは、心身障害をもつお子さんに対してその障害に応じた適切な教育をすることです、小田原市の特殊学級は現在次のようになっています。

病弱	言語 障害	精薄		校 数	種 別
		小学校	中学校		
				小中別	
1	1	4	4		
2	3	6	6		
17	28	55	52	人数	

こうした、心身障害をもつお子さんの検査や入級の指導を適切におこない、それぞれの障害に応じた教育をうけられるようには、「すべての国民は、その能力に応じて、ひとしく教育をうける権利をもつ」という憲法の精神からみても大切なことです。

精神薄弱のお子さんは、ある場合は就学猶予となり、ある場合は就学免除ということになります。

また、軽度で入学はしたとしても、やがて、普通児についていけず、教室の片隅にとり残されてしまうという結果になる場合が大多数です。

このようなお子さんもまた、自己のもつ障害を克服し、生きる喜びを味わいながら生活できるようにしてやらなければなりません。

さらにまた、社会生活に参加できるだけの職業的な態度や技能も身につけて、生きがいのある人生が送れるようにしてやることも大切なことです。

ある人は、特殊教育について、つぎのように述べています。

「人間として生きている以上、生きがいを感じる生活を送りたいということはだれでも思っているそして、この要求は、知恵おくれとなつた不幸な精神薄弱児もも

つているのである。彼らの基本的人権の尊重という立場から見ても、当然考えてやらなければならないことである。私たちが生きがいを感じることは、社会に安定した生活領域をもち、能力相応の仕事が与えられ、しかも、その仕事が社会的に認められる状態にある時である。」

このような考え方では、単に精神薄弱児教育のみならず、すべての心身障害児に通ずることであり、その理想達成のための営みが、特殊教育です。

心身障害児を普通学級で教育すれば、その存在は普通児の中に埋没し、その可能性を発揮させることができないばかりか、劣等感その他の弊害によってマイナスになる場合も少なくありません。

特殊教育をうけることにより、将来、社会生活、家庭生活に適応でき、自立的な社会生活が営めるようになる例がきわめて多いわけです。

心身障害をもつお子さんの眞の幸福のために、特殊教育に対するあたたかい理解と協力をぜひお願いします。

特殊教育シリーズ② 知恵おくれとはどんなことか

特殊教育には、その障害の種類によっていろいろありますが、その中で、対象とする子どもたちの数の最も多いのは、精神薄弱児です。

精神薄弱児とは、俗にいう知恵おくれの子どものことであり、その出現率は、全国平均推定二・〇七%といわれています。つまり、百人に二人～三人は必ずちえおくれの子どもが生まれるということになるわけです。

さて、それでは、ちえおくれとはどんなことでしょうか。

わたくしたちのからだは、小さなたくさんの中の細胞からできています。わたくしたちが、健康で生きていくのは、これらの小さな細胞が、ひとつひとつ力を合わせて働いているからです。

ころんでも皮膚をすりむいても、治療すると、いつの間にかきれいになおってします。これは細胞にこのよくな働きがあるからです。

ところが、からだの中で一力所だけ、この細胞の再生がおこらない所があります。それは脳です。脳特に、大脳の細胞は、神経細胞とも呼ばれているのです。が、この細胞は、からだの他のどの部分の細胞よりも高度に分化し、それだけ高度の働きをします。

ところが、それは一度こわれ「ママ」るども二度と再生しません。

ですから、この神経細胞が、どんどんできあがっていく時、——赤ちゃんがおかあさんのおなかの中にいるとき——

もし、脳の病気をしたり、脳に傷がついたりしますと、脳全体の神経細胞の发育がおくれることになります。また、たとえ、おかあさんのおなかの中にいる時は、まったく問題はなかつたとしても生まれる時や、生まれたあとの早い時期に脳の病気をしたり、けがをしたりしますと、やはり、それは、治療できないため、頭の働きは完全ではなくなってしまいます。

ちえがつくとか、物をおぼえるとか、すじ道をたてて考えるといった心の働きは、すべて、神経細胞の働きによるのですから、この細胞が故障していくには、ちえとか知能とかいわれる高度の働きは不完全になります。

生まれたばかりの赤ちゃんにはちえとか知能とかはまだ認められませんが、日がたつにつれて、物をおぼえたり、考えたりする力がついてきます。

たとえば、おっぱいのみ方でも、はじめはおかあさんの乳首が口びるにあたると、反射的に口を開けて吸いついているだけですが、二～三カ月もたつと、乳首を手でおさえたり、舌の先で、乳首をまきつけてのむようになります。これは、くりかえしおっぱいをのんでいるうちに、そののみ方をおぼえたことになります。さらに、四～五カ月もすると、おなかがすいて泣いている時、おかあさんがそばへ近づくだけで泣きやんでしまうようになります。これは、おかあさんの足音を聞き分けることができたためです。

やがて、はいはいをし、立つて歩くようになると、神経細胞は盛んに活動します。今まで経験したこともない新しい場面にぶつかった時、頭の中で、すじ道をたて、見通しを立てて考え、その場面に適応したり、要求に適切にこたえていく働きを知能とよんでいます。

ちえおくれの人とは、この知能という頭の働きが、同じ年齢の人に比べて、弱い人のことで、その原因は、神経細胞の故障にあるわけです。それでは、神経細胞は、どんなことでこわれたり傷ついたりするのでしょうか。次号で、ちえおくれの原因について考えてみたいと思います。

特殊教育シリーズ③　ちえおくれの原因はなにか

生まれたばかりの赤ちゃんの脳の重さは、三百七十㌘～四百㌘あるといわれていますが、生後六カ月で約二倍の六百八十九㌘～七百㌘になり三歳では一千㌘に達し、だいたい成人の三分の二になるといわれています。長い人生のもとも早いこの時期に、脳の病気をしたり、脳に傷がついたりしますと一生とりかえしがつかなくなってしまいます。ちえおくれは、このような早い時期の脳の病気や故障によっているのです。

脳の故障の原因

脳の発育にとつて重大な障害となる原因には、先天的なものと後天的なものとがありますが、そのどちらの場合にも、その原因は実に多様です。紙面の都合でその全部についてはふれられませんがそのうちのいくつかについて述べてみましょう。

◎感染

胎児期に脳に障害をもたらす原因の一つに感染があります。

細菌とかビールスや原虫が、赤ちゃんのできたおかあさんの中に入りこんてきておなかの赤ちゃんの小さな脳をだいなしにしてしまうことがあります。一番恐ろしいのは、三日はしかのビールスやトキソプラズマ原虫（小鳥や家畜などに寄生している虫）だといわれています。ビールスや原虫は、人から人へどうつっていきますから妊婦はくれぐれも注意する必要があります。

◎中毒

胎児期の障害で、つぎに多いのは中毒です。中毒とは有機水銀とか鉛とか、一酸化炭素などのいわゆる有害物質がお母さんの中に入つた時、この有害物質が胎児の脳をおかしてしまうことをいいます。有毒色素のついている食べ物や飲み物には十分気をつけてください。また、一酸化炭素中毒で最も恐ろしいのはガス中毒です。また、最近の空気の汚染（いわゆる公害問題）排気ガスやスマッグが妊婦のからだに与える影響は少なくないと思われます。

◎血液型不適合

医学的な解説は省略しますが、この血液型不適合によって、生まれた赤ちゃんがちえおくれになる場合があります。結婚の場合、血液型を調べることもたいせつなことです。

◎難産

難産の場合は、せまい産道で、胎児のあたまが長時間圧迫をうけてしまい、脳に血液が流れ込んでいかないこともあります。胎児は、血液中から必要な酸素をとっているのですから、脳に血液が流れていかないことは、酸素欠乏状態になるわけで、これが脳細胞の働きに悪い影響を与えていくことになります。また、俗にいう「その緒が首にまきついている」ともまれにあり赤ちゃんがおなかの中で窒息状態になってしまっていることもあります。

◎赤ちゃん時代の病気・事故

赤ちゃんが無事に生まれても、そのあとにもいろいろな危険が待ちかまえています。胎児期とちがい、生まれてから赤ちゃんは、直接外の空気にふれて生きていかなければなりませんから、いろいろの細菌の感染をうける機会が多くなります。とくに、ビールス感染は脳を直接おかすことが多いので十分気をつける必要があります。一般に高熱を伴う脳炎や脳膜炎などは、脳細胞を破壊する危険性があります。

なお、有害物質のまざつている食品などにも十分注意する必要があります。

以上あげたことは、ちえおくれの原因として考えられるもののほんの一部で、先天的にも後天的にも、まだまだたくさん的原因があるのです。

とくに、これから母親となるかたたちは、こうしたことについてよく研究しておくことがたいせつです。

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の冊子「特殊教育推進地域啓発資料 広報おだわら掲載 特殊教育シリーズ」¹⁸ 小田原市特殊教育推進協議会、地域啓発部に収録されている。小田原市は一九七〇—七一年度文部省特殊教育推進地区の指定を受けた。「特殊教育推進地区実施要項」の趣旨は「心身障害児に対する適切な実施を期するため特殊教育推進地区を設け、文部省および都道府県教育委員会の重点的な指導と地域社会の協力のもとに、心身障害児の判別と就学指導等を適正に行い、その成果を全国に普及する。」である。同要項の市教育委員会の実施要項六項目の一つを「オ. 地域社会の啓発」としている。「特殊教育シリーズ」は、七二年三月の「¹⁹シリーズのおわりにあたって」まで連載された。

一〇 教育放送・特殊教育 「のびる子きょうしつ」「のびる子教室」「のびる子相談室」

番組

制作にあたって

特殊教育番組の制作にあたり、これに対する基本的な考え方を次のようにまとめ、制作方針とした。

(1) 目的

心身障害児童の特性・能力・指導計画にあわせて学習・生活指導等に寄与する番組を制作する。

(2) 対象

○県内の小・中・養護学校・施設・家庭等にある心身障害児のうち主として精神薄弱児童生徒

○心身障害児をもつ家庭および社会一般

(3) 内容

○対象にあわせて、番組を次の3シリーズとする。

「のびる子きょうしつ」
〈小学生向〉 年間制作本数29本

養護学校（精神薄弱教育）小学部学習指導要領に基づき、特に「生活」科中心に内容を構成する。

「のびる子教室」

〈中学生向〉 年間制作本数11本
養護学校（精神薄弱教育）中学部学習指導要領に基づき、特に「職業家庭」科中心に内容を構成する。

「のびる子相談室」
〈家庭・一般向〉 年間制作本数10本

心身障害児の健康・家庭生活・教育訓練等について、正しい理解や初步的な知識・技術などが得られる内容を構成する。

○内容の策定にあたり、対象者の能力・特性等が多様であることから、内容構成上に十分留意くふうし活用できるように配慮する。

○一番組あたりの放送時間を15分間として内容を構成する。

○内容の具体案については、教育放送制作部会（特殊教育部会）において作成する。

(4) 番組編成

○番組の編成・配列については、対象者の生活・行事および学校・学級の指

導計画にあわせて行ない多くの学校・学級等で活用できるように配慮する。

○昭和47年度の年間放送計画は、別記（3ページ）のとおりである。

番組の構成

「のびる子きょうしつ」

おねえさん、けんちゃん（人形）、ゆりちゃん（人形）の3人が話の進行役をつとめ、一話ずつドラマ性を持たせて学校や家庭の現実の生活場面を再構成していく形式をとる。

男女のナレーターが隨時連「進」行役をつとめ、ほぼ「のびる子きょうしつ」と同じ形式をとる。

「のびる子教室」

ナレーターの解説をまじえたドキュメンタリー形式をとる。

「のびる子きょうしつ」—視聴のために—

映像っ子への触発を

情報過多ともいわれる時代……生活経験の範囲がせまく、運動機能も劣つている精神薄弱児にとって、テレビ教材のもつ役割は大きい。J・I・ブルナーは、認識の段階を、行為からの認識→映像による認識→言語による認識の3つのステップに分けている。抽象的な記号「言語」を手段として、認識を深めることの困難な精神薄弱児にたいして「行為」から「言語」への認識を「映像による触発作用」に求めたところに「のびる子きょうしつ」はより効率的な教育的特性をもつていている。

伸びる「め」は

視聴能力の発達は、画面を、線・点・濃淡・音声の強弱として単なる物理的刺激としてうけとめる段階、平面的な動く画像に対する興味を示す段階、ブラウン管の映像と実物とを結びつけた立体的などうえ方をする段階、画像の中のものについて関係把握ができる情報資料や思考のパターンとして学習に利用できる段階などに分けて考察されている。

映像のうけとり方について精神薄弱児には、いくつかの特性がみとめられる。

○テレビ画面による強い印象が受けとり方を規定してしまうこと。自分の生活範囲のなかでは経験できないめずらしい場面、おどろきの場面に注意や興味

がひきつけられて、その場面だけが、全体の映像の流れから浮かび上りやすい。

○自分のもつている既成概念で映像を主観的に判断しやすい。

○事実の認知とテレビによる間接認知との分化が不完全になりやすく、検証しようとする意欲が退行しやすい。

○画面の認知角度の限定から、印象的で独断性のかつた認知がとられやすい。

見方のポイント

(1) 目とし耳とし足とする—経験を広げ再構成し認識させる—

映像は、人の目を耳を頭をそして欲求をフレーミング（枠づけ）と編集によっていろいろな角度から強調し、焦点化できる。テレビは、精神薄弱児の自立にとって、社会に開く窓の役割をしている。「のりもの」「みなど」「ゆうびん」「おまわりさん」「職場めぐり」などは、とくに経験領域の拡大と代行（間接）経験にウエイトをおいている。

(2) ミクロの目、マクロの目—事物への興味と関心や観察力を伸ばす—

教室では、できない実験や、観察を指示している。魚のからだの動くようす／口の動きやひれの動きなどのスローカメラや、スチールによる映像の目。時間や空間をこえて指示される四季の草花や虫たちの生態や形態。「海の生きもの」「しゃぼん玉」「調理学習」「せんたく」などはテレビ教材としての役割を十分果している。

(3) テレビと対話する—言語活動を活発にし、思考力を育てる—

テレビのお姉さん、ゆりちゃん、けんちゃんの呼びかけや、画面からの刺激に對して人間的なコミュニケーションを成立できる。「さあ、きょうしつのみなさん、こんな時の日、どうしているの」一斉で、バズで、個人で……のサイクルでのさまざまなカット・シーンへの対話や、問答、そして討議、ただ、だまつてじっと視聴していることより、テレビとの対話で思考への刺激を深め、問題解決への手立てのために映像教材利用の効率化をはかりたい。

(4) わたしたちは、出演者—学級生活指導の手がかりとなる—

「のびる子きょうしつ」は単なるテレビ映像ではない。むしろ、テレビ的であるよりも、映画的に制作されている。ドキュメントタッチで構成され、県内たくさんの特殊学級の子どもたちの教室にカメラがのりこむ。時間や空間や、

(5) テレビを媒体とする—学習過程に融合させる—

テレビ教育には、事前指導、事後指導ということばが使われ、重要視されてきた。そして最近は、直前指導、直後指導という過程をさらににおいている。この考え方のできてきたのは、視聴後に番組の内容を根ほり、葉ほりしていく今までのではなく子どもたちのみた印象を大事にして、その授業時の目標に必要なものだけをあつさり話し合い子どもたちが番組から得たものを次時に発展させよう仕向けていこうとしている。

No.13の「たなばたまつり」の番組をとりあげてもさまざまな学習のシステム化が考えられる。図形分野の算数指導、書写分野の国語指導、合唱、合奏分野の音楽指導、地球と宇宙分野の理科指導等多角的に要素がとりあげられる。それぞれの学級のカリキュラムの過程に融合させての利用がのぞましい。

視聴指導の留意点として、特に以下の3点を考慮したい。

○意図的に子どもたちの解釈の対立場面を設けること。

○連発的な発問をさけて、子どもたちに考える時間を十分に与えること。

○子どもたちの考えを封じるような発言を控えて、子どもの意見の根拠になつてている考え方をひきだしてやること。

(6) テレビは続けてみせるもの—情報処理のできる映像つ子が創られる—

画面の読みとり—映像読解力は、現代っ子には必要な能力となつてている。フレーミングされ焦点化された画像、高低、上下の視野からのカメラの目、インサートカットや、ズームシーン、音声やテロップ、流れの像の中から瞬時の読解が要求される。さまざまな手法をもつて送られる映像を正しく読みとり、深め、自分の生活にひろめていくためには、継続視聴でなければ、その能力は形成されない。テレビと一緒に歌つたり、画面に合せて体を動かしたり、よびかけに

拡大や縮小や停止などたくさんの映画的手法を駆使しながら……。「かわいい動物」「お手伝い」「たのしい食事」なども学校の生活の一頁の中で展開される。

机の片隅で、輪かざりのできた子の笑顔のアップ。星のかんむりをつけておどるえっちゃんのフルショット、はさみのにぎり輪にうごく指のリズム、頬をついた窓ガラスに光る梅雨の水玉、たなばたの竹をかつぐ子らを追うカメラの目……教室の子らが「のびる子きょうしつ」のタレントさんであり、映像と教室で視聴する子らとの親近感、一体感が意図されている。

応答したり、まず、テレビになじむ、親しむことが、視聴覚教育の原点となる。

教育放送制作部会（特殊教育部会）委員一覧（順不同）

◎大屋五郎 横浜市立磯子小学校教諭

森喜代子 平塚市立大野小学校教諭

長島登志 横須賀市立明浜小学校教諭

藤川孝男 神奈川県立平塚盲学校教諭

脇坂韶造 川崎市立小田小学校教諭

沢村角造 厚木市立厚木中学校教諭

荒川佳紀 川崎市立橘中学校教諭

○本間紀夫 神奈川県立瀬谷養護学校教諭

霧生吉幸 神奈川県教育委員会指導主事

（◎印 委員長 ○印 副委員長）

本書利用のてびき
おねがい 「略」

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の冊子『教育放送・特殊教育 のびる子きょうしつ のびる子教室 のびる子相談室』（一九七二年）の四〇七頁。神奈川県域のテレビ局として「テレビ神奈川」が放送を開始し、神奈川県教育委員会は、教育番組制作のための時間（月～土曜日の十～十一時）を買い取り、理科・社会・特殊教育の三シリーズを放送した。四月の特殊教育放送は四番組で、題名・内容は「のびる子教室 さあはじまるよ」「学級をたずねて いろいろな作業学習」「のりものいろいろなりもの・利用の仕方」「その歩みはおそらくとも 在宅児の指導（一）導の様子・心がまえ」であった。各学期に教師用の手引きを作成し、配布した。

第四節 養護学校

県議会議長
小川 要 殿

一 特殊学校・学級増設等を求める母親大会からの請願
請願第五九号 特殊学校の増設等についての請願
特殊教育に関する請願

紹介議員

栗原	藤次
笠井	儀郎
出口	肇
坂本	正広
片岡	勝治

不幸にして知恵おくれ、からだの不自由な子どもとして生をうけたこどもたちも、

なんでもできる、なんでもやれる、なんでもやりたい、
と大きな夢を描いていますのにまだこうした問題児のもんだいは、驚くほど
の貧困な教育面の対策に常に置き去りにされ、個々の教育をうける権利が行使出
来ない現状に多くの者が泣いております。

日本の憲法には、日本人はだれでも教育をうける権利があると書いてあります。
どうか平等な教育、平等な就職ができるようにして下さい。

記

- 一 特殊学校をふやして下さい。
- 一 各学校毎に必ず特殊学級をつくつて下さい。
- 一 特殊児童に対する職業指導を実施して下さい。
- 一 特殊学校、特殊学級の先生の定数を増して下さい。

昭和三十八年九月二十日

第八回 神奈川県母親大会
代表者 横浜市西区紅葉ヶ丘五三
志村 ツネ

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和38年(度) 請願陳情関係書類 財政課」
に収録されている。紹介議員の栗原は秦野市・無所属、笠井は川崎市・民社党、出
口は茅ヶ崎市・自民党、坂本は川崎市・共産党、片岡は横浜市戸塚区・社会党。一
九六三年時点、県内の知的障害児を対象とする養護学校は、川崎市立養護学校(六
二年開校、中学部のみ)、藤沢市立白浜養護学校(六年開校、小・中学部)の二校
であった。これら養護学校の母体となつた川崎市立高津中学校、藤沢市立鵠沼小学
校・鵠沼中学校の特殊学級は、養護学校開校に伴い廃止された。

二 養護学校設置を求める小田原市民からの「陳情書」

陳情書

とぞ、このことが実現できますよう陳情いたします。

昭和三十八年十二月 日

神奈川県議会議長

小川 要 殿

特殊教育の充実と振興については、県ご当局におかれましても文教の重要な施策とされて年々格段のご配意をいたしておりますことと、衷心より感謝申上げます。

新しい教育が「能力に応じた教育」を目標として推進され、特に精神薄弱者教育の重大性が広く理解されてまいりました。これは、精神薄弱児童生徒を持つ親としては、何よりも力強いことであり、また、一刻も早くこれら子どもたちの幸福がもたらされるような充実した施設をえて、明るい生活が送られることを念願してやまないのであります。

さて、これら子どもたちの生活指導や職業指導、学習指導面の向上をはかるには、普通中学校と異なる幾多の困難点があります。ことに、その現状をみると、特殊学級におります子どもたちの知能の差がきわめて大きいことや、さらには、この子どもたちのなかには中学校を卒業して社会の暖かいご理解に迎えられてもなお就職しうる能力の乏しいもののが数多くありますので、もう数年引続いて指導の手をさしのべていただくことによつて、これら子どもたちは、それぞれ遅れながらも自活の道をうるだらうと思われるのです。これはわたくしたちの今日当面する大きな問題であり、これを解決するためにはどうしても特別の施設の必要を痛感するものであります。

すなわち、この能力のとくに低い子どもたちのために最も適当した養護学校と、さらに進んで中学校を卒業しても実務につくことができない者などのために高等部を置いていただき、職業をはじめ、学習、生活などの基礎指導を行なうことが、まことに必要なことであります。

幸い、ご当局のご理解をえて施設ができて、さらに教育指導が行なわれることになりますれば、子どもたちのよろこびはどれほどか、まったくはかり知れないものと思われます。

養護学校と高等部を設置するには、いろいろな困難があることは存じますが、別紙資料を篤くご賢察いただき、ぜひともわたくしたちの念願の達成のために格段のご尽力をくださいますよう切にお願い申し上げる次第であります。

ここに親たち一同と、ご賛同をえました多くの方々の署名を添えまして、なに

注 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和39年(度) 文教常任委員会陳情書 講義課」に収録されている。賛同者の署名簿が添付されており、陳情者の連名の上の余白に「4,078人」と手書きされている。小田原地区の養護学校の開設は、一九七八年の小田原養護学校が最初である。

小田原市十字三ノ五六二番地

朝倉修一

白鷗学区副会長

石岡健一

城内学区副会長

宮本すえの

国府津学区副会長

芳川ハル

足柄学区副会長

湯山一男

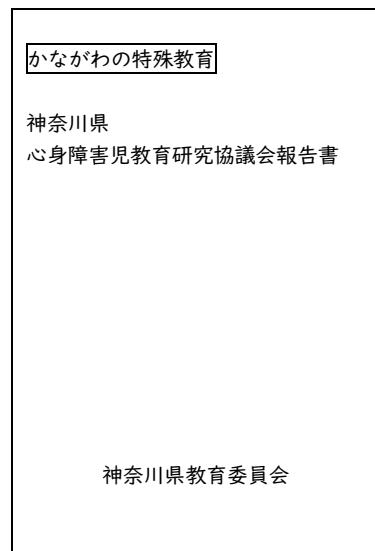
白山学区副会長

長谷川栄喜

村越アイ子

杉本芳太郎

三 「心身障害児に対する教育のあり方について」（抄）



のもとに、心身障害児の能力、適性等に応じて、可能な限り、普通児とともに教育を受ける機会を多くするものとされるようになつてきている。また、教育実践の成果および医学、心理学、教育学などの進歩は、心身障害児の複雑多岐な能力、適性などきめ細かにはあくし、それに応じた教育内容、方法がかなり改善されており、それにともなつて、教育についての社会の関心と期待は急速に高まつてきていている。

こうした実情に即応するため、従来行なつてきた施策に改善を加え、いつそうの充実を図るようにする必要がある。

〔以下、内容省略。項目のみ収録〕

I 基本的な考え方について

- (1) 心身障害児教育の意義

- (2) 教育形態の多様化

- (3) 早期教育

- (4) 生涯教育

- (5) 行政機構

II 具体的な改善のあり方について

1. 教育機関の整備

- (1) 普通学校での教育の充実を図ること。

- (2) 特殊学級の整備を図ること。

- (3) 特殊教育諸学校の整備を図ること。

- (4) 訪問指導などの体制の確立を図ること。

- (5) 早期教育の充実を図ること。

- (6) 後期中等教育の充実を図ること。

2. 判別就学指導について

- (1) 判別体制の整備を図ること。

- (2) 就学指導の充実をはかること。

3. 教員の確保と資質の向上について

- (1) 特殊教育担当教員の確保を図ること。

- (2) 教員の資質向上を図ること。

4. 教育内容、指導方法の改善について

県の心身障害児教育は「光をくまなく」の施策のもとに、養護学校の設置や特殊学級の増設を図るとともに、全国に先がけて、義務教育の就学猶予・免除についている児童生徒を対象に、家庭または施設を訪問して教育を行なうなど、着々その成果をあげつつあるところである。

しかしながら、近年、特殊教育の考え方が、従来、心身の障害の種類と程度に応じて特殊教育諸学校および特殊学級を中心として、比較的固定した教育措置の多くに行なわれてきたものが、最近においては、積極的に社会に参加していく人間の育成を図ることをねらいとし、民生、衛生、労働等の関連機関との連携協力

- III
5. 心身障害児に対する教育の理解を深めることについて
 - (1) 適切な教育課程の編成を図ること。
 - (2) 指導方法の開発、改善を図ること。
 - (3) 教育行政者の理解をたかめること。
 - (4) 教育関係者の理解を深めること。
 - (5) 一般社会の理解普及を図ること。
 6. 心身障害者に対する行政のあり方について
 - (1) 心身障害児の教育行政の機構の改善を図ること。
 - (2) 関係行政機関との連携の改善・強化を図ること。
 7. 早期に解決を要する事項

1. 養護学校の設置については、就学義務の見地から、現在はあくされている児童・生徒および今後の推移を勘案して、児童・生徒の就学に必要な精神薄弱養護学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校を可及的すみやかに設置すること。

2. 市町村教育委員会は、可能な限り義務教育就学義務の猶予および免除の解消を図るようにすること。

3. 特殊教育諸学校に幼稚部の設置、拡充を図ること。

4. 「特殊教育センター（仮称）」の設置構想について、すみやかに検討をはじめるようすること。

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。この協議会は、「神奈川県心身障害児教育研究協議会要綱」（一九七一年九月一日施行）により設置、障害別部会（視覚障害、情緒障害等七部会）を置き、本資料の後に部会別の研究調査報告書を収録している。この報告に続き七二年八月に「心身障害児に関し早期に解決を要する事項について」、七五年三月に「就学前および義務教育終了後の心身障害児に対する教育のあり方について」と題する報告を出している。議長の間宮武は横浜国立大学教授。

四 『神奈川県の特殊教育の現状と問題点』（抄）

神奈川県の特殊教育の現状と問題点

昭和44年2月

神奈川県教育委員会

— 神奈川県の特殊教育の現状
— 特殊教育の意義

目が見えない、耳が聞こえない、知恵が遅れている、手足が不自由であるなど、心身になんらかの障害のある子ども（いわゆる心身障害児）のために、その障害の種類や程度に応じて細かな配慮をもつて行なわれる学校教育を特殊教育という。そしてその目的は普通教育に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために必要な知識技能を授けるところにあるといわれている。

この世に生をうけた子どもたちは、だれもがその天分を十分に伸ばし、心身とともに健康で幸福な人生を送ることを期待されている。しかし、どこの社会にも、この期待にはそれがちな少数の不幸な子どもたち心身になんらかの障害のある子どもたちがいるのである。

この子どもたちは、普通の子どもたちと比較するとその数が少ないために、ともすれば世間の人から忘れられたり、時には好奇の目で見られたり、うわべだけの同情をうけたりしている。両親もまたこのような子どもを持つことを嘆き、できるだけ世間の目からこの子どもをかくそうとしたり、いきすぎた保護をして必要以上にかばおうとしている。

このような状態では、この子どもたちをますます不幸におとしいれことになる。この子どもたちも普通の子どもたちと同じように、明かるく希望に満ちた人

生を送ることを期待されているはずである。が、思いがけなく負わされてしまつた障害のために、その一生をせまい世界でしか送ることができないとするならば、それはたいへん不幸なことと言わなければならぬ。

また、このような子どもたちの障害の原因についても、従来は“遺伝”とか“血すじ”とかが大きくとりあげられる傾向が多く、それが特に両親に肩身のせまい思いをさせたり、世間の目からかくそうとさせたりしてきただが、最近では、むしろ他に多くの原因のあることがわかつてきている。たとえば、母親の胎内にあるとき母親が風疹などにかかった時とか、出産のとき難産であったとか、両親の血液が不適合のときとか、また生後まもないうちに脳の炎症をおこしたとき「と」かのように、まったく偶発的な原因によつて生まれる傾向がつよいのである。それだけに、いつ、だれがこの子どもたちのような運命を負わされてしまうかわからない。決して、他人ごとではないのである。いま正常な身体をしている人は、それを幸運として喜び、感謝するぐらいの気持を持つついはずである。そして、その気持を運に恵まれなかつたこの子どもたちへの理解・協力に向けていくのはむしろ、人間として自然の感情ではないだろうか。

このような意味から、我々まわりの者は、両親が堂々と胸をはつて子どもを育てるよう勇気づけるとともに、これを社会全体の問題として、自分たちの問題として、うわべだけの同情・慈善ではなく、ほんとうに親身になってこの子どもたちの幸福を考えしていくという強い連帯感を持たなければならない。

いまわが国では、このような心身障害児への教育に対する関心が高まり、その普及と振興に多くの努力が払われつゝあり、神奈川県でも、ここ数年来基本調査を実施して特殊教育のための学校や学級の拡充整備や教育内容の充実に力を注いでいる。しかし、特殊教育は、対象となる子どもたちの様態がさまざまであるに応じて複雑多様な分野を持っており、その内容、方法などに困難でなお今後の研究を待たねばならない課題が多く残されている。

そこで、神奈川県ではこれを各分野にわたって、重点的にひとつひとつ解決していくつつあるところである。

2 特殊教育の制度

(1) 特殊教育諸学校

特殊教育のための機関には、「特殊教育学校」として、それだけが独立した単独

の学校になっているものと「特殊学級」として、普通の小学校、中学校、高等学校に特別クラスとして設置されるものとの2種類がある。

特殊教育の学校として次のような学校がある。

ア 盲学校 盲者（強度の弱視者を含む）を対象とする学校
イ 聾学校 聾者（強度の難聴者を含む）を対象とする学校

ウ 養護学校 次の3種類がある。

(口) 肢体不自由者（四肢・体幹の機能に不自由のある者）を対象とする学校

(イ) 病弱者（身体虚弱者を含む）（結核、心・腎臓疾患、ぜんそくなど慢性疾患者）を対象とする学校

(ハ) 病弱者（身体虚弱者を含む）（結核、心・腎臓疾患、ぜんそくなど慢性疾患者）を対象とする学校

学校教育法第74条によれば、盲・聾・養護学校の設置義務が各都道府県に課せられている。が、その設置義務をいつから実施するかについては、別に政令で定めることになっている。現在では、盲・聾学校の設置義務はすでに政令で施行されている（昭23年4月一日施行）が、養護学校の設置義務についての政令は出されていない。しかし、各都道府県に養護学校設置の動きが活発になってきた現在では、近年のうちにそれが出される見通しが強い。また盲・聾学校については、就学義務も施行されており（昭29年4月一日施行）、学校教育法施行令第22条の2に定められている程度以上の視覚障害または聴覚障害を有する者は、これを盲学校または聾学校に就学させる義務が、その保護者に課せられている。

現在、神奈川県では、盲学校3、聾学校4、養護学校7、計14校が設置されており、その内訳は次のとおりである。障害別の該当児童生徒数、出現率などから考えると今後は養護学校の設置に重点が置かれるようになるだろう。

なおこれら特殊教育諸学校には、義務教育段階に相当する小学部および中学部を設置するのがたてまえであり、さらにこれに幼稚部、高等部を設けることができる。しかし、特別の必要のある場合には、小学部か中学部かの一方だけ、また幼稚部か高等部かだけの学校も認められている。

教職員については、各学校に校長、教諭、養護教諭および事務職員をおかなければならぬが、特別の事情のあるときは事務職員をおかないことができる。（神奈川県では公立の各学校にはすべておかれている。）また助教諭その他必要な職員もおくことができこのほか寄宿舎には寮母をおくようになっている。

表一 神奈川県の特殊教育諸学校設置数（43・5・現在）

区 分	学 校 名	盲 学 校		聾 学 校		養護学校 (精神薄弱)		横須賀市立養護学校、川崎市立養護学校、藤沢市立白浜養護学校、川崎市立聾学校	
		県立	市立	市立	私立	計			
4	1	1	—	1	1	4	神奈川県立平塚盲学校、横浜市立聾学校、私立横浜訓盲学院	神奈川県立平塚盲学校、横浜市立聾学校、横須賀市立ろう学校、川崎市立聾学校	
8	1	—	3	3	1	8	神奈川県立ゆうかり養護学校※ 中(44.4%開校予定)	神奈川県立平塚養護学校を建設	
2	—	—	1	—	1	2	神奈川県立秦野養護学校、横浜市立二つ橋養護学校	神奈川県立秦野養護学校、横浜市立二つ橋養護学校	
14	2	1	4	4	3	14			
計		(病弱、虚弱)		〃		〃			

表2 神奈川県特殊教育諸学校各部の設置状況

区 分	幼稚部		
	小学部	中学部	高等部
	平 塚 盲	横 浜 盲	横 浜 盲
訓盲学院	○	○	○
平塚ろう	○	○	○
横浜ろう	○	○	○
横須賀ろう	○	○	○
川崎ろう	○	○	○
横須賀養	○	○	○
川崎養	○	○	○
白浜養	○	○	○
聖坂養	○	○	○
ゆうかり養	○	○	○
秦野養	○	○	○
二つ橋養	○	○	○

(2) 特殊学級

普通の小学校、中学校および高等学校の中に、心身障害児童・生徒のために設置することができる特別のクラスを「特殊学級」という。特殊学級は一クラスの児童生徒数を15人以下にとどめて、ひとりひとりの特性、能力にふさわしいきめ細かな指導が十分行なえるように考えられている。

特殊学級は、次の6種類のものを設置することができるようになつてている。

ア 弱視者を対象とする学級

イ 難聴者を対象とする学級
ウ 精神薄弱者を対象とする学級
エ 肢体不自由者を対象とする学級
オ 身体虚弱者を対象とする学級

力 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行なうことが適当なもの（言語障害、情緒障害など）を対象とする学級

なお、特殊学級は特別の事情のある場合を除いて、ひとつの特殊学級に何種類もの異なる障害者を入級させずに弱視学級なら弱視者だけを、精薄学級なら精薄者だけを収容することをたてまえとしている。しかし、特別の場合、たとえばその学校に言語障害者が1～2名しかいないで、そのためには特殊学級を編制することができず、それでも普通学級におくよりは精薄学級に収容した方が本人の幸福のためによいと判断された場合には、やむを得ない処置として混在が認められるとしている。

特殊学級はそれぞれ所属の小、中学校と同一校舎内、または同一校地内に設けられなければならないというわけではない。もちろん、学校長の管理面からい「ママ」えは、同一校舎、校地内にあつた方がよいかも知れない。しかし、障害者の中には医療を要するものが多く、施設や病院等に収容されている者のためには、むしろその医療機関内に特殊学級を設ける必要が生まれるのである。そのため学校教育法第75条の第2項には、それが規定されているほか、教員派遣もできるよう定められている。

現在、神奈川県では特殊学級が小学校に150、中学校に102、計252学級設置されている。（高等学校には設置されていない。）その地区別、種類別の内訳は次のとおりである。この表でもわかるように、精神薄弱者の特殊学級が圧倒的に多い。これは、その出現率自体が高く対象児童生徒数が多いためもあるが、各地区の方針、経済的理由（養護学校設置よりは安くできる）、精薄者教育への身近な関心の高まりなどにもよるのであろう。が、その数の多さは反面特殊学級イメージ精薄学級のイメージを強く与え、特殊学級の正しい意味が一般に知られていないのは残念である。上記のような精神薄弱者以外の障害者のための特殊学級がどしどし増設されることが望まれる。これによってそれぞれの障害者への教育効果の向上はもちろんのこと、現在、他の障害者との混在のために教育の内容方法などに悩

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。神奈川県特殊教育基本調査報告書。一九六八年四月、神奈川県教育委員会の指導部指導課内に、特殊教育を担当する学事第二係が置かれた。合計値を「」で補正したが、数値の不一致は複数種の特殊学級を置いている学校を一校とカウントした結果と推測される。

合 計	中学校		小学校					設 置 学 級 數	区 分	
	学級数内訳		学級数内訳							
	肢 体 不 自 由	精神 薄 弱	設 置 学 級 數	言 語 障 害	病 弱 ・ 虚 弱	肢 体 不 自 由	精 神 薄 弱	難 聴		
〔6765〕 98	—	(31) 45	(31) 45	(—) 3	—	—	(33) 47	(—) 3	〔3534〕 53	横浜
(9) 14	(—) 1	(—) 2	(2) 3	—	—	(—) 1	(6) 10	—	(7) 11	横須賀
〔3332〕 42	—	(11) 16	(11) 16	(2) 2	—	—	(20) 24	—	〔2221〕 26	川崎
(33) 44	—	(11) 18	(11) 18	—	—	—	(22) 26	—	(22) 26	高座三浦
〔1917〕 25	—	(7) 7	(7) 7	(—) 1	(—) 3	—	(10) 14	—	〔1210〕 18	中
(3) 3	—	(2) 2	(2) 2	—	—	—	(—) 1	—	(—) 1	足柄上
(16) 22	—	(6) 10	(6) 10	—	(—) 2	—	(9) 10	—	(10) 12	足柄下
(3) 3	—	(—) 1	(—) 1	—	—	—	(2) 2	—	(2) 2	愛甲
(—) 1	—	—	—	—	—	—	(—) 1	—	(—) 1	津久井
(179) 〔183〕 252	(—) 1	(70) 101	(71) 102	(4) 6	(2) 5	(—) 1	(104) 135	(—) 3	(108) 〔112〕 150	合計

みの多かった精薄学級も質的に純化され、これまた教育効果の向上が大いに期待される。また各地区の設置状況はまだ地域的に偏在しており、人口分布と照応しを考えると先進地と後進地の差は依然としてある。今後いろいろな角度からこれを検討して、設置推進をはかりたいものである。

表3 神奈川県の特殊学級設置数(43.5.―現在) ()内は設置学校数を表わす

五 「県立精神薄弱養護学校設置計画」（抄）

3 編 成

県立精神薄弱養護学校設置計画

昭和44年11月

神奈川県教育庁指導部指導課

I 趣 旨

本養護学校は、精神薄弱の幼児、児童、生徒に対して、幼稚部から高等部までの一貫教育により、個々人に適合した教育を行ない、将来、各市、郡あるいは広域の市町村圏に設置される養護学校のモデル的性格をもち、県内の特殊学級（精薄）と関連を保ちつつ、精神薄弱児の判別、就学指導、教育相談を中心として、精薄教育の内容、方法の研究および諸調査を実施し精神薄弱教育の振興充実に努める。

2 教育目標

精神薄弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行なう。

4 教育課程

養護学校学習指導要領（精神薄弱編）に準拠し、特色ある教育課程の編成を行なう。

5 対 象

つぎの各項に該当するものを対象とする。

- (1) 県内在住の幼児および児童、生徒である者
- (2) 精神発育の遅滞の程度が、中度以上（重症者を除く）か、または軽度の者のうち社会適応性が特に乏しいもの
- (3) 二つ以上の障害をあわせ持つ者については精神薄弱以外の障害が軽度であること。

課程	学 年	学級数	生徒数	備 考
幼稚部	2年保育	2	16人	幼・小・中は1学級8人
小学部	1~6	12	96	高等部は10人とする。
中学部	1~3	9	72	
高等部	1~3	9	90	
計		32	274	

- (4) その他、著しい性格異常をともなわないもの
 6 通学と寄宿舎
 (1) 自宅から通学

	付添	最寄駅までの時間	備考
幼稚部	要	30分以内が適度	家人の付添により全員通学する。帰りに迎えにくる必要がある。
小学部	1~4年 最寄駅まで可	30分以内 〃	なるべく早期に付添不要となるよう努める
	5年以上不要	60分以内 〃	
中学部	不要	80分以内 〃	歩く力をつける
高等部	不要	80分以内 〃	〃

通学は身体訓練、社会性、計画性の養成により交通安全には特に留意させること。最寄駅から学校までスクールバスを運行する。

(2) 寄宿舎

- ア 自己の生活を適切に処理し、楽しい集団生活をいとなみ、社会生活に適応する態度、技能を身につけさせる。
- イ 入舎対象・通学所要時間等の都合により（身体的、年齢的条件）通学困難の者を入舎させることを原則とする。
- ウ 収容人数は30名とする（中学部、高等部を主として収容する）

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。「目次」「7 職員の構成」「8 校地、校舎施設等の概要」は省略した。この計画により、一九七一年一月瀬谷養護学校開設同年四月小学部（一学年二学級）・中学部（一学年二学級）で開校した。翌七二年に幼稚部・高等部・情緒障害児学級を開設した。

		六 県立精神薄弱養護学校の状況	
		県立精神薄弱養護学校の状況	
(1) 知能	2. 親の会関係施設、研究会は各関係機関の協力を得て配布する。 入学要件	1. パンフレット「ちえ遅れの子どものために」の送付先及び部数 (部)	
		養護学校設置、募集説明会用 (精薄教育関係者)	300
		教育事務所、市町村教育委員会 46 (所) × 4部	184
		公立小中学校	755 × 4
		公立幼稚園	45 × 2
		親の会	500
		教育研究所 (一般配布用を含む)	12 × 25
		児童相談所 (〃)	200
		〔内訳 横浜 70 横須賀 10 中央 40 川崎 20 相模原 50 小田原 10〕	
		福祉事務所	36 × 5
		民生部児童課	5
		心身障害児関係施設	50
		県特殊教育研究会	400
		特殊教育学校	30
		一般配布 教育事務所、市町村教委	400
		予備	341
		計	6000

おおむね 50 から 30 程度のもの
(2) 医学的検査

- 進行性の病気がなく治療を要しないこと

- 精神科的疾患に特に問題のない者

- 学校における教育にたえうる体力をもつこと

(3) 性格行動について

- 指示に従うことができる

- 他人に危害を加えず自傷行為をしない

- 他人と協力して学級にとけこむ可能性をもつ

- 将来社会的に自立できる見込みをもちうるもの

(4) 体力および重複障害の状況

- 学校教育にたえられる健康状態を維持しうるもの

- 精薄以外の障害が軽度で障害克服のための教育を特に必要としないもの

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。一九七〇年の文書。

七 「肢体不自由養護学校設置計画概要」

新設養護学校は、これらの肢体不自由児に対して、小・中・高一貫した教育計画のもとに、心身ともに調和のとれた発達を促し、もつて肢体不自由児教育を推進するものである。

2 設置主体 神奈川県

3 設置の位置 横浜市瀬谷区二ツ橋町468
(県立 ゆうかり園跡地) (図 I 参照)

(図 I)

神奈川県教育委員会

昭和45年9月

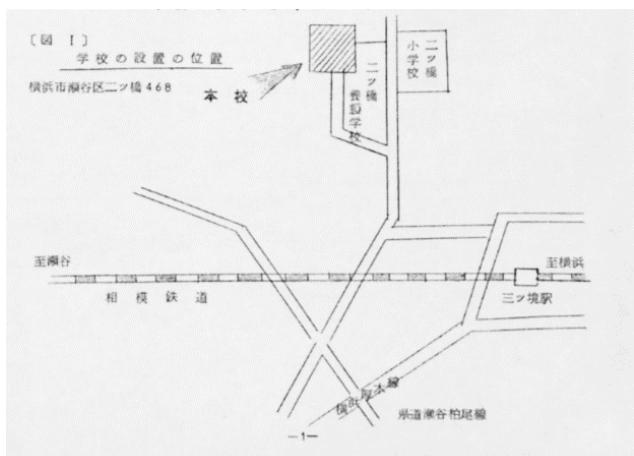
肢体力不自由養護学校設置計画概要

目 次 [略]

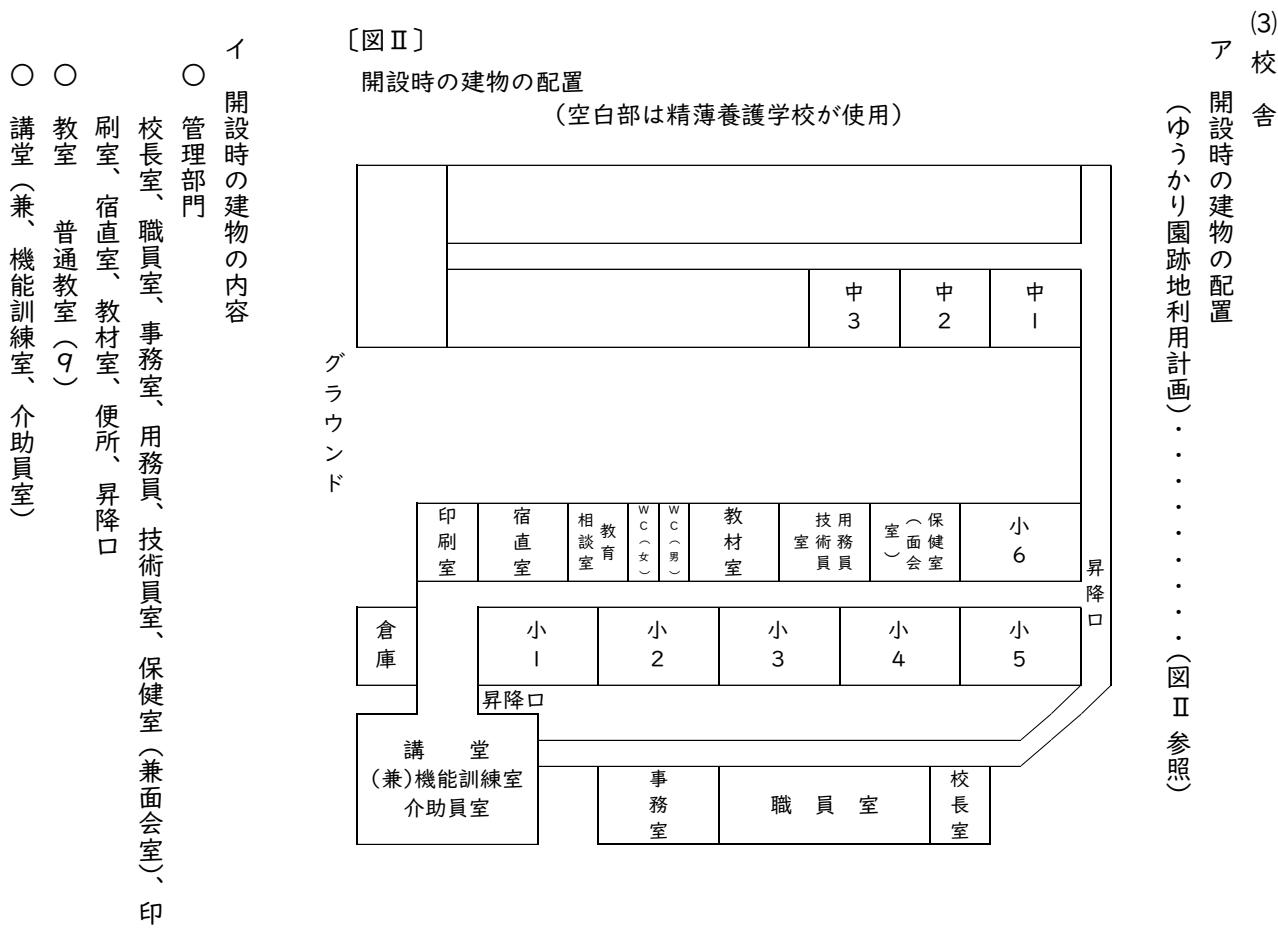
1 設置の趣旨
心身に障害をもつ児童生徒の教育を行なうために養護学校の設置が促進されていることは、教育の機会均等の理想実現の上からまことに喜ばしいことである。

最近、全国の養護学校に就学している児童生徒の実態を見ると、障害の類型・程度は、ますます多様化の傾向を示し、かつて学校教育の対象とされ得なかつた重複障害児も少なからず、就学するようになつた。このようなすう勢に即応して、ここに肢体不自由を中心とする児童生徒のために、学校教育法第71条に規定されている目的実現をはかるべく、小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を行なうとともに、肢体の機能の回復向上を図り、あわせて障害を克服して積極的に社会に適応していく知識技能を養うことを目ざして、養護学校の設置をはかることになった。

既に本県には、医療を常にあわせ要する児童生徒のための県立ゆうかり養護学校のほか、県西部には通学又は寄宿舎生活の可能な者を対象とした県立平塚養護学校があるが、対象となるべき肢体不自由児の多くは未だ放置されている実態である。



4 建設年度計画	
5 設置計画	昭和46年度
(1) 開校地	昭和46年4月1日
(2) 校地	20,550坪 (6,227坪)
1. 基本設計および実施設計	2. 第一期工事
3. 第二期工事	昭和47年度



ウ 完成時の建物の内容

- 校長室、応接室、職員室（2）、事務室、用務員室、会議室、保健室、宿直室、放送室、VTR室、介助員室（兼技術員室）、印刷室、図書室、倉庫（2）、父母面会室（兼控室）、資料室、教育相談室（2）、教育検査室、職員更衣室、生徒更衣室（2）、生徒集会室、写真記録室、書庫、研究図書室、教育研修室（3）

(4) 教育の目

- (4) 教育の目標

 - 小学部（12）、中学部（6）、高等部（6）
● 特別教室
 - 遊戯室、社会科教室、同準備室
 - 理科室（2）、同準備室（2）、音楽室（2）、同準備室（2）、美術教室、同準備室、図工室、技術教室（木金工室、タイプ印刷室、窯業室）
 - （3）、技術準備室（2）、被服教室、同準備室、調理実習室、同準備室、生活研修室、職能訓練室、同資料室、言語訓練室、機能訓練室、視聴覚教室、同準備室
 - 体育館兼講堂
 - 食堂部門
 - 食堂、厨房、食品庫、燃料庫、電気室、ボイラー室、調理事務室、更衣室
 - その他
 - 洗濯室、便所、昇降口、ホール、スロープ、階段、廊下、足洗場、玄関、降車場
 - 車庫

ア 学校教育法第187

ア 学校教育法第18条、第36条及び第42条に掲げる小学校、中学校および高等学校の教育目標
イ 肢体不自由の障害を補い、残存機能を発展させ、代償機能の開発をはかり、社会自立できるようにするため、次の目標を付加する。

- 肢体の機能の回復向上をはかり、あわせて、障害を克服して積極的に社会に適応していく知識、技能、態度を養うこと。

(5) 教育課程

養護学校学習指導要領、肢体不自由教育編に準拠し、他の障害をあわせて有する児童生徒については、それぞれの指導要領を参考して適切な教育課程を編成する。

(6) 学級編成

ア 開校時の学級編成

部	学年	学年別	学級数		
			計	9	3
小学部	1～6年	1	児童生徒数		
計	1～3年	72 〃	48 名	24 〃	39

イ 完成時の学級編成

計	高等部	中学部	小学部	学年	課程	
					学級数	児童生徒数
		1～3年	1～3年	1～6年	各学年2	各学年2
24	6	6	12		計	78
177	60	39			備考	
人	高等部は10人	人	小・中は1学級	8人但し、重複障害学級は5人	(カ)(オ)(エ)	(ウ)(イ)(ア)

(小・中は各学年2学級とし、その内の1学級は、重複障害学級とする。)

(7) 教職員

ア 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）」第8条により算定する教職員

イ 専門職員

- 理学療法士（P・T）
- 作業療法士（O・T）
- 言語治療士（S・T）
- カウンセラー（相談員）

ウ 介助員……通学介助員、生活介助員

エ 技術職員

- スクールバス運転士（ボイラーマンは依託）
- 用務員

オ ○学校作業員 ○調理作業員（47年度より）
力 その他

- 学校医（内科、眼科、耳鼻科、整形外科、精神科）
- 学校歯科医 ○学校薬剤師

(8) 児童・生徒の募集

ア 対象者の範囲

次の各項に該当する者を対象とする。

県内在住の児童生徒であること

整形外科医の診断治療に基づき、症状の固定した者であること。

肢体が異常で運動機能に障害があるが、一応治療を施す必要のない者であること。

日常生活の基本動作ができる者であること 通学が可能であること。

知能障害が教育可能の程度の者であること 通学が可能であること。

その他、性格異常を伴わない者であること

イ 募集の方法

- 別添募集のしおりによる

(9) 通学方法

ア 自宅からの通学方法
スケールバス利用者については、最寄の集合場所までは保護者の責

任において送迎する。

(イ) その他の交通機関利用者は、相鉄線三ツ境駅まで保護者の責任において送迎する。

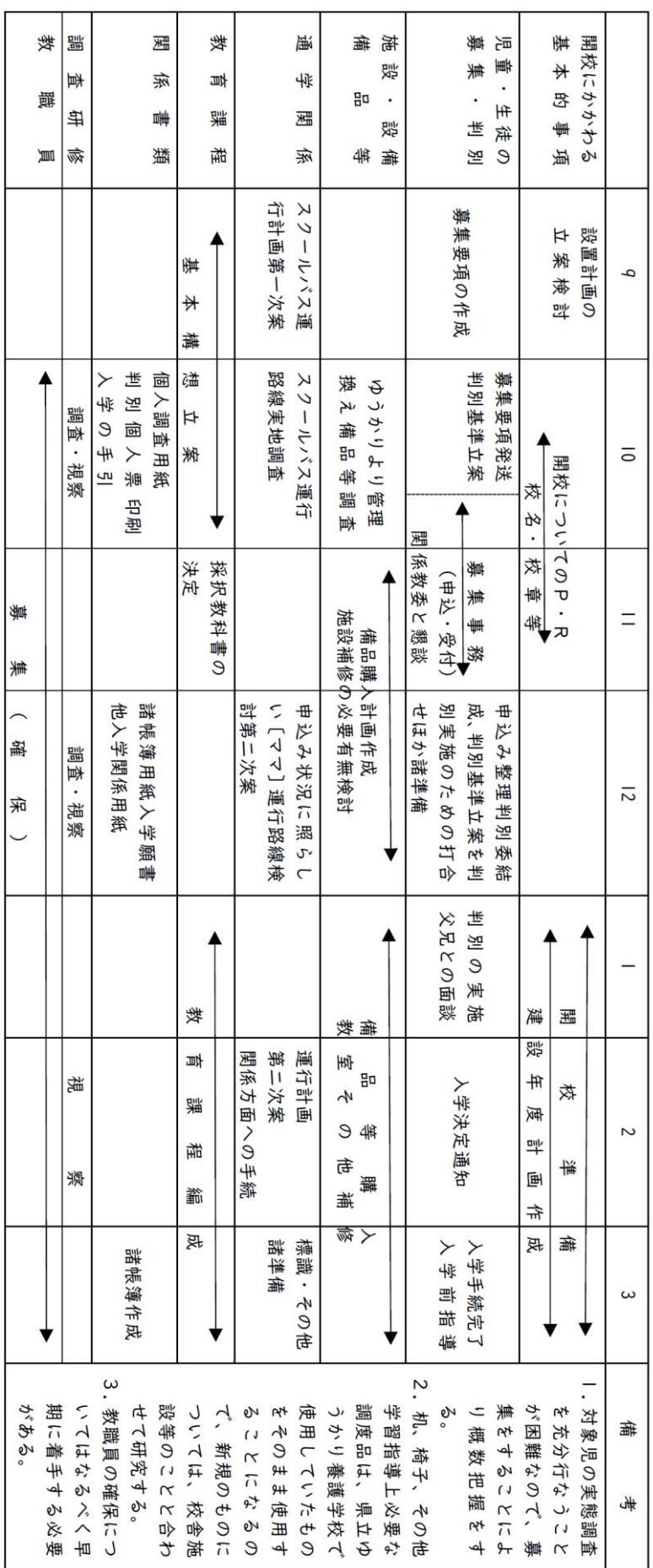
(ウ) 自家用車による送迎も認める。

イ	スクールバス運行計画（予想計画）	学校
A	コース 横浜線沿線	相模大野経由
B	コース 鶴見	綱島経由
C	コース 横浜	戸塚・長後経由
D	コース 学校	学校

(注) 最初乗車した者が学校へ到着するまでの所要時間は60分以内とする。

(10) 医療との関係

単独な養護学校であるため、直接医療機関との関係はないが、心身障害児であるだけに医療を要する機会も比較的多いことが予想されるので、市内の公立病院等と特別な契約のもとに善処できるような措置をとる必要がある。



注 横浜三県立総合教育センターに近畿やれいこ、一九七一年一月川ハ境養護学校開設、同年四月六日始・廿九日まで開校した。附十二年二月廿九日始・廿九日まで開設した。

ハ リーフレット「ちえ遅れの子どものために」

ちえ遅れの子どものために

—新しい学校ができます—

1970.3

神奈川県教育委員会

けて校舎はもちろんのこと、施設・設備も真に子どもの教育を中心に考えた模範的な学校をつくろうと計画したものです。

現在設置されている小・中学校の特殊学級には、知能のおくれた子どものうち比較的かるいものが入っていますが、この学校では次のような子どもが対象になります。

(1)ちえおくれの障害のために、一般の小・中学校の特殊学級に行けないで家庭にいたり施設に入所している子どもの中で、養護学校へ入学した方がよいと思われる子ども。

(2)いま一般の小・中学校の普通学級や特殊学級に通学しているが、養護学校へ入学した方がよいと思われる子ども。

(3)幼児や中学校を卒業したもので、養護学校へ入学した方がよいと思われるもの。

また、この学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部の四部がおかれ、教科についての内容は、一般的の幼稚園、小・中学校、高等学校に準じます。

(三)学校が設置されるところ。

新しい学校は、横浜市瀬谷区瀬谷町に設置されます。
相模鉄道（横浜↑→海老名）の瀬谷駅からバスで15分（神奈川中央交通 原町田行上瀬谷下車）のところにあり、たいへんよい環境にめぐまれたところです。なお、横浜駅から瀬谷駅までは約20分、海老名からは約15分かかります。

〔地図略〕

(四)学校のできる時期。

開校する時期は、次のとおりです。

昭和46年4月 開校、小学部および中学部開設

(小学部および中学部の各教室、管理部門の各室が完成します。)

昭和47年4月 幼稚部および高等部開設、寄宿舎入舍開始

幼稚部および高等部の各教室、作業実習棟、食堂、
体育館、寄宿舎の完成、その他環境も整備します。

(五)学校の規模・施設はどうなつているのか。

この学校は、県下の特殊教育をおしすゝめていくセンターとして建設費ほか総額で約8億6千万円の予算をもって、横浜市の瀬谷町に昭和46年4月の開校をめざしてつくられます。

(二)どんなねらいをもつた学校なのか。
新しくできる学校は独立した養護学校で、ちえおくれの子どもを対象に、ひとりひとりの能力にあつた指導をおこない、健康で明かるい性格をのばし、立派な社会人の育成をめざして教育をしていきます。

こうしたねらいにそつて、神奈川県が現在考へているかぎりの配慮と費用をか

しい中学部と高等部の子どもたちを対象にしています。

(3) 入学後の経費については、就学奨励に関する法律により、家庭の経済状況に応じて、学用品費・交通費・給食費・寄宿舎費について、全額または半額程度国と県で負担します。

(七) 子どもの障害がどの程度なら入学できるのか。

法律に基づいて、だいたい次のような基準で選考し、定員とにらみあわせて入学していただきます。

(1) 精神発育の遅滞が中度（知能指数がおおむね25～50程度）のもの

(2) 精神発育の遅滞が軽度（知能指数がおおむね50～75程度）のもののうち社会的適応性が特に乏しいもの

(3) 精神発育の遅滞以外の障害があるものについては、その障害の程度がごく軽度であるもの

精神発育の遅滞の程度は、専門の医師、児童相談所の心理判定員等が判定いたします。

(八) 入学の手続きについて。

46年度の児童・生徒の募集は次のとおりです。

小学部 各学年2学級 96名

中学部 1・2年各2学級 32名

(注) 1. 幼稚部・高等部は46年度の募集はいたしません。（開設は47年度の予定）

2. 中学部3年生は、46年度に限り募集いたしません。

この学校へ入学しようとするものは、入学希望書と個人調査書を提出してください。

入学希望書等の用紙の交付および受付の日時は、次のとおりです。

1 出願用紙の交付

期日 昭和45年6月1日（月）から同年6月20日（土）まで

場所 市町村教育委員会または各児童相談所

2 出願書類の受付

期日 昭和45年6月15日（月）から同年7月15日（水）まで

場所 市町村教育委員会（学校教育課または特殊教育課）

注一 郵送により出願するときは、封筒に「入学希望」と朱書し、返信用封筒を同封してください。

2 入学希望者に対する面接の日時等は、本人に直接通知します。

新設養護学校についての問合せは

神奈川県教育庁指導部指導課学事第二係

神奈川県横浜市中区日本大通り一

電話 「略」 内線 「略」

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。表紙にある「新しい学校」は、神奈川県立瀬谷養護学校（一九七一年開校）である。

九 リーフレット「手足の不自由なこどものために」

容については一般の小、中学校、高等学校に準ずるとともに肢体の機能の回復、改善をはかる内容もとり入れます。

(口) 次のような子どもが対象になります。

- ① 治療は終ったが、まだその障害のために一般の小、中学校の子どもといつしょに教育を受けるのがむりな子ども。

- ② 現在、小、中学校に通学しているが、やはりそれぞれの障害に応じた教育を受けて、手足のはたらきの訓練をするため養護学校に入学した方がよいと思われる子ども。

(三) 学校が設置されるところはどこか。

新しい学校は、横浜市瀬谷区二ッ橋町468（県立ゆうかり園跡地）に設置されます。

相模鉄道（横浜↑↓海老名）の三ツ境駅から徒歩15分のところにあり、たいへんよい環境に恵まれたところです。

なお、三ツ境駅から横浜駅までは約20分、海老名駅までは約15分かかります。

手足の不自由なこどものために

—新しい県立肢体不自由養護学校ができます—

1970.10

神奈川県教育委員会

手足は不自由であっても、
人間として
りっぱな子どもに育てよう。

(一)はじめに

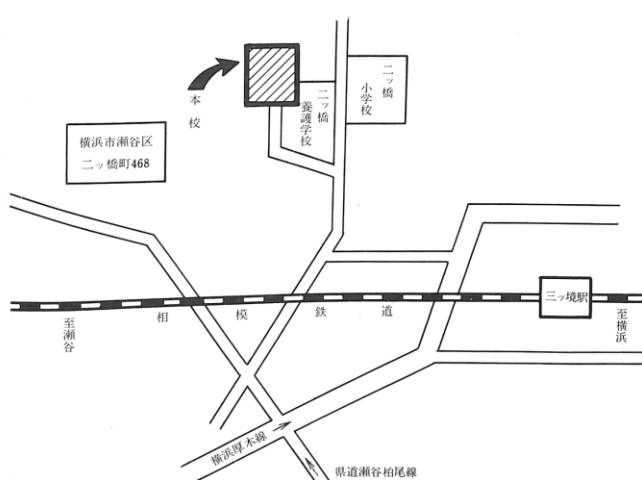
神奈川県では、「光をくまなくあてよう」……という施策のもとに心身障害児のために、きめこまかな行政を進めてきましたが、このたび、手足の不自由な子どもたちのための学校を、県立平塚養護学校に続いて新たに設置することにいたしました。

この学校は、横浜市瀬谷区の県立ゆうかり園跡地に、昭和46年4月から開校されます。

(二)どんなねらいを持った学校なのか。

(イ) この学校は、ひとりひとりの能力にあつた指導を行ない、健康であるい性格や態度をつくりあげて、社会に適応し、自立できる人間に育てようとする手足の不自由な子どものための学校です。

この学校には、小学部、中学部、高等部がおかれ、また知恵おくれの面もあわせ持つ子どものために、小、中学部には特別学級も設ける予定です。教育内



(四)学校のできる時期はいつか。

開校する時期は、次のとおりです。

昭和46年4月 開校 小学部および中学部の開設

昭和47年4月以降 新校舎の建設 高等部の開設

管理部門の各室、各教室、体育館、その他漸次整備していきます。

(五)学校の規模・施設はどのようになるか。

開校当初の昭和46年度は、とりあえず県立ゆうかり園および県立ゆうかり養護学校の旧施設を利用して、小、中学部各学年一学級ずつで授業を進めますが、昭和47年度以降は順次新しい近代的な施設に改築し、小、中学部、高等部各学年2学級ずつの学校になります。

(六)子どもの障害がどの程度なら入学できるのか。

国の法律に基づいて、だいたい次のような基準で選考し、定員とにらみあわせて入学していただきます。

(イ)県内在住の児童生徒であること。

(ロ)整形外科医の診断治療の結果、症状の固定したものであること。

(ハ)手足、からだが異常で、その運動機能に障害があるが、一応治療をほどこす必要がないものであること。

(二)日常生活の基本的動作（洗面・食事・排便など）ができ、通学のできるものであること。

(ホ)知恵おくれ、その他の障害をあわせ持っていても、それが教育のできる程度のものであること。

(七)通学はどうするか。

スクールバスの便をはかります。

スクールバスの運行については、いくつかのコースを設定しますが、始発から学校到着までの所要時間は、60分以内を基準にします。

(八)入学の手続きはどうしたらよいか。

昭和46年度の児童生徒の募集は次のとおりです。

小学部 一年から6年まで 各学年一学級 48名

中学部 一年から3年まで 各学年一学級 24名
計 9学級 72名

この学校に46年度入学しようとするものは、入学希望書と個人調査書を提出してください。

入学希望書等の出願用紙の交付および受付の期日は、次のとおりです。

1. 出願用紙の交付

期日 昭和45年11月2日(月)から同年11月30日(月)まで

場所 市町村教育委員会(学校教育課または指導課)

・各児童相談所(横浜・中央・横須賀・川崎・小田原・相模原)

・小児療育相談センター(横浜市神奈川区西神奈川)

・県教育庁指導部指導課学事第二係(県庁新庁舎11階)

2. 出願の受付

期日 昭和45年11月2日(月)から同年11月30日(月)まで

場所 市町村教育委員会(学校教育課または指導課)

注意1. 郵送により出願するとときは、封筒に「入学希望」と朱書きし、返信用

封筒を同封してください。

注意2. 書類選考のうえ、面接を必要とする者のについては、その日時等を本人に直接通知します。

※この肢体不自由養護学校についての問い合わせは、

神奈川県教育庁指導部指導課学事第二係まで、

神奈川県横浜市中区日本大通り1 電話(045)-201-1111 内線【略】

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。表紙にある「新しい県立肢体不自由養護学校」は、神奈川県立三ツ境養護学校(一九七一年開校)である。

一〇 リーフレット「神奈川県立ゆうかり園（肢体不自由児施設）」

神奈川県立ゆうかり園（肢体不自由児施設）



藤沢市亀井野3119番地
電話 [略]

言語治療

ことばに関する問題を持つた子どもたちにいろいろな体験を通してその子なりに問題を解決していけるようにそばから手助けするのが言語治療です。

看護

病院でもありますから基準に則した看護を行ない同時に児童の自立への手助けの役割を演じております。

生活指導

こどものしつけ、各種レクリエーション、余暇指導など一般社会での生活習慣に近づけるよう保母、指導員があたっています。

心理療法

脳性マヒ児の精神発達にはいろいろな問題点があります。それらの解明と治療のため個別グループ指導など行なっています。

行事

毎月の誕生日会や模擬店、学芸会やクリスマス会等は集団生活ならばこそその楽しみです。

機能訓練

機能訓練は身体運動の基本を教え、日常生活に必要な諸動作を習得することが目的です。これには理学療法と作業療法の二つの部門があります。

学校教育

こどものリハビリテーションに欠くことのできない教育を幼稚園から中学部まで行なっています。

入園するには

このようなことの解決のために肢体不自由児（脳性マヒ児）対策の一環として県立ゆうかり園が設立され、県立ゆうかり養護学校が併設されており、地域の通園訓練施設、養護学校などと連絡を保ちながら脳性マヒセンターとしての役割を果たすよう努力しているわけです。

医療

新らしい設備と技術を積極的に導入し整形外科、小児科、神経科などの各医学分野から脳性マヒに取り組んでいます。

- ゆうかり園に入りたい方は、まづ所管の児童相談所に行ってご相談下さい。ゆうかり園と共に、医学的、心理的、社会学的、教育学的諸検査や評価を行なつてから決定いたします。
- ただし、次の方は入園できません。
 - ① 18歳以上のひと
 - ② 訓練効果の期待できないひと
 - ③ 重い知能障害や精神障害などのため集団生活ができないひと

④ 伝染性疾患のあるひと

○費用

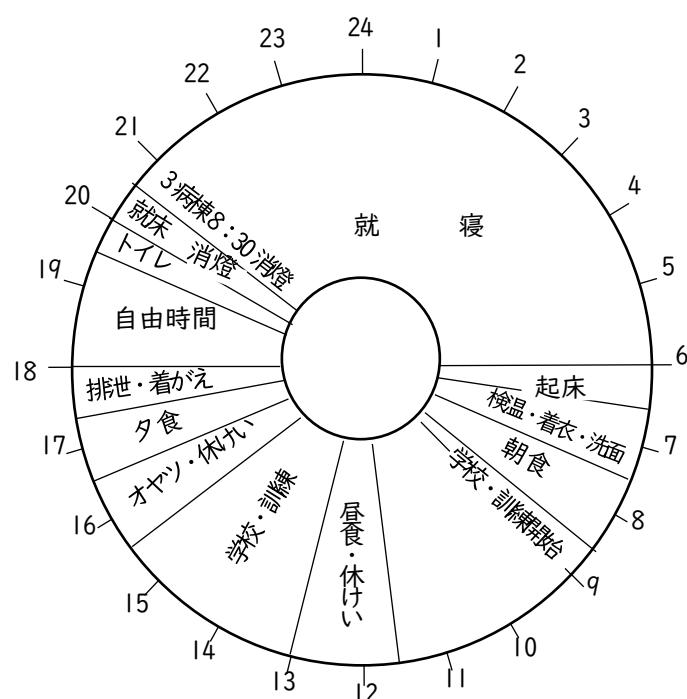
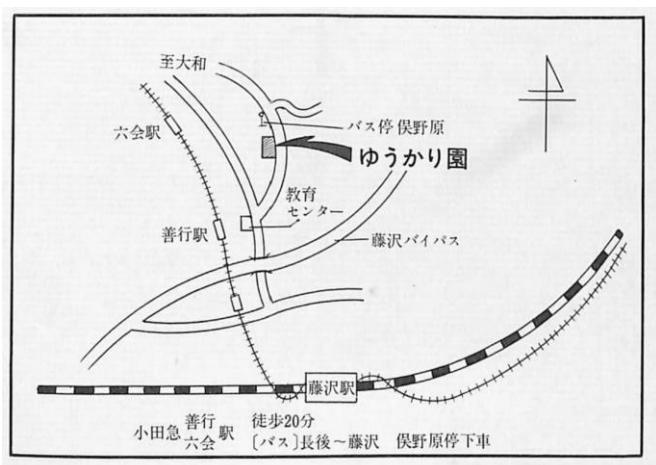
入園中の費用は、半額は健康保険によりますが、残りは家族の収入に応じて一部免除又は全額免除等となります。

収容児の定員	150名
職員の構成	
園長	1名
副園長	1名
医師	1名
看護婦（保母）	1名
各種訓練士	7名
指導員	1名
臨床心理士	1名
事務職員	1名
その他	1名
計	141名

25名 10名 2名 5名 3名 19名 68名 7名 1名

県立ゆうかり園	校長
教頭	1名
教員	1名
業務員	1名
事務職員	1名
計	31名

1名 3名 25名 1名 1名



名称	所在地	所管区域
神奈川県中央児童相談所	藤沢市片瀬町77	平塚市、鎌倉市
横須賀児童相談所	横須賀市根岸町4-119-3	藤沢市、茅ヶ崎市
川崎児童相談所	川崎市中島町2-615	横須賀市、逗子市
小田原児童相談所	小田原市南町2-4-47	三浦市、葉山市〔町〕
相模原児童相談所	相模原市上鶴間3963	川崎市
厚木児童相談所	厚木市水引2-3-1	厚木市、中郡
横浜市児童相談所	横浜市保土ヶ谷区川辺町53	足柄上、足柄下郡
		相模原〔市〕、大和市
		津久井郡
		厚木市、秦野市
		伊勢原、高座郡
		愛甲郡
		横浜市

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の簿冊「学校要覧綴昭和63年度～平成5年度 神奈川県立ゆうかり養護学校」に収録された。職員数から一九七一年度の刊行と推測される。写真が多數掲載されているが、表紙を除きいずれも省略した。同園は一九五八年八月横浜市戸塚区（現瀬谷区）に開園、同年一〇月に県立ゆうかり養護学校を併設した。七十一年に藤沢市に移転し、九四年三月に閉園・閉校した。

『神奈川県の特殊教育（資料編）』（抄）

一 本県の特殊教育施設

- 特殊教育の振興
 - 振興策の策定
 - 県立瀬谷養護学校の開校（精薄児童生徒の教育を行なう。）
 - 県立三ツ境養護学校の開校（肢体不自由児童生徒の教育を行なう。）
 - 県立ゆうかり養護学校幼稚部の開設（県立ゆうかり園在園の幼児教育を行なう。）
 - 県立川崎養護学校の設置促進
 - 関係機関との連携
 - 神奈川県心身障害児教育研究協議会への参加（県関係部局との連携をはかり施策を推進する。）
 - 特殊教育係の新設
- 行政機関の整備

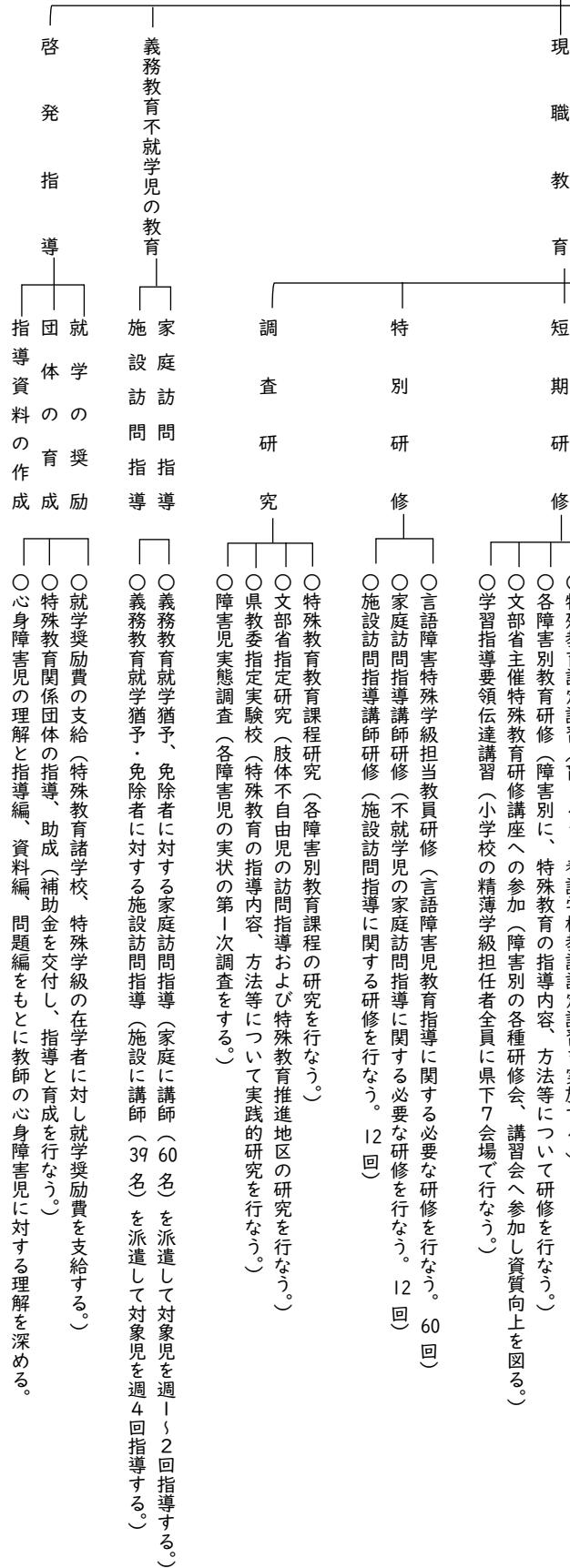
- 障害別特殊学級の設置奨励（県下市町村に対し設備補助を行ない設置を奨励する。）
 - 就学・判別指導（就学・判別指導研修（県下市町村担当者および公立小・中学校教員に障害児の就学・判別について研修を行なう。）
 - 校長、教頭研修（特殊学級設置校長の研修を行なうとともに県下全小中の教頭（副校长）研修を行なう。）
 - 新担任研修（特殊学級新担任者に対し、必要な研修を行なう。12日間）
 - 特殊教育認定講習（盲、ろう、養護学校教諭認定講習を実施する。）
 - 各障害別教育研修（障害別に、特殊教育の指導内容、方法等について研修を行なう。）
 - 文部省主催特殊教育研修講座への参加（障害別の各種研修会、講習会へ参加し資質向上を図る。）
 - 学習指導要領伝達講習（小学校の精薄学級担任者全員に県下7会場で行なう。）
 - 施設訪問指導講師研修（施設訪問指導に関する研修を行なう。12回）

- 語障害特殊学級担当教員研修（言語障害児教育指導に関する必要な研修を行なう。60回）
- 家庭訪問指導講師研修（不就学児の家庭訪問指導に関する必要な研修を行なう。12回）
- 施設訪問指導講師研修（施設訪問指導に関する研修を行なう。12回）

- 就学・判別指導（就学・判別指導研修（県下市町村担当者および公立小・中学校教員に障害児の就学・判別について研修を行なう。））
- 校長、教頭研修（特殊学級設置校長の研修を行なうとともに県下全小中の教頭（副校长）研修を行なう。）
- 新担任研修（特殊学級新担任者に対し、必要な研修を行なう。12日間）
- 特殊教育認定講習（盲、ろう、養護学校教諭認定講習を実施する。）
- 各障害別教育研修（障害別に、特殊教育の指導内容、方法等について研修を行なう。）
- 文部省主催特殊教育研修講座への参加（障害別の各種研修会、講習会へ参加し資質向上を図る。）
- 学習指導要領伝達講習（小学校の精薄学級担任者全員に県下7会場で行なう。）
- 施設訪問指導講師研修（施設訪問指導に関する研修を行なう。12回）

- 語障害特殊学級担当教員研修（言語障害児教育指導に関する必要な研修を行なう。60回）
- 家庭訪問指導講師研修（不就学児の家庭訪問指導に関する必要な研修を行なう。12回）
- 施設訪問指導講師研修（施設訪問指導に関する研修を行なう。12回）

特殊教育施策



2. 義務教育段階の心身障害児童生徒数

(I) 本県の児童・生徒数内訳

(S.46.5.1)

区分	国立	公立	私立	特殊教育諸学校	就学猶予免除	計
小学校	1,398	473,237	9,198	707	463	485,003
中学校	994	175,809	14,218	428	231	191,680
計	2,392	649,046	23,416	1,135	694	676,683

(2) 本県の義務教育課程の「就学率・出校率・就学定数・就学率等の比率」(S.46.5.1)

障害種別 障害別総計	措置			区分			訪問教育			備考 全国平均 就学率 S.45						
	特殊学級(通級)			特殊学級			特殊教育諸学校									
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学部	中学部	計							
視覚障害	出現率(%)	0.08		推定数(人)	541		238	94	332	150	59	209	42.8 (%)			
	就学者数(人)	150					14	14	84	52	136					
	就学率(%)	27.72					5.88		*0.04	56.00	88.14	65.07				
聴覚障害	出現率	0.11		推定数			0.055		0.055				70.0			
	就学者数	379					267	105	372	267	105	372				
	就学率	50.04					72	72	194	113	307					
精神薄弱	出現率	2.07		推定数	744		26.96		19.35	72.65	*0.0761	82.53				
	就学者数	3,084					8,586	3,377	11,963	946	373	1,319	548	217	765	
	就学率	22.02					1,559	1,94	2,753	148	183	331			(601)	
肢体不自由	出現率	0.18		推定数			18.16	35.36	*23.09	15.64	49.06	25.09				
	就学者数	295					0.036		0.119				0.025			
	就学率	24.22					174	69	243	578	228	806	121	48	169	
病・虚弱	出現率	0.49		推定数	0.280		0.130		0.130		0.057			56.7		
	就学者数	1,316	1,358	536	1,894		631	249	880	277	109	386	112	44	156	
	就学率	3.98					32		32	84	16	100			(29)	
言語障害	出現率	0.33		推定数	0.200		0.070		0.070						4.9	
	就学者数	132					5.07		3.64	30.32	14.68	*25.90				
	就学率														- 925 -	
情緒障害	出現率	0.43		推定数	2,233	1,261	498	1,759	340	134	474				0.8	
	就学者数	348					278	64	6	70					(16)	
	就学率	1.558					15.80	18.82	4.48	14.77						
計	出現率			推定数			0.308		0.060		0.022					
	就学者数			就学者数	19		1,687	667	2,354	291	115	406	107	43	150	
	就学率			就学率	0.65					4	15	19				
計	出現率			出現率	3,69		0.888		2.162		0.479				0.161	
	就学者数			就学者数	2,910	1,261	498	1,759	340	134	474					
	就学率			就学率	19		1,687	667	2,354	291	115	406	107	43	150	
計	出現率			出現率	0.65					4	15	19				
	就学者数			就学者数	4,407		278		278	1,775	1,219	2,994	707	428	1,135	30.8
	就学率			就学率	17.64		*6.45		*4.20	16.86	29.42	*20.46	*31.84	48.97	36.68	

[*印を付した箇所は計算が合わない]

- (注) (1) 聴覚障害および言語障害の就学者数は、通級児童生徒数を含む。
 (2) 訪問教育欄の()は、訪問講師によるものである。
 (3) 表中の就学者数および就学率は、各障害に即応したところの適正就学者(率)である。

(4) 出現率は、昭和42年の文部省調査結果による。
 (5) 昭和46年度の学齢児童生徒数を(小、485,003人 中、191,680人)
 676,683人とした。

(3) 全国義務教育段階の心身障害児童生徒推定数、在学者数および在学率 (45年5月1日現在)

区分			心身障害児童生徒推定数		在学者名〔数〕		在学率
			出現率	人 数			
視覚障害者	視力	0.04未満 0.04以上0.1未満 0.1以上0.3未満 計	0.015% 0.016 0.049 0.08	2,140人 2,282 6,991 11,413	人 4,884	人 盲学校 4,657 特殊学級 227	% 42.3
聴覚障害者	聴力損失値	91dB以上 71~90dB 51~70dB 51~70dB(耳科所見あり) 31~50dB 計	0.039 0.031 0.018 0.022 0.11	5,564 4,423 2,568 3,138 15,693	10,980	聾学校 10,094 特殊学級 886	70.0
精神薄弱者		最重度(IQ19以下) 重度(IQ20~39) 中度(IQ40~49) 軽度(IQ50~75) 境界線(IQ76~85) 計	0.113 0.195 1.762 2.07	16,122 27,822 251,402 295,346	123,017	養護学校 7,398 特殊学校〔級〕 115,619	41.7
肢 体 不 自 由 者			0.18	25,682	14,481	養護学校 12,232 特殊学級 2,249	56.4
病 弱 者			0.49	69,913	5,909	養護学校 2,348 特殊学級 3,561	8.5
小 計			2.93	418,047	159,271	特殊教育諸学校 36,729 特殊学級 122,542	38.1
言 語 障 害 者			0.33	47,084	2,304	特殊学級 2,304	4.9
情 緒 障 害 者			0.43	61,352	487	特殊学級 487	0.8
合 計			3.69	526,483	162,062	特殊教育諸学校 36,729 特殊学級 125,333	30.8

- (注) 1. 「心身障害児童生徒推定数」の「出現率」は、昭和42年度「児童生徒の心身障害に関する調査」、「学校保健統計調査」および「学校基本調査」による。
 2. 聴覚障害者の欄中「耳科所見あり」とは外耳奇形または鼓膜穿孔のあるものをいう。
 3. 精神薄弱者の欄中・程度別に付しているIQ値は、「児童生徒の心身障害に関する調査」を実施した際に参考にしたものである。なお、「境界線(IQ76~85)」は、学力・社会生活能力等が劣るため通常の学習指導が著しく困難なものをいう。
 4. 対象児童生徒推定数は昭和45年5月1日現在の義務教育諸学校在学者14,247,051人と昭和44年度の就学義務猶予免除者20,941人の合計数に出現率を乗じた数である。

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。神奈川県教育庁指導部編、1971年9月。省略したのは「3. 本県の特殊教育対象児童生徒の判別基準値と教育措置」「4. 特殊教育諸学校の現況」「5. 特殊学級の現況」「6. 訪問指導の現況」「7. 学齢児童生徒不就学状況および長期欠席状況」「8. 本県昭和50年度における義務教育段階の心身障害児童生徒推定数」「9. 施設の紹介」。

第五節 病弱教育・訪問教育

一、横浜市二ツ橋学園

(一) 横浜市二ツ橋学園条例

市会の議決を経て横浜市二ツ橋学園条例を左のように定める。

昭和二十三年十二月十五日

横浜市長 石河京市

横浜市条例第九十六号

横浜市二ツ橋学園条例

第一条 本市学校児童中結核初期感染者の発病防止の施設として横浜市二ツ橋学園（以下学園といふ。）を設置する。

第二条 学園の位置を次のように定める。

横浜市戸塚区二ツ橋町四七〇番地

第三条 学園に児童を入園させようとするときは、その保護者は市長の許可を受けるなければならない。

前項市長の許可は市の行う児童検診の結果に基いて行うものとする。

第四条 市長は伝染病疾患その他に因り集団生活をするに支障があると認めるものに付ては入園させないことができる。

第五条 学園に入園した者は左の入園料を納付しなければならない。

入園料 一日 三十五円

第六条 市長は特別の事情があると認めるときは入園料を減免することができる。

第七条 この条例施行に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三、収容する児童

(一) 横浜市学童保養所「横浜市二ツ橋学園」概要

横浜市学童保養所「横浜市二ツ橋学園」概要

所在 横浜市戸塚区二ツ橋町四七〇番地

一、学園の位置

横浜市の西北端に近い郊外のゆるやかに起伏する丘陵に囲まれて、松林を背に相模鉄道厚木線に沿う田園の中に本学園は位置を占めています。都塵をよそに西方遙か大山、丹沢の連峰から富士箱根の山容を望見し、清澄の気に満ちた健康地であります。

横浜駅から厚木線で約四十分「三つ境」駅で下車し、徒歩で約十分かかります。

二、設立の趣旨

わが国で最も厄介な病気は結核であります。これを撲滅することができたらどんなに幸福でせう。結核撲滅の鍵は予防にあります。わが国が世界第一の結核国である汚名を拭い去るためにも、これが予防対策は積極的に進められなければなりません。まして感染の危険の多い学童をこの病気から護ることは最も急務であります。

横浜市では数年来市内の学童全員に対して集団検診を行つて、各保健所を中心に対防指導をして来たのでありますが、最も重大であるべき初感染児童に対する適切な指導は、何分にも多人数のことであり、本人も親も全然気のつかない症状であるだけに、その徹底的な指導監督に当ることが殆んど不可能でありました。初感染の時期は、一生の大切な岐れ目とも言える時期で、この時に充分な要「用」心と適当な養護を加えれば、病氣にもならず、その上体内に「免疫」さえもできるのですから、この時期の学童の養護は急務中の急務であります。

「二ツ橋学園」はそうした児童を結核から護るための施設で、徹底的な発病防止を図りつゝ義務教育も履修させる児童のための楽園であります。

ここに収容される児童は、横浜市の学童集団検診の結果、ツベルクリン反応陽性転化者の中、特に「要注意」「要休養」を指定された者であります。しかし収容能力に限りがありますので、医学的見地と教育的見地から、小学校五六年児童のみを収容いたします。
収容定員は百名、期間は半年であります。児童の健康程度や家庭の

希望によつては二期（一年）にわたる在園もできます。

〔後略〕

注 (一) (二) とも『横浜市小児アレルギーセンター・横浜市立二つ橋養護学校小誌』(横浜市小児アレルギーセンター発行、一九八二年)に収録されている。(一)の第一条は一九五三年に「本市学校児童中の結核患者を収容して、適正な診療並びに保護を行う施設として「以下同文」と改正された。(二)は謄写版印刷によるリーフレットを写真画像で収録したものである。

横浜市二つ橋学園は、一九四七年「戸塚小児保養所設立要領」(第一部第三章第一節一五)をもとに開設された。瀬谷小学校の分校を置き、教員を派遣して学校教育が行われた。六六年に分校が市立二つ橋養護学校に、保養所がハ一年に横浜市小児アレルギーセンターに改組された。

(三) ニッ橋学園入園児童の事務取扱

入園児童の事務取扱について

- 一、本学園は市立瀬谷小学校の分校になつて居りますが児童の学籍は移動しないことになりますから転校手続はとりません。
但し『指導要録』の写しだけは送つていただきますがつて学籍は原校にあることになりますから出席は同級生に準じて取扱つていただきます。
- 二、通信票は何分短期の収容期間でもあり授業時数も輕減されますので一応学園からの報告を参考にして原校で発行していただくことになつて居ります。
- 三、入園申込書は市教育委員会事務局健康教育課へ其の他はすべて直接学園にごれんらく下さい。

電話は(瀬谷)四十八番甲です。

尚時には入園児童の慰問かたがた校長先生や受持先生がおいで下されば児童も大変よろこびますし連絡も緊密にゆくと思いますので右申そえます。

小学校長殿
該当児童担任教諭殿

注 社会福祉法人白十字会林間学校所蔵の冊子『学園日記』横浜市ニッ橋学園に収録されている。この文書とともに「入学案内」「入園申込書」「身元引き受書」及び未記入の「児童調査書」「学園日誌」が保管されている。

二 小田原市健康学園

(一) 小田原市健康学園概況

小田原市健康学園概況

一、設置目的

小田原市は終戦後の生活環境の悪化に伴い、小児結核患者が激増したので、これを国立療養所に委託入院せしめると同時に、学童の虚弱なる者を、毎年夏休みを利用して夏期学園を開設し、三週間収容して健康管理を行ない相当の効果をあげた。その後学校教育法の施行により、一小学校に養護學級を編成して、全市内の虚弱学童をここに集めた。しかし虚弱のための長欠児童が相当数散在する実状を認めたので、恒久的収容施設の必要を痛感し、昭和二十九年十二月に児童福祉法にもとづく虚弱児施設として、小田原市健康学園を開設したのである。

二、規模並びに諸設備

敷地としては、市の西方丘陵地中腹で南面の傾斜地、眼下に小田原城址を越えて、相模湾の青海原を見下す保養に最適の土地を選んだ。

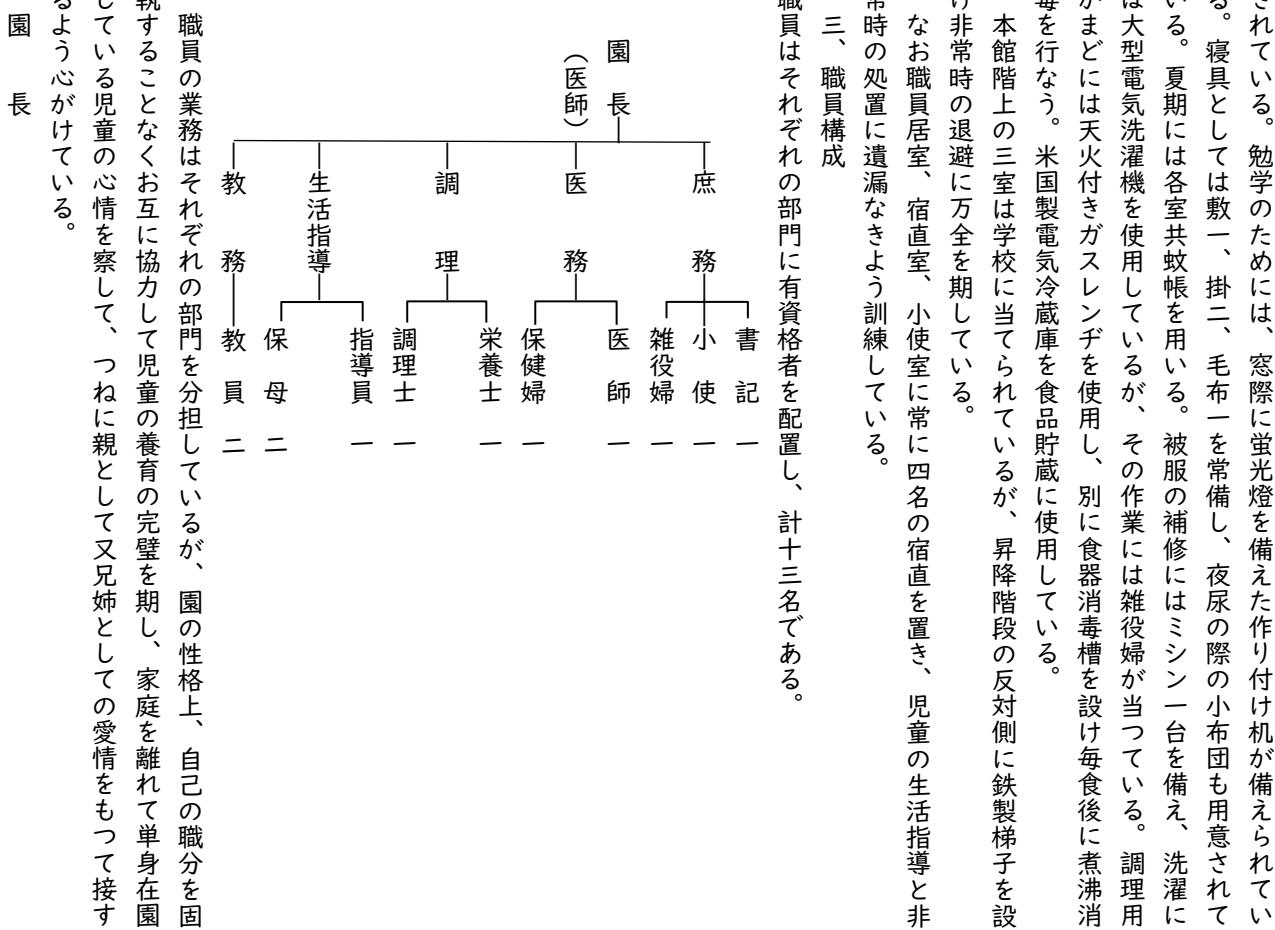
敷地	六一二坪、
建物	木造一部二階建、延一六五・五坪、
本館階下	事務室、医務室（身体検査用具、一般治療設備、薬品、衛生材料、電気冷蔵庫を備う）、觀察室、病室（四床）、X線室（一〇〇ミリ装置一基）、宿直室、調理室、浴室並びに洗濯場（大型電気洗濯機一）
階上	（市立小学校の分校）教室二、図書室兼音楽室、教具教材一式、参考図書（三七〇冊）、ピアノ、オルガン、テレビ、電蓄、軽楽器、幻燈機を備う。

児童居室（十畳五）職員居室

園庭（約二〇〇坪）は1/4を芝生、他の1/4を花壇とし、禽舎一、鷄舎一は児童の飼育用とする。

遊戯具としては、ブランコ、箱ブランコ、ベビーゴルフ、バドミントン、ピンポン台、ドッジボール等を備えている。室内遊戯用には碁、将棋、闘球盤、コリント、スマートボール、カロム、トランプ、ピアス、おはじき等児童に適したものを作り、時々集団遊びの具に供する。

児童の居室は亞鉛漆き、木造平屋建で、南北に開放され、通風よく、明るく設計



職員の業務はそれぞれの部門を分担しているが、園の性格上、自己の職分を固執することなくお互に協力して児童の養育の完璧を期し、家庭を離れて単身在園している児童の心情を察して、つねに親として又兄姉としての愛情をもつて接するよう心がけている。

園長

一、園の運営管理について全責任を負う

一、所属職員の職務を規定し、これを指導監督する

一、入所中の児童で親権者又は後見人のない者にたいし親権行使し、また入所中の児童について監護、教育及び懲戒に関する児童の福祉のため必要な措置を取ることができる

一、県庁、児童相談所その他の福祉機関、官公署あるいは学校、民間の社会事業団体に連絡をはかり必要に応じ意見を具申する

一、園児の健康管理に全責任を負い、疾病予防に万全を期するはもち論であるが、万一児童がり患した場合は、施設内において適切な医療を施すか、あるいは施設外の医療機関に委託して全治するまで責任をとる

一、措置機関によつて措置された児童の委託を受けたときは、その児童の家庭の状況と健康状態をよく調査観察した上入所を決定する。児童が入所したときは担当の児童相談所ならびに児童の居住地又は本籍地の市町村長に通知しなければならない。退所のときも又同じ

児童指導員

一、施設の年間計画に件〔基〕き児童の生活指導について年間、月間又は日々の具体的な実施計画を立案する

一、個々の児童につき年齢、性別、精神的肉体的状況を考慮して、児童の育成指導をなす。このため必要に応じ児童と起居を共にし、児童の生活状態をよく観察しなければならない。

一、生活指導は保健指導と協調して学科の復習、レクリエーション、工作、絵画、音楽、運動、自然研究等を適当に配分して行なうものとする

一、児童の性質、健康状態、家庭の状況等を熟知し、必要に応じ保護者又は児童相談所に連絡をとる

一、施設内外の整備、危害防止、非常災害時の処置等を任務とする

保母

一、児童と起居を共にして、日常生活の一つ一つについて集団的、個人的に指導する

一、児童指導員の作成した計画にもどすき保育面を中心とした指導の実際案を作り、衣食住と余暇についての生活指導をする

一、児童指導員に協力して学習指導や社会的訓練を行ない、看護婦を助けて保健衛生の指導をなす

一、保育上のすべての事項を日誌に記録する

看護婦（又は保健婦）

一、所属の医師の指導の下に衛生管理を行なう

一、衛生管理とは環境衛生、職員並びに児童の健康管理、疾病的予防、病児の看護等を総称する

一、児童指導員、保母と共に連携して、生活指導と協調した保健指導を行なう

一、施設全般の衛生日誌を作製し、また児童個々の健康状態を記録する

一、児童と起居を共にし、保母と協力して保健面を重点とした生活指導をなす

栄養士

一、週間ごとに献立表を作製し、実施前に園長に提示する

一、献立表の作製に当つては虚弱児の本質に鑑み量、質、熱量共に平均基準を上廻るよう努める（実際には小児結核患者と同等の栄養量を与えている）

一、調理は炊事従業員を指導し栄養上、衛生上遺漏なきことを期する

一、児童の食生活に留意し児童指導員、保母、看護婦と協力して食生活を指導する

書記

一、衣食住全体を調達して、その経理を明らかにし、物品の保管・理、施設の記録及び関係機関への報告、通報等の実務に従う

一、職員名簿、日誌、財産簿を作成整備する

一、児童台帳を整備し、家庭状況、既往症、性格等の記録及び入園後の経過を明確にしておく

一、園長の命によるの外自ら積極的に事務経理を実行し、他の職員に協力して児童の生活の福祉をはかる

使丁

一、施設内の清掃、修理、保全、整頓その他特に担当者のない雑務に服する

一、仕事の内容によつて児童の生活指導に関与する場合がある

児童の養護に当つては肉親の愛情をもつて接し、業務に対してはつねに奉仕の念をもつて從事することは、全職員に共通の事柄であるが、家庭的ふん囲気をかも

し、家族的生活を営ましめるためには、なるべく多くの職員が児童と居住を共にするのが望ましい。本学園では保母、看護婦、使丁雜役婦の五名を施設内に居住せしめ、その他の職員が交代制で宿直に当つてはいる。

四、対象児童

本学園は収容定員三十名の施設で、一般虚弱児を対象とするには規模が小さいので、結核に關係のある虚弱児で小学校に在籍する者と言うことに制限している。即ち

- 1、「ツ」反応陽転一年以内の者
 - 2、家庭に結核患者があつて濃厚感染の怖れのある者
 - 3、すでに結核にかかり医療機関の治療を受け、治癒と診断されたがなお管理を必要とする者
 - 4、その他虚弱児であつて園長が入園を認めた者
- であつて、児童相談所において児童福祉法の適用を要すると認められた者であるが、

- 1、現在病気にかかつている者
- 2、伝染のおそれのある者
- 3、集団生活に適しない者

は入園できない。

家庭状況 現在までに収容した児童数は八十八名で、その家庭状況は大多数が養護性の欠けた者である。両親があつても片親が長期の病が「ママ」や入院中のために養育の手が十分でないとか又片親だけで生活のために労働に出ていて、子供の面倒が見られないとか言うケースが多い。即ち児童の虚弱性と養護性の欠陥とが深い関係にあるように思われる。

親や同胞に結核性疾患のある者が半数以上に及んでいるが、これは当学園の対象児を結核に關係ある者と限定してはいるので当然と言わなければならない。

家庭の経済状態を見ると必ずしも貧困であるとは言えない。かえつて経済力のある者の方が多く富裕な家庭と認められるものが一—五ある。富裕で環境のよい家庭の児童で虚弱なのは、子供の我がままに任せて育てられ過ひ護の結果と見られる面がある。

乳幼児期から虚弱だつた者が多く、人工栄養児は約一—七である。

五、養護の目標

委託を受けた児童は、先ず児童相談所の送致書により、家族歴、成育歴、病歴、心理學的検査の成績等を一応知ることができる。そこで一定の観察期間を設けて、身体検査及び諸種検査を行なつて健康状態を、生活の態度を通して性格を、簡単なテストによつて学力の程度を調査する。その結果、当学園がその児童にとつて、適切な施設であると認めた場合に始めて入園を決定する。

児童を収容したならば直ちに健康度を決定する。そしてその健康度に適した生活の指導が行なわれる。健康度が向上すればそれに伴つて、生活条件も進展する。施設での生活は、家庭的ふん囲気のうちに、虚弱児に共通な性格の偏向性のきよお「ママ」正に努めなければならない。しかし学園生活の重点は何と言つても健康管理である。生活改善や学力の進度等の問題は、つねに健康を基礎として考えなければならない。しからば虚弱児の健康の基礎は何かと言つて、食生活にありと言つても過言ではあるまい。従つて衛生的で栄養豊富な給食が非常に大切である。學習の指導は、虚弱性のために学力の遅延するのは当然であつて、これを急に補強しようとするのは無暴の企てと言うべきで、つねに健康の増進と隨行して、逐次普通学力に追い付くように指導されなければならない。

六、健康度と安静度

健康度と同時に安静度を定めることは、虚弱児の養護には重要な条件であつて、収容施設でないと実行困難な問題である。

当学園では次のように定めてある。

健 康 度	安 静 度
Ⓐ 健康が回復して退園の準備期にある者	競走、角力、投げき等過激な運動のみ禁ず
Ⓑ AとCの中間にあらる者	職員の監視下に定量の跳躍、ブランコ、なわ飛とび「ママ」、許す競走、角力、跳び、ブランコ、ボール投げ等を禁ず、學習は午前中だけ、午後は休養
Ⓒ 血沈の高い者、肺門淋巴腺腫脹結核治療ゆ後間もない者	体温脈はくの不安定な者
休養	筋骨薄弱で疲労し易い者

その他施設外生活（例えは社会見学、遠足）等の場合はその都度参加不参加を決定する。入浴回数はⒸを標準に定めてある。

一〇、学習指導

学習指導の目標は、あくまでも重点を健康の回復におき、健康度と並行して教科を進めて行く。そのために教諭は、生活指導員保健婦等と連絡を密にして、つねに児童の健康状態を把握して、いたずらに科目や進度にこだわらない。特に社会性の貧困に陥らないように、園の職員の協力を求め園外指導の機会をできるだけ多く持つよう努める。

学校と学園とは表裏一体であつて、それぞれのすべての行事をよく調整し、あらゆる機会をとらえて教育の場とするように心がけている。

複々式授業であるので、自学自習の態度を身につけさせ、学年差と個人差に適応した教育が円滑に指導できるよう努めている。

体育の実技を指導することが出来ないのは最も悩みとするところであるが、将来健康を回復した場合の支障を考慮して、理論的面は一応取り扱い、運動会やテレビ、幻灯、ラジオ等において観賞の機会を与え、体育に対する理解を深めさせる。体育実技に相当する時間は園芸、動物飼育、図工科等の面に振り替えて生産教育的扱いをしている。

入園時の学力は多くは一年以上おくれている。虚弱性と家庭環境の悪いために、長期欠席者が多いからである。はなはだしいのは病院生活のために、三年生であるべき年齢にありながら学校生活の経験皆無と言う氣の毒な児童もいる。概して学年相当の者はまれである。

入園後二ヶ月位は、学校に来てもほとんど学習意欲が乏しく、注意力も散漫になり勝ちである。三ヶ月目頃から学園生活にも慣れて、学習にも興味を持ち始め、だんだんと追いついて来る。健康が回復すると急激に学力の進展を認められるようになり、平均一年四ヶ月で大体学年相当の学力に到達している。

退園後編入校へその後の状況を照会しているが、その回答によると大多数が級の中位以上の成績であり、中には学級委員を勤務めている優秀児もあり、其の文集に優良作品として発表され紙上に君臨している者もある。

一面には入園児知能指数が著しく低く、精薄学級該当者と見受けられる者も数名いるが、これらの児童はいかに努力しても、学力の進展は困難で、普通児にな

らんで学年相当な学力をかん養せしむることは望むべくもないでの特殊教育を施している。本園は精薄児施設ではないが、職員の愛情と個性に適応した教育によって、健康を回復しつつ相当な教育効果をあげている。

注　社会福祉法人白十字会林間学校所蔵の冊子『小田原市健康学園における虚弱児童の養護』附 当学園五ヵ年間の業績』(小田原健康学園発行、一九五九年)の「一」から「六」までと「一〇」を収録した。同学園の園長は津田修二(医師)である。資料中に「一小学校に養護学級」とあるのは、五一年設置の市立新玉小学校の養護学級で、本学園の開設に伴い廃止されている。「市立小学校の分校」とあるのは、小田原市立芦子小学校谷津分校(虚弱児学級)である。

(二) 「小田原市健康学園の業績」

あ　い　さ　つ

(小田原市健康学園の閉園に当つて)

市長 中井 一郎

小田原市が戦後の結核対策の一環として、結核児童を対象とした虚弱児施設小田原市健康学園を昭和二十九年十二月に開設してから、十六年余を経過したのであります。その後の社会環境の改善と公衆衛生のめざましい発展とによって、小児結核は激減し、従来当市から医療機関へ委託していた患者は、ここ数年来皆無という喜ばしい状態となりました。一般虚弱児については、生活環境の複雑化や公害等の影響で、なお問題はありますが、当市としては他に重要な社会福祉問題を抱えており、健康学園設置の当初の目的はりっぱに果し得ましたので、新にこの施設を市内多数の肢体不自由児の訓練やいろいろの社会福祉事業に活用するため閉園することに決定した次第であります。

学園が開設以来収容しました児童数は188名で、その中には既に高等学校・大学を卒業して社会に活躍している者もあれば、結婚して幸福な家庭を築いている者もあり、あるいはなお家庭や他の施設へ移つて健康な生活を送っている者もあります。16年間に180名という数字は、およそ毎月一人づつ退園したことになります。しかも在籍平均2カ年という短期間に虚弱児が健康を回復し、施設内の学校で特殊教育によって相当に学力を向上発展して、普通学校に復帰しております。

その実態は、この業績報告をご一読下されば判ることがですが、かかるりっぱな成

績をあげ得たのは、津田園長はじめ職員のたゆまざる努力の成果であることは申すまでもありませんが、地域社会のご理解と数多くの個人や団体のご協力の賜であります。これらの方々に対しましては、私から深く感謝申し上げる次第でございます。

閉園に当りまして、いささか所感をのべてごあいさつといたします。

小田原市健康学園の業績

緒 言

小田原市は、第二次世界大戦後の不衛生的環境のために激増した小児結核の対策として、昭和二十九年十二月に虚弱児施設健康学園を設置したが、その後結核に関連した虚弱児は次第に減少して来て、従来相当数の結核児童を依託していた国立療養所にもここ五、六年来依託児が皆無となつたので、所期の目的を達したという理由で、昭和四十六年三月末をもって閉鎖することになった。しかし、これは小田原市が結核児童を対象とした処置であつて、児童福祉法に基く虚弱児施設としての目的を達したことではない。地域社会の結核児童の数は確かに減少しているようであるが、その他のいわゆる一般虚弱児の数は却つて増加の傾向にある。従つて児童福祉の面から観ると、虚弱児の問題は国や地方公共団体が更に積極的に推進すべきであると考える。それには厚生省が虚弱児施設の性格を明確にして、養護施設とは別にはつきりと位置づけをする時期が到来したのではあるまいか。

小田原市健康学園が閉園に当つてまとめた十七年間の業績が、虚弱児施設の実態としていささかでも参考資料になれば幸甚の至りである。

当学園が十七年間に収容した児童は188名で、内8名は虚弱性が回復しないまま他の施設へ措置変更されたので、退園者は180名である。従つて年間平均凡そ11名が健康を回復して退園したことになる。これらの児童をつぶさに検討してみると、開設当初から今日までの間に虚弱児の姿にかなりの移り変りが見られる。先ず第一に結核に関係のある虚弱児が激減したことである。これは当学園設置の目的が結核対策のためであるから当然ともいえるが、しかし在園児童の数がそれだけ減少しているわけではないので、一般虚弱児が増加したことになる。

第二に児童の在園機関が著しく延長したことなどが挙げられる。学園運営の前半

の統計で平均在園時間が一年6カ月であったのに、最近5カ年の統計では2年7カ月に延びている。その理由は、喘息、心臓病、腎臓病、肢体不自由児、畸形等の不治或は慢性の疾患で長期収容を必要とする児童が増加したためである。この傾向は今後ますます強まるものと想像される。

次に学校教育の面で、児童が身体虚弱のために学力の遅滞を招いていることは当然であるが、最近措置されてくる児童に知能の低い者が著るしく多いことである。その理由ははつきり把握できない。或は偶然のことかも知れないが、学園では独自のカリキュラムを計画して、その児童の学力に応じた学級に編入して教育するという特殊な方法によって、教師は一方ならぬ努力を続けているにも関わらず、一向に学力の進展が見られない児童が多くなっている。

以上のような実態から、今後の虚弱児施設のあり方、虚弱児に対する学校教育の問題等を考えると多くの課題を抱えていると見るべきであろう。

結論として、国は児童福祉法の中で、虚弱児対策として現行法を大巾に改正してすつきりした姿を打ち出すようにならねばならない。本業績の編輯に当つて協力された担当職員の労に対し深く謝意を表する。

昭和四十六年三月末日

園長 津田修二

注 社会福祉法人白十字会林間学校所蔵の冊子『小田原市健康学園の業績』(一九七一年)の冒頭の文章。これらに続き「学園の概況」「在籍児童の分析」「入園児童の食生活とその指導」「學習指導について」等が記録されている。

三、秦野養護学校設置までの沿革

一、国立神奈川療養所と神奈川養護学園（通称）

昭和十四年、傷痍軍人療養所として設立された当療養所は、昭和二十年十二月一日より現在の国立神奈川療養所と名称変更し、一般市民に開放された。昭和二十二年小田原市の結核学童約十名を収容したのが、学童を収容した初めである。

この頃同じく小田原市より入所加療中の高橋百代先生は、このいたいけなこどもたちの姿を見て、進んで療養の傍ら好意的な学習指導を行った。

昭和二十三年現所長上島三郎博士赴任し、児童教育に深い関心と熱意を寄せられ第十五療舎を小児病棟とし、環境の整備と教育効果の昂揚に意を注がれ、県教育委員会に要請して、二十四年六月東秦野小・中学校の養護学級として認可され、県費教員の派遣を見るに至った。これが神奈川養護学園の起りである。

この学級の運営には上島所長陣頭に立ち、第十五療舎職員、教師一体となつて当った。当時の収容児童数約五〇名、翌二十五年度には約七〇名、二十六年度より更に増加したので、高学年生を十二、十三療舎の一部にも収容するようになり、これに伴って、教員定数も二名より三名、四名と増員された。この間、施設の整備と内容の充実に鋭意努力が注がれたが、養護教育振興「マ」のためにはこのままの姿では、教育効果の万全を期し難いので、独立校とするために対県交渉が繰り返され、その熱意が県教育行政施策に反映して、昭和三十三年十月県立学校としての発足を見るに至った。

二、養護学園当時の教育

療養のための入所「と」同時に入園になるが、児童生徒は転校の手続きをとらず、それまでの学校に在籍のまま入園し、病状に応じて担任教師より、小・中学校に準じた学校教育を受けた。学期末、学年末には学業成績、出席日数等必要に応じ在籍校に連絡して修業並びに卒業等の措置がとられるようになつた。

三、年度別在園者数

三 二	三 一	三 〇	二 九	二 八	二 七	二 六	二 五	二 四	年度 部 年		
									小 学 部	中 学 部	補 習 部
6	11	4	4	6	10	5	5	6	一		
7	6	5	7	8	8	5	13	11	二		
8	3	9	7	4	3	13	7	7	三		
4	5	7	9	6	5	8	5	5	四		
3	4	6	8	8	11	7	7	5	五		
6	2	12	9	10	11	8	7	7	六		
34	31	43	44	42	48	46	44	41	小計		
7	15	11	11	13	10	9	6	5	一		
20	15	14	8	15	8	13	3	3	二		
19	19	10	9	8	12	21	10	3	三		
46	49	35	28	36	30	43	24 [19]	11	小計		
22	18	20	19	13	12	6	3	0	補習部		
102	98	98	91	91	90	95	71 [63]	52	合計		

注 神奈川県立秦野養護学校発行の『学校要覧』（一九五九年度）の冒頭の「沿革」の「神奈川県立秦野養護学校設立前の概要」の記述。上島三郎は小児科医。東京府立久留米学園長（一九三七～四六年）。国立神奈川療養所長（四八～六二年）、国立小児病院二宮分院長（六五～七七年）。静岡県済生会川奈臨海学園長を務めた。

四 『光をくまなく—在宅訪問指導講師の記録—』（抄）

今のぼくには、幸か、不幸か、それもわからない。

光をくまなく

=在宅訪問指導講師の記録=

神奈川県教育委員会

15 親のねがい

（母 三九歳）

「子を持って知る親の恩」と昔からよく言われて来た言葉ですが、長男が生まれ順調に成長し子どももの可愛さだけを知り、そして三年後に長女が生まれました。未成熟で出生し生後六ヶ月で肺炎を患い「あきらめなさい」と医者に宣告され、ようやく持ち直したがその後も何かと弱く医者のカルテは厚くなるばかりでした。友達と遊んでいても、わが子ははじめられないだろうか、泣き声が聞こえるとわが子ではないだろうか、親の欲目から見ても、他家の子どもより劣るようだ、いやいやそうでもない、内気な性質によるものだと、自分に言い聞かせて昨年まで過ごしてまいりました。

いよいよ新入学児童の身体、知能テストを受けて、その結果入学を一年遅らせる事となりました。果して来年の入学は可能だろうか、もちろん今まで児童相談所を初め、いろいろな先生方から診察や指導を頂きました。しかし、抽象的なことばだけです。これから私達はどうしたらよいだろう。夫婦でその話となると、口が重くなり、何か冷たいものが流れるようだ。この子が普通であつてくれたら……。

四月に教育委員会より、訪問指導の通知をいただき、先生がお見えになりました。最初の頃は、正しい発音ができず、先生との会話もできなく、とまどつているようでした。今日この頃は子どもも先生にすつきなりつき、先生のお見えになる日は、朝から楽しみに待つようになりました。「また」一日ごとにひらがなを覚え数を覚えてゆくわが子を見ていると、先生の「根気と愛情」による教育に、心から感謝せずにほれません。

この頃は、自分で読めることがうれしいのでしよう、いつしょに買物に行つても、ひらがなが書いてあれば、立ち止まって読み、数も手を拡げ指を折り「おかあさん、そうだね」と同意を求めます。私は「おりこうだね」と言いながら、心の底からうれしさがこみ上げてくるようです。

来年はきっと、赤いランドセルを背負つて、元気な一年生になれるだろう。洋服も靴も買ってやろう。遅れた子どもを持った親のみが理解できる、うれしい。

他人さまは、施設に入れるとよい、といわれるけれど、ぼくの両親はそれもできない。

ぼくと同じ蒙古症の、二歳になる子供を捨てた親がいるというのに……。

おわりに、担当の先生を初め、県教育委員会に心より感謝を申しあげ、今後とも、陽の当らない子ども達のために、より一層の暖かい教育の光を照らしていただきたく、お願ひ申し上げます。

22 のぞみ

(母 四三歳)

「汽車、汽車、ポッポ、ポッポ、シュッポ、シュッポ、シュッポ、シュッポ、けおりをはいて、シュッポシュッポ、シュッポッポ、行こうよ行こうよどこまでも、明るい希望が待っている。はしれ！ はしれ！ はしれ！ がんばってがんばってはしれよ」

電車にのれば歌い、歩く時にもうたい、歯みがきの時にもうたに合せて歯をみがきます。なぜかこの頃この歌ばかりうたうのです。

ともすればひるみがちな心を、この歌は、はげまし元気づけてくれます。しかし本当に明かるい希望が待っているでしょうか。自己中心的で社会性に欠け、集団生活ができずということで、一年就学猶予して、その間に何とかしようと教育研究所、児童相談所に通い、また訪問指導による教育を受け、八方手をつくしているうちにまた入学期が近づいて来ました。

おとなしく座つていれば入れてあげますよ、と今年、小学校の校長先生のお言葉。対人関係ができて、集団生活ができるようになってから入学する方が、子どものためにはよいのですよ、と先日特殊学級にお伺いした時の先生のお話でした。学校に入つてから、少しずつ皆の中にとけこんで行くという方法は、困難なこと、余りにも身勝手過ぎる考え方かも知れませんが、その進歩は微々たるものであつても前進しているのです。友だちをほしがつているのです。行こうよ、行こうよ

どこまでも、明かるい希望がまつてている。走れ、走れ、がんばって、がんばつて、走れよ。よくひびく大きな声が、私の胸をしめつけ、涙が溢れ出てくるのです。この歌のように、がんばらなくては！ 希望をもつて、がんばらなくては！ ど心に念じています。しかしながら私達親だけでは、あまりにも力が小さ過ぎ、どうにもできないのが現状です。一月も早くこの子どもたちをあたたかく迎えて下さる場所を作つて下さい、と心から願つてやみません。

第二章 みんな励ましあい そして 伸びてきました

(指導の追跡記録) [抄]

8 訪問指導制度への希望

(母 三四歳)

五月から訪問指導を受けまして、保護者として感じましたことを述べさせていただきます。

まず、ただいま十二歳の精薄児、知能はIQ四五あるいは測定不能といわれ、病弱にて施設入所が、のびのびになつている現状です。

昭和三九年に就学猶予のおねがいを出してからは、すっかり教育の面から見放され、学校教育に適応しなければ教育を受ける権利そのものも放棄させられたことを知りました。

「障害に適応した教育を」障害児の親はすべてこのことを、血の出る思いで叫びつづけてきたと思います。今年の四月、県の教育委員会において在宅児の家庭訪問指導の制度を設けられたことは、私達にとってどんなに大きなりよろこびであったことでしょう。

半年ばかり経過した現在、その成果について親として考えてみたいと思います。先生方は教育の効果については、色々と疑問をおもちになつていらっしゃるかもしれません。しかし、私の場合、驚くべき現象が多くみられるのです。それは人間としての成長です。誇り、「自分は勉強をしているのだ」という誇り。また「信頼」先生に対する人間関係における信頼感。そしてそれ等から踏み出しあげた未知の国へ向つて前進への姿勢です。

まったく短時日の間に、よくも親からこんなにもはなれられてと、その変りよう驚くばかりです。

今後のことについて希望をのべますと、この制度をもつと根の張った、確固たるものにしていただきたいということです。

対象児の把握にも疑問があります。「一五歳で打切り」も、なぜ義務教育年限をここに当てはめるのでしょうか。一週二時間は少なすぎるのでないでしょうか。「積み重ね」になるためには今少し、時間が多く要すると思うのですが……。知恵おくれの子、肢体不自由の子とそれぞれの障害に適応した教育ということを、しっかりと考えていただきたいと思います。

養護学校が義務設置されるまで、これは最善の方策と思われますので、是非是非

非、充実してくださいますように。また重ねて医療費なども国庫で負担していただけたらとひたすらおねがいいたします。

現在とを表にして、比較してみたいと思います。
五月と一二月の児童の状態比較 (○できる × できない △ときどきできる)

第三章 みんな助けあい そして 伸びていきます

(個々の指導の工夫、教材の工夫と活用) 「抄」

一 ことば指導と教具のくふう 一八人の子について

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

右に記したのは、児童憲章の前文です。

私は、五月以来、在宅児訪問指導の仕事に携わつきましたが、就学児童に比して、心身障害等の理由で就学したくとも登校が困難な在宅児は、本人はもとよりのこと、その家族にとつても、精神的にも肉体的にも幾層倍もの苦しみを背負つていることを、つくづく感じさせられました。

就学児童は、学校で教育を受けられるが、在宅児のまわりには家族しかおりません。友人もいないのです。就学児であろうと未就学児であろうと、人間としての差別がないことはここに改めて言うまでもありません。在宅児訪問指導という、県の画期的制度もそこから生まれてきたわけですが、私も、在宅児に接する時は、当然のことながら「児童をひとりの人間として尊ぶ」ことを「信条」としました。つまり、在宅児訪問指導という任にあたる私の座右の銘は、児童憲章だったので

前の表からわかるることは、五月に訪問指導を始めた時点では、ひらがなを読めなかつた子が一二月の時点で三名も読めるようになり、便意を一名は確実に教え、あとの二名は時々失敗はするが便意を教えるようになつたということを示します。便意を教えるようになつた子は言語障害を伴う子なので、動作または「シ」いう音声で、それを知らせます。

在宅児の中で、精薄、脳性マヒ、てんかん等の障害に言語障害を伴う子が多いようです。

不正確ながらも自分の意志を伝達できる子は、伸びも早いようです。

ところで、在宅児童は年齢も障害度もみな違いますから、指導の方法も個々に違つてまいります。どんな教材を使って、どのような方法で指導するかに、いつも心をくだきました。何よりも困るのは、書店にある特殊教育に関する参考書を見ても、それらは学校に付設されている特殊学級か、またはそれと前後する程度の児童に関する内容がほとんどで、重症児向きの指導に必要な参考書は皆無と言つてもよいほど見当たらないことです。それだけ、重症児に関する教育といった面の研究は遅れているのだと思います。そこに在宅児訪問指導講師としての私の悩みもあり、また、意義もあるわけなのですが……。

五月に訪問指導を始めた時点での、私の担当児童八人の個々の状態と、一二月

便意を教える 便所に行ける	ひらがなを読める 以上30字	要項 年齢	番号
125月	125月月	125月月	15歳 1
○○	○○	○○	12歳 2
○○	○○	○×	6歳 3
○○	○○	○×	7歳 4
○×	××	××	8歳 5
△×	××	××	6歳 6
△×	××	××	8歳 7
××	××	××	6歳 8

[児童の名前の欄は削除した]

第四章 はじめのころ

(指導と感想) 「抄」

一 MちゃんとOちゃんのこと

Mちゃんは三人兄弟の末子で、今年就学免除になつたばかりの男の子。四月一ヶ月の空白はあつたが、五月から私が訪問指導に伺うことになつた。

未熟児として生まれ、一ヶ月間も黄疸症状が続いたことがわざわいしたが、脳性小児マヒと診断され、現在ほとんど横になつたきりの生活。自分の力でははうことも起きあがることもできず、日常生活は食事から排便まで、すべて全面的な介助を必要としている。その上に、かなり重い言語障害をともなっている。

けれど幸いなことに知能の方は、やや遅れていると見受けられる程度なので、先生が来て勉強を教えてくれると聞いて、一から十までの数を、たどたどしくとなえたりして、私の行くのを待つていてくれた。

幼い子どもは文字通り「なすことによつて学ぶ」のが原則だが。今のMちゃんにできることは、寝たままで、見ること、聞くこと、不自由ながら話すこと、だから国語の学習といつても、方法は限られたものとなり、もっぱら厚紙のカードを見て文字を読むことが中心となるので、教える方にも学ぶ方にも、なかなか苦心がいる。それでもようやく家族五人の名前に、私の〇〇先生というのも加えて、漢字のカード六枚が間違いなく読める（判別）ようになり、自分の名前だけは、ひらがなでも読めるようになった。

こうして一年かかったら、Mちゃんは身近なやさしい漢字のいくつかと、ひらがなの大体は読めるようになるだろうと思う。

それにひきかえ、もう一人の〇ちゃんには、まだ遊びの手がかりさえつかめぬままの、涙と汗の苦しい二時間があるだけである。

〇ちゃんは、やはり重い脳性小児マヒ。九歳になる今日でも、マンマ、ブー、チャーチャンなどの数えるほどの片言しか言えない重度の言語障害に加えて、精薄という三重障害を背負っている。室内をころがるようにして移動するだけで、生活は全面的に介助を必要とすることはMちゃんと同じ。けれども体が大きいので抱いて便所へ連れていくというわけにはいかず、おむつの世話になつてている。子どもの成長を喜ばぬ親はないだろうに、〇ちゃんの場合は、大きくなることが親の悩みなのだ。もちろん施設への入所を待ちのぎんでいられるが、いまだに、あと二年待てと言われているという。下に二人の妹さんを育ててこられた両親の労苦が思いやられる。

せめて、あと二年さきか三年さきに、〇ちゃんが適当な施設へ収容される日がきた時、先生といふものはこわい人ではないんだということが、少しでもわかつてくれるために役立てばと、あれこれ手がかりになりそうな遊びの道具をたずさえては、バスのない山道を登つて行く。かえつて両親と本人を苦しめる結果になることを心から恐れ、また、二十二年余の教育経験も全く無力なことを嘆きながら……。

Mちゃんにも、機能回復訓練のこととか、社会性のこととか、問題は山積して

いるし、訪問指導にもいくつかの壁が目に見えているが、先ず〇ちゃんのようないふうに困っている家族を一日も早く救つてあげてほしいと、心から願わずにはいられない。

26 できる限り明かるい奉仕を

一、この仕事を希望した理由

(A) 過去四〇有余年公立小中学校に勤務、在職中から特殊児童生徒の教育指導には若干の関心をもちつづけてきた。（とくに退職時の中学校では、小児マヒ後の生徒を三年間あずかり——親の切望により——教育指導、現在某私立高校に在学中）

(B) 過去の経験をもとにして、恵まれない子等の教育指導の役に多少なりとも奉仕したい。

二、該当者の調査と対象者の選考

昭和四四年四月一日付で、在宅児訪問教育指導講師としての委嘱を受け、四月中に該当児童生徒の実態調査と対象者の選考を命ぜられた。（担当地区は藤沢、鎌倉、逗子、葉山、三浦の五教育委員会管下）四月三日・四日の二日間、高座三浦教育事務所の指導主事の案内で五教育委員会事務局を訪問し、あいさつを兼ねて調査の協力方を依頼した。

調査日程は次のとおり。

藤沢地区（一八日、二三日、二十四日）
鎌倉地区（一五日、一六日、二一日）
逗子地区（二二日）

葉山地区（一〇日）
三浦地区（一一日）

各地区とも地教委の係職員または福祉事務所の担当職員の案内で戸別に訪問調査をした。状況に「は」次表のとおり。

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号	
自閉症	てんかん	(先天性心臓疾患 (弁天性心臓疾患)	(先天性心臓疾患 (ハローハザード症)	脳水腫	脳膜炎 (後遺症)	ぜんそく	ダウントン症	小児麻痺 (後遺症)	精神薄弱	症状名	人数
1	2	2	2	2	2	2	4	13	28	備考	
全く周囲に無関心	知能の発育のおくれ、言語不完全も伴なっている	はげしい運動はできないが、知能の発達は普通以上の者もある	重病で手術も不可能と診断されている者もある	重症者	反応を示さない程度の者	発育(心身)もおくれている	共通の症状、心身の発達停滞	大体中度級の者であるが中には重度で肢体全く不自由な者もある	中度、重度者		

(症状別の数)	三葉	逗	鎌	藤	計	地区	性別	年齢
	浦	山	子	倉	沢			
13	1	2	3	7	男	6		
11		1	3	7	女			
5	1	1	3		男	7		
4		2	2		女			
5			5		男	8		
2	1		1		女			
3			3		男	9		
3	1	1	1		女			
5	〔	〕	1		男	10		
					女			
1		1			男	11		
1		1			女			
4	1	1	1	1	男	12		
1			1		女			
1		1			男	13		
1			1		女			
4	1	1	1	1	男	14		
2	1		1		女			
					男	15		
37	3	4	7	3	20	男		
25	2	1	2	9	11	女		
62	5	5	9	12	31		合計	

地区別・年齢別・性別の数

注 神奈川県立総合教育センターに所蔵されている。神奈川県教育庁指導部指導課編、1970年刊。神奈川県教育委員会は、69年に不就学学齢児童・生徒に対する学習書無償配布並びに訪問指導を開始し、その1年間の取り組み(保護者の手記・訪問講師の実践記録)を発行した(新書版、404頁)。「編集にあたって」に、各章を次の意図で編集したとある。第一章 在宅児の実態や環境を主として報告する。第二章 一つの指導の追跡を主として報告する。第三章 実際指導にあたって工夫した教材・教具を主として報告する。第四章 はじめのころ(指導と感想)。

五 児童福祉施設への訪問指導開始

光りをくまなくあてよう

不就学児の施設訪問開始

—対象……13施設・338名—

県教育委員会では、心身障害等のため就学出来ない学齢児童・生徒のうち、教育可能な児童・生徒に指導員を派遣して学力の向上をはかるため、不就学学齢児童・生徒の家庭訪問指導を行なつたが、このたび新たに児童福祉施設に収容（通園）されている児童・生徒に対しても指導員を駐在させて収容児の教育を行なうことになった。

施設訪問指導に関する要綱、対象児・対象施設及び指導員はつぎのとおりである。

不就学児の施設訪問指導に関する要綱

第一条 義務教育の学齢期にありながら、心身障害等の理由から、学校教育法第23条および同法第39条第3項の適用を受けて就学猶予または就学免除等になり、かつ、児童福祉法第27条第一項の適用を受けて精神薄弱児施設に収容されて正規の義務教育を受けられない児童生徒（以下「不就学児」という。）を対象に、教育可能な児童生徒に対して義務教育の機会を与える。

（対象者）

第二条 施設訪問指導の対象者は、不就学児で施設の長が施設訪問指導を希望し、かつ訪問指導による教育が可能であると認める者とする。

（申請および決定）

第三条 施設の長は、神奈川県教育委員会が別に定めるところにより、訪問指導による教育が必要と認められる者について神奈川県教育委員会に報告する。

2 神奈川県教育委員会は前項による報告に基づいてこれを審議し、対象者を決定して施設の長に通知する。

（施設児指導非常勤講師の任用）

2 指導講師（以下「指導講師」という。）を任用する。

2 指導講師は原則として次の各号に該当する者のうちから任用するものとする。

- (1) 人格および日常の行動において社会的信望があると認められる者
- (2) 心身障害児の教育に関し深い理解と見識とを有すると認められる者
- (3) 訪問指導を行なうため、積極的に施設を訪問し、対象者および施設の相談、指導にあたることのできる者
- (4) 教員の経験3年以上の者

（指導講師の配置および勤務場所等）

第五条 神奈川県教育委員会は第3条により決定された対象者の数に基づいて次の6地区に指導講師を配置する。

(1) 横浜地区	(2) 横須賀地区	(3) 川崎地区
(4) 中地区	(5) 足柄下地区	(6) 愛甲地区
(1) 横浜地区	神奈川県教育庁指導課	
(2) 横須賀地区	神奈川県教育庁指導課	
(3) 川崎地区	神奈川県教育庁指導課	
(4) 中地区	中教育事務所	
(5) 足柄下地区	足柄下教育事務所	
(6) 愛甲地区	愛甲教育事務所	

（指導講師の服務）

第六条 指導講師は指導課長または勤務する教育事務所の長（以下「指揮監督者」という。）の指示に従わなければならぬ。

2 指導講師は原則として13人の対象者を受け持ち、毎週4日間定められた曜日のうち、一日4時間指導し、その他の時間は教材研究等を行なうものとする。

3 指導講師は施設の長および関係行政機関と密接な連携を保持しながら、公平かつ適切にその業務を遂行するよう努めなければならない。

4 指導講師は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また解任後も同様とする。

5 指導講師は次の各号の一に該当すると認められるときは、その意に反して解任される。

- (1) 心身の故障のため業務の遂行に支障があり、またこれに堪えられない場合
- (2) 業務を怠り、または指導講師としてふさわしくない非行があつた場合
- (3) 前一～4項の服務に服さない場合

(指導講師の報酬等)

第7条 指導講師に支給する報酬月額等については別に定める。

- 2 指導講師には研修等を行なうために要する費用の弁償として旅費を支給することとし、その額は行政職(一)の3等級相当とする。

(指導講師の勤務内容)

第8条 指導講師は、指揮監督者の指示する方針に基づき、対象児および施設に対し訪問等により次の各号に掲げる事項を行なう。

- (1) 心身障害児の能力に応じて、小学校または中学校に準ずる教育指導ならびに相談、助言を行なうこと。
- (2) 必要に応じて施設に対する教育上の相談、助言を行なうこと。
- (3) 心身障害児教育に関する情報収集、分析および資料の提供に関すること。
- (4) その他前3号の業務遂行に必要なもので、指揮監督者が指示した事項に関すること。

(研修および業務連絡)

第9条 指導講師は、神奈川県教育庁指導部指導課長の招集する研修会等に出席し、研修および業務連絡等を行なうものとする。

(訪問指導票の提出)

第10条 指導講師は別に定める様式により指導事項について訪問指導票を指揮監督者に提出しなければならない。

(事務取扱要領等)

第11条 この事業および指導講師の職務に關し、その具体的な内容および計画等

事務取扱い「いに」について必要な事項は、そのつど別に定める。

付 則

この要綱は昭和45年4月1日から施行する。

※施設児指導非常勤講師の報酬月額についての詳細は省略する。

施設児指導講師派遣先一覧表（昭和45年4月1日現在）

地区	施設名	現員	対象児数	派遣講師数	備考
横浜	ひばりヶ丘学園 [が]	102	27	3	県立
	光風園	55	12	1	法人立
	白根学園	28	11	1	//
	松風学園	63	13	1	横浜市立
	ときわ学園	51	27	3	//
横須賀	長沢学園	99	37	1	県立
	海風学園	28	15	2	法人立
川崎	柿生学園	60	21	2	県立
	末長学園	47	45	4	川崎市立
中	素心学院	29	14	2	法人立
	進和学園	35	17	2	//
下	光海学園	76	34	3	//
愛甲	愛名学園	88	65	5	県立
計		761	338	31 [30]	

注
『教委時報』第一七三号（一九七〇年六月）。神奈川県教育委員会は、六九年に「就学児童・生徒の家庭訪問指導制度」を実施した。翌七年には施設入所の不就学児の訪問指導を開始した。この要綱は七二年四月に改定された。主な変更の一つは、第一条の精神薄弱児施設に続き、「精神薄弱児通園施設、重症心身障害児施設及び教護院」の追加である。

